令和元年度 日本薬剤師会会務並びに事業報告 (平成31年4月1日~令和2年3月31日)

目 次

1. }	薬剤師養成のための薬学教育への対応 5
(1)	薬学生実務実習受入体制・指導体制の充実・強化及び「薬学教育モデル・コア
	カリキュラム改訂版」への対応
(2)	薬学教育全般の諸課題への対応
(3)	大学及び関係団体との連携強化
2	生涯学習の充実・学術活動の推進
	生涯学習支援システムJPALSの運営・普及
	e-ラーニングシステム配信コンテンツの制作
	薬学5団体による「薬剤師生涯学習達成度確認試験」実施への協力
	日本薬剤師会学術大会(山口大会)の開催
	研究活動の促進と研究倫理に関する研修の実施
, ,	都道府県薬剤師会、地域における薬剤師の研究に係る倫理審査の体制整備への対応
	薬剤師生涯教育推進事業の実施
	日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度に係る研修受講シール交付に関する対
	応
	薬剤師・薬局機能の充実及び医療安全対策の推進
(1)	かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るための各種対策
	医薬分業の質的向上を図るための各種対策
	「薬と健康の週間」への対応
	セルフメディケーションへの支援
	薬局等における医療安全管理体制の整備・充実に関する事業
	薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業継続実施への支援・協力
(7)	医療ICT化に対応した活動
4. [医薬品等情報活動の推進
-	国民への医薬品等情報提供サービスの拡充・推進
	国・企業・学会等の情報の収集・評価・伝達
	医薬品リスク管理計画(RMP)を念頭においた薬剤イベントモニタリング

5.	公衆衛生・薬事衛生への対応	26
(1)	学校薬剤師活動の推進支援	
(2)	過量服薬・自殺予防等対策	
(3)	危険ドラッグ等の薬物乱用防止啓発活動の推進	
(4)	アンチ・ドーピング活動の推進(スポーツファーマシストの活動支援等)	
(5)	感染症等対策	
(6)	都道府県薬剤師会関係試験検査センターを活用した調査実施等	
(7)	食品の安全性確保への対応	
	地域包括ケアシステムを踏まえた地域医療、介護、保健等の提供体制	
•	への取り組みの推進	38
(1)	医療計画等各種計画、地域医療提供体制等への参加・連携促進	
(2)	多職種連携(薬薬連携を含む)の推進	
(3)	在宅医療の推進のための各種事業及び調査・研究	
(4)	健康サポート薬局の推進	
(5)	医療用麻薬、無菌製剤の適正な供給、管理のための環境整備	
7.	医療保険制度・介護保険制度への対応	4
(1)	調剤報酬体系における課題、在り方等に関する調査・研究及び検討	
(2)	調剤報酬請求事務の適正化	
(3)	社会保険指導者の研修・育成	
(4)	薬価基準収載品目の検討	
(5)	後発医薬品の使用促進への対応	
(6)	医薬品産業政策及び流通問題への対応	
8. 3	災害時等の医薬品の確保・供給への対応	5
(1)	災害時等における医薬品等の確保・供給のあり方の検討	
(2)	災害時の救援活動等への準備・対応	
9. 律	都道府県薬剤師会等との連携	5
(1)	日本薬剤師会学術大会(山口大会)の開催(再掲)	
(2)	都道府県薬剤師会の活動に対する支援・協力	
(3)	日本薬学会等学術団体との連携	
	国際交流の推進	5
10.	It is a later and the tenant	
	FIPへの協力・支援及び参加促進	
(1)	FIPへの協力・支援及び参加促進 FAPAへの協力・支援及び参加促進	
(1) (2)		

11.	その他			5	8
(1)職域部会	会の活動推進			
(2)薬剤師職	能、本会事業	(各種公益活動)	の広報並びに周知	
(3)日本薬剤	削師会雑誌の発行	行		
(4) 会員拡充	で対策の推進			

- (5)薬剤師賠償責任保険制度等の普及
- (6) 薬剤師年金保険制度の継続的な運営
- (7) 共済部等福利制度の運営
- (8) 薬学生の活動に対する支援・協力
- (9) 日本薬剤師会館建設に向けた対応
- (10) 各種法規・制度への対応
- (11) 税制改正・政府予算案等への対応
- (12) 薬剤師行動規範の普及・啓発
- (13) その他本会の目的達成のために必要な事業

事業報告

高齢化と人口減少が加速する中、2025年を念 頭に進められてきた社会保障・税一体改革は、 昨年10月の消費税引き上げで区切りを迎えた。 これからは、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040年を見据えて、国民の安心と経済成長の礎 となってきた国民皆保険を維持して次世代に継 承するとともに、全世代型社会保障を構築し、 誰もがより長く元気に活躍できるよう、就労・ 社会参加の環境整備、健康寿命の延伸、医療・ 福祉サービスの生産性向上、給付と負担の見直 し等の取組がはじまろうとしている。こうした 中で薬剤師と薬局は、住民・患者から信頼され て選ばれる「かかりつけ」としての機能と役割 を充実・強化し、各地域で構築される「地域包 括ケアシステム」の一翼を担い、期待される役 割を果たしていかなければならない。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、調剤報酬について、かかりつけ機能に応じた適切な評価や対物中心の業務から対人中心の業務への構造的転換の推進と適正な処方の在り方を検討すること、健康サポート薬局については、一般用医薬品等の普及などによりセルフメディケーションを進める中で効果を検証しつつ取組を進めていくこととされた。薬剤師・薬局には、薬剤の調製などの対物中心の業務から患者・住民とのかかわりの高い対人中心の業務に転換し、必要かつ適切なサービスを提供するとともに地域の医薬品供給拠点として機能し、医療提供体制に貢献していくことが求められている。

令和元年12月に公布された改正医薬品医療機器等法では、医薬品の服用期間を通じた服薬状況の把握や指導を行い、必要に応じて医師等に情報提供するよう努め、薬物療法の最適化に寄与することが薬剤師の職能であり、薬局の基本的機能も再定義されて、医療機関等との情報連携や在宅医療に一元的・継続的に対応できる薬

局と専門的な薬学管理に他の医療提供施設と連携して対応できる薬局を認定する制度が導入されることとなった。一人の薬剤師が一つの薬局を開設するという原則に立っていたこれまでの法体系では規制できないほど薬局・薬剤師を取り巻く環境は大きく変化しており、改正医薬品医療機器等法のもとで、国民・患者のニーズに的確に対応できる薬剤師・薬局となっていかなければならない。

一方、保険薬局の指定に係る留意事項通知に 伴うルール適用(平成28年10月)により、医療 機関による同一敷地内への薬局誘致が続いてい る。このような状況は医薬分業の趣旨に反する ものであり、「患者のための薬局ビジョン」に 示されたかかりつけ薬剤師・薬局の推進や法改 正の趣旨にも逆行するものである。保険薬局の 指定に当たっては、留意事項通知が厳格に適用 されることを引き続き強く求めていく。昨年10 月の消費税引き上げについては、診療報酬・調 剤報酬への的確な転嫁や、控除対象外消費税へ の適切な対応等の税制上の措置を講ずることを 要望してきた。そして、医薬品の一元的・継続 的な薬学管理指導と医薬品等の供給を行い、地 域包括ケアシステムの中で地域住民の相談役と して役割を担う、かかりつけ薬剤師・薬局の普 及推進を図るとともに、入退院時の患者情報の 共有化等による患者の医療安全確保のため、薬 局薬剤師と病院(診療所)薬剤師の連携の一層 の推進を図った。さらに、診療報酬・調剤報酬、 介護報酬のあり方、入会促進施策等による組織 強化、薬剤師養成教育の充実に向けた諸活動、 薬剤師の自己学習・研鑽への支援等に取り組ん だ。また、新型コロナウイルス感染症に対して は、近隣都県薬剤師会と連携し、厚生労働省の 協力要請に対応した。

本年度は、これらの課題に取り組むとともに、 都道府県薬剤師会等との連携の下、国民の健康 な生活の確保・向上に寄与するため、以下に掲 げる事業を行った。

1. 薬剤師養成のための薬学教育への対応

(1)薬学生実務実習受入体制・指導体制 の充実・強化及び「薬学教育モデル・ コアカリキュラム改訂版」への対応

1) 薬学教育委員会での検討

薬学教育委員会では、前年度までは、平成31年2月から開始された「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」(以下、「改訂カリキュラム」)に基づく実務実習への対応策につき重点的協議を行ってきたが、同実習の開始を受け、本年度からは同実習の実施における課題の把握並びに対応策を中心に検討を行っている。

本年度は、都道府県薬剤師会の実務実習担当者を対象とした全国会議の企画並びに指導薬剤師を対象にしたアンケートを実施した。

2)令和元年度薬局実務実習担当者全国会議の開催

本会は令和元年8月5日、「令和元年度薬局実 務実習担当者全国会議」を本会会議室にて開催 した。本会議は、主に平成31年2月より開始さ れた改訂カリキュラムに基づく実習の実施状況 について情報共有するとともに、今後の本会の 取組み等を説明するために開催したもので、都 道府県薬剤師会薬局実務実習担当役員、本会薬 学教育委員会関係者等約 110 名が出席した。当 日は、はじめに文部科学省及び厚生労働省担当 官、並びに薬学教育協議会関係者からの講演が 行われた。その後、本会担当役員より、今後の 本会の取組みとして、改訂カリキュラムに基づ く実習の実態や課題の把握のため、アンケート 調査を行い、その集計結果等を基に、本年度後 半から実施する「薬局実務実習受入に関するブ ロック会議」等の場を活用して、課題解決に向 けた対策を協議する予定である旨等を説明した。

3) 改訂カリキュラムに基づく実習の実施状況 に関するアンケート調査の実施

本会では、改訂カリキュラムに基づく実習が

円滑に導入できるよう、先行導入(トライアル 実習)の実施状況や、改訂カリキュラムに基づ く実習の実施に向けた環境整備の状況に関する 調査を行い、課題を把握し対策に取り組んでき たところである。本年度は、実習の実施状況に ついては「薬学実務実習に関する連絡会議」が アンケートを実施することになったため、本会 としては、実習の内容に焦点を絞ったアンケー ト調査を実施した。

アンケート調査はインターネットによる方法で行い、都道府県薬剤師会の協力により、第 I 期・II 期に学生を受け入れた施設の認定実務実習指導薬剤師を対象に調査票を配付し、約 2,500の薬局から回答を得た。結果は薬学教育委員会で取りまとめ中であり、来年度早期に都道府県薬剤師会へ通知、公表予定である。また来年度以降、アンケートから得られた実務実習の実施上の課題等について対応策を検討・実施していく。また、各県・ブロックにおいても同様に活用いただけるよう、都道府県薬剤師会に対してアンケート結果(暫定版)を提供し、ブロック会議において課題解決に向けた協議を行った。

4)薬局実務実習受入に関するブロック会議の 開催

本会では平成17年度より、実務実習の受入体制整備を目的に、全国8地区(薬学教育協議会の地区割による)で、各地区の都道府県薬剤師会及び薬科大学・薬学部関係者、地区調整機構関係者等を対象に、薬局実務実習受入に関するブロック会議を開催している。

本年度は下記日程で開催し、改訂カリキュラムに基づく実習の地区毎の課題を検証するとともに、課題への対応策につき集中的な協議を行った。

令和元年度薬局実務実習受入に関する ブロック会議開催実績

 11月9日
 中国・四国地区(高松市)

 12月11日
 関東地区(東京都)

12月14日北海道地区(札幌市)12月22日北陸地区(金沢市)令和2年1月10日近畿地区(大阪市)1月19日東北地区(盛岡市)1月31日九州・山口地区(福岡市)2月5日東海地区(名古屋市)

5) 新型コロナウイルス感染症の発生を受けて の実務実習に関する対応

令和2年2月より開始された、令和2年度第 I期実務実習については、新型コロナウイルス 感染症の影響により、実務実習を一時休止する 大学も発生した。このため、本会では薬学教育 協議会と連携を図り、実習を中止する大学等の 情報収集に努めた。更に本会では、今後の実務 実習に関する対応に関し、大学が実習の継続等 を判断するにあたっては、各受入薬局が実習を 実施する上での環境等について大学側と情報共 有を図り、連携して検討を進めることが重要で ある旨等を都道府県薬剤師会に通知した(令和 2年3月3日付、日薬業発第451号)。なお、当 該通知には、薬学教育協議会から各大学に送付 された同協議会の対応方針を参考に添付した。

(2)薬学教育全般の諸課題への対応 1)薬学教育関連会議への参画

本会では薬学教育並びに実務実習に関する諸 課題に対応するために、「薬学実務実習に関する 連絡会議」(以下、「連絡会議」)、「新薬剤師養成 問題懇談会」(以下、「新6者懇」)等の会議に参 画し、関係団体とともに薬学教育に係る諸課題 に取り組んでいる。

連絡会議では、改訂カリキュラムに基づく実習の開始を受け、同実習の実施状況等を把握するために、本年度第Ⅰ期から第Ⅲ期の受入施設並びに大学を対象としてアンケート調査を実施し、本会はアンケートの作成に参画するとともに、受入薬局の回答促進のため、都道府県薬剤師会に周知依頼を行った(令和元年6月27日付、

日薬業発第 110 号)。令和元年 12 月 13 日に開催された連絡会議では、アンケートから把握された課題について協議され、同 26 日に「令和元年度における実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応について」が関係団体へ発出され、本会から都道府県薬剤師会に通知した。

新6者懇は令和2年2月10日にも開催され、 薬学教育のほか国家試験や免許取得後も含めた 薬剤師に関わる事項について、医薬品医療機器 法等の改正も踏まえ、薬剤師の将来を見据えた 議論が行われた。来年度以降、薬剤師に求めら れる資質等について、薬剤師の需給予測も含め、 薬剤師の養成や資質向上等に関する新たな検討 の場が設置される見込みである。

2) 臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会について

厚生労働省は令和元年 12 月に臨床検査技師 学校養成所カリキュラム等改善検討会を設置し、 臨床検査技師の養成カリキュラムについて見直 しを図っている。

同検討会では、教育内容の水準の統一化として、獣医学又は薬学の大学を卒業したものと臨床検査技師養成所の臨地実習単位を統一する案が示されている。薬学の大学を卒業したものでは、臨床検査技師国家試験の受験資格を得るための臨地実習単位数の引き上げにつながることから、本会では厚生労働省の担当課と協議したほか、同検討会の取りまとめなどについて引き続き注視している。

(3) 大学及び関係団体との連携強化

日本薬学会では毎年、「改訂カリキュラム」において基本的考え方とされる OBE (学習成果基盤型教育)をテーマとしたアドバンストワークショップを開催している。本年度も、「第5回若手薬学教育者のためのアドバンストワークショップ」として9月21~23日、大阪市内において開催され、本会からは全国から実務実習に関して指導的立場にある9名の薬局薬剤師を派遣し

た。本アドバンストワークショップは OBE を学 ぶ貴重な機会であることから、本会ではその都 度、全国から幅広く参加者を募っている。

その他、薬学教育協議会、薬学教育評価機構 をはじめ、薬学教育関係団体主催の会議等に本 会関係者を派遣し、薬学教育及び実務実習に関 する諸課題の検討を行うなど、関係団体との連 携に努めている。

2. 生涯学習の充実・学術活動の推進 (1)生涯学習支援システムJPALSの 運営・普及

平成24年4月に生涯学習支援システム JPALSをスタートし、本年度は稼働8年目となる。

JPALS は、継続的な専門能力開発 CPD (Continuing Professional Development)の4つのサイクル「自己査定 reflection」、「学習計画 planning」、「(学習の)実行 action」、「(学習後の)評価(自己評価)evaluation」に基づいて、計画的に生涯学習を進めるための支援システムである。具体的には、Web上のポートフォリオシステムに学習したことを記録し、段階制の仕組みであるクリニカルラダー(以下、「CL」)により、プロフェッショナルスタンダード(以下、「PS」)383項目の到達目標を指標としながら、Webテストの受験などを経て、生涯学習の継続、ステップアップを図っていくものである。

1) JPALS 認定薬剤師制度

薬剤師の認定制度における第三者認証については、その役割を薬剤師認定制度認証機構(以下、「CPC」)が担っている。本会では、薬剤師の将来を見据え、JPALS の CPC 認証を取得することとし、平成 29 年 10 月に CPC に認証取得申請を行った。その後、平成 30 年 2 月 2 日に行われた CPC の理事会において認証され、JPALS は認定薬剤師制度(認証番号 G25)に移行した。これにより CL レベル 5 以上が「JPALS 認定薬剤師」と認定されることとなった。

認定制度への移行に伴い、「JPALS運営要綱」 及び「JPALS 認定薬剤師制度規程」を新たに定 め、本会の組織体制として、生涯学習委員会の 下に次に示す3つの小委員会を設置し、生涯学 習委員会及び各小委員会規程を整備した。 1) Web テスト試験問題作成小委員会、2) Web テ スト試験問題検証小委員会、3)Web テスト受験 資格審査小委員会。各小委員会では平成29年度 の Web テスト (平成 30 年 3 月実施) から、① CL レベル 5 昇格のための Web テスト受験資格 審査の確認、②次年度に向けた Web テスト試験 問題の検証、③検証小委員会で再検討すべきと された試験問題を新たに作成一の3つの作業を 行っている。本年度はこれら3つの小委員会を 複数回開催し、検討を行った。今後も制度運営 に必要な用務を行うべく、引き続き対応予定で ある。

また、「JPALS 認定薬剤師制度規程」に基づき、本会へ提出される実践記録は、当該年度のWebテスト受験を認められるかどうかの判定材料となった。記載が不十分な場合、当該年度のWebテストの受験が認められない可能性があることから、記載内容や方法、留意点等についてまとめた「日本薬剤師会へ提出する実践記録作成のポイントーより良い実践記録を書くために一」を改訂し、公表した(令和元年10月3日付、日薬業発第214号)。引き続き利用者への周知を進め、実践記録の充実を図っているところである。令和2年3月末日現在の「JPALS 認定薬剤師」は6,574名である。

各CLレベルの状況と昇格 Web テストの実施状況

CL レベルの昇格 Web テストは、受験資格要件を 1 月 10 日までに達成する必要があり、利用者へメールや日薬ニュース等を活用してその周知に努めている。JPALS スタートより 8 回目となる令和元年度の昇格 Web テストを令和 2 年 3 月 1 ~ 31 日に実施した。CL レベル 1 から 2 ~ の昇格 Web テストは、受験資格要件を達成する

期日の1月10日までに317名が受験資格を得て291名が合格、CLレベル2から3への昇格Webテストは223名が受験資格を得て214名が合格、CLレベル3から4への昇格Webテストは232名が受験資格を得て221名が合格、CLレベル4から5への昇格Webテストは422名が受験資格を得て329名が合格した。

令和2年3月末日現在の JPALS 登録者総数は32,616名で、CL レベルの内訳は、レベル1:12,970名、レベル2:9,107名、レベル3:675名、レベル4:2,892名、レベル5:6,501名、レベル6:451名となっている。

3) 専門分野別学識試験の実施

JPALSでは、専門分野における学会の認定を取得しにくい環境にいる薬剤師に対して、専門分野の学識を有しているか確認する機会として、CLレベル5または6の利用者を対象に、前年度より「専門分野別学識試験」を実施している。第2回目となる本年度は、前年度に引き続き「腎臓病薬物療法分野」(日本腎臓病薬物療法学会協力)と、新たに「緩和医療薬学分野」(日本緩和医療薬学会協力)の2分野の試験を実施した。

本年度は、9月1~30日を受験申込期間とし、受験申込者延べ245名(「腎臓病薬物療法分野」107名、「緩和医療薬学分野」138名)が10月1~31日の間にJPALSサイト上で受験し、合格者は164名(「腎臓病薬物療法分野」61名、「緩和医療薬学分野」103名)であった。合格者には、学会と本会連名の合格証明書を発行(ダウンロード)した。試験の受験機会は1年に1回のみとなっており、試験は来年度以降も実施を予定している。

4) その他

システムの運用に関しては、情報通信環境の 変化に応じて必要なメンテナンスを実施してお り、また、利用者からのシステム利用方法、ク リニカルラダーや認定等に関する問い合わせに ついては事務局にて対応を行っている。セキュ リティの観点から、継続的にシステム改修を重ねており、今後も利用者の利便性を図り必要な 改修を行っていく予定である。

(2)e-ラーニングシステム配信コンテン ツの制作

JPALS の e-ラーニングシステムで配信する コンテンツは、自己学習材料の提供という位置 づけで配信を行っており、これまで、「研究倫理 (入門編・更新講習)」、「糖尿病」、「医薬品情報」、 「がん」、「緩和薬物療法」、「コミュニケーショ ン」、「腎機能と薬物療法」、「研究論文と薬剤師」、 「医療倫理」、「法律と薬剤師」、「実践記録の書 き方」、「学校薬剤師」、「ハイリスク薬」、「薬局 製剤」、「セルフメディケーション」、「医薬品試 験」、「DEM」のカテゴリに沿ってコンテンツを 制作、配信している。本年度は、「研究倫理(更 新講習)」1コンテンツ、「薬学的管理(ポリフ ァーマシー対策、薬剤耐性(AMR)関係)」3 コンテンツの配信を開始し、令和2年3月現在、 全87コンテンツを配信している。また、新たに 「研究倫理 (更新講習)」を2コンテンツ、「学 校薬剤師」1コンテンツの収録を行っており、 令和2年度に公開予定である。

なお、導入当初に制作された Adobe Flash Player 形式の 29 コンテンツについては、令和 2 年 12 月に Adobe のサポートが終了予定のため、令和元年 11 月 1 日より「受講申込受付」を停止した(令和 2 年 10 月末日に配信停止予定)。

(3) 薬学5団体による「薬剤師生涯学習 達成度確認試験」実施への協力

平成27年11月、約3年の検討を経て、生涯 学習を一定の期間にわたり継続的に行っている 薬剤師のうち、希望者を対象として、統一的な 基準で評価することを目的に、日本医療薬学会、 日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本薬剤師研 修センター及び本会の5団体が共同で行う「薬 剤師生涯学習達成度確認試験(以下、「確認試 験」)の実施が決定した。試験の受験資格について、実務経験年数は統一する方向とされたが、それ以外は各団体が設けている認定制度等の状況を勘案し各団体がそれぞれ定めるとされたことから、本会では JPALS の CL レベル 6 への昇格試験として、CL レベル 5 であり、かつレベル 5 に昇格後 1 年を経過した者」と実施要領細則で定めた。

確認試験の受験申込の受付事務、当日の運営等については日本薬剤師研修センター主体で行われている。試験内容は日本医療薬学会の認定薬剤師試験に準ずる内容であることから、同認定薬剤師試験の日程と同じ、毎年7月最終日曜日に実施されている。第4回は令和元年7月28日に札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡の7箇所で実施され、110名が受験した。合格者は33名で、その内19名がJPALSのCLレベル5の資格で合格し、CLレベル6に昇格した。なお、令和2年度の確認試験は、例年と異なり、9月末に実施予定と広報されている。確認試験の実施について、引き続き広報等に努めていく予定である。

(4)日本薬剤師会学術大会(山口大会) の開催

1) 大会の概要

第 52 回日薬学術大会(山口大会)が、10 月 13 (日)・14 日(月・祝)の両日「原点」をメインテーマに下関市民会館他6会場で開催され、全国から約 9,700 名の薬剤師・薬学生が参加した。

初日の開会式では、山本信夫日薬会長(大会 長)より挨拶があり、まず、台風 19 号で被災さ れた方々、亡くなられた方々へのお見舞いとお 悔やみが述べられた。そして、「令和の時代がス タートし、新たな時代のニーズに的確に応える 薬剤師・薬局を目指して歩んでいかなくてはな らない。我が国では国民が等しく医療の恩恵を 受けている世界でも稀有な国であるが、その反 面、薬剤師の業務は「開発目標に向けて発展中では」との指摘がされている。このギャップを埋めることが我々に課せられた大きな責任であると同時に、次の世代の薬剤師の引き継ぐアウトカムと確信している。また、今大会のメインテーマ「原点」は、恵まれた社会環境の下でややすると忘れられがちな薬剤師自身の役割について、一人一人の薬剤師が真摯にその原点を見つめなおす上で格好のテーマと言える。2日間にわたる議論を通じて「薬剤師の原点とは何か」をしっかりと掴み、自らの存在意義を見つけ、未来に向けた一歩を踏み出す出発点となるものと期待している」、と述べ挨拶とされた。

続いて大会運営委員長の中原靖明山口県薬剤師会会長より挨拶があり、「今大会のテーマは原点とした。今年、山口県薬剤師会は創立130年の節目の年となる。それぞれの時代の薬剤師が努力することにより困難を乗り越え、現代に引き継がれていると思っている。私たちの熱き志を胸に、幕末の動乱期を駆け抜けた維新の志士たちのように、今の時代を生き、自らの役割、社会的な責任についてあらためて見つめ直す機会となるかと思っている。原点を胸に前に進み、薬剤師の未来に火をともす、そのような大会となることを祈念している」と述べた。

引き続き、来賓祝辞として、加藤勝信厚生労働大臣(樽見英樹厚生労働省医薬・生活衛生局長代読)、萩生田光一文部科学大臣(司会代読)、村岡嗣政山口県知事、前田晋太郎下関市長、河村康明山口県医師会会長よりそれぞれ祝辞が述べられた。

このほか、来賓として、松本純衆議院議員、 藤井基之参議院議員、本田顕子参議院議員、高 倉喜信日本薬学会会頭、木平健治日本病院薬剤 師会会長、豊島聰日本薬剤師研修センター代表 理事に臨席いただいた。

そして、開会式第一部の式典の最後には、中原靖明大会運営委員長から次回開催地である竹内伸仁北海道薬剤師会会長へ薬剤師綱領楯の引

き継ぎが行われた。

次いで、開会式第二部の表彰式では、令和元年度の日本薬剤師会賞(5名)、同功労賞(8名)、同有功賞1団体に、山本会長より表彰状並びに副賞が授与された。第三部の特別記念講演では、2018年ノーベル生理学・医学賞、京都大学高等研究副院長・特別教授の本庶佑氏より「獲得免疫の驚くべき幸運」と題した講演が行われ、開会式を終了した。

その後、初日午後より翌日午後までの2日間にわたり、特別講演5題、特別企画1題、分科会(27テーマ)、会員発表(口頭発表170題、ポスター発表418題)、ランチョンセミナー(20)、モーニングセミナー(5)など、多彩なプログラムが実施されたほか、展示会場等では、OA機器や薬科機器、医薬医品、書籍等のブースが出展した。大会2日目の午後には、県民公開講座として、第一部「その情報、信じていいの?~正しい医療情報の見極め方、検索のポイントとは~」、第二部「知っておきたい!クスリについての基本知識~お薬と上手につきあうために~」と題した講演が行われ、大会の全日程を終了した。

また、平成 27 (2015) 年開催の第 48 回大会より創設されたポスター優秀賞には、最優秀賞 1 題、優秀賞 5 題が選考され、各受賞者には後日、表彰盾が授与された。

2) 一般演題投稿規程の一部改定

山口大会の一般演題募集に際し、演題投稿予定者から質問を受けた内容等を踏まえ、令和元年 12 月 10 日の理事会において、日薬学術大会の一般演題投稿規程の一部改定を行った。一般演題投稿規程(第2条第2項)では、「投稿者は、日本薬剤師会の会員に限る。但し、入会手続き中の者及び薬学生はこの限りではない。」と規定しているが、当該条項では会員の種類を限定していなかったため、賛助会員(非薬剤師)の発表も可能であると解釈できており、投稿予定者より問い合わせを受けることがあった。そこで、

投稿者を薬剤師に限定するため、当該条項中の「会員」を「正会員」に改定した。また、同じ年度の大会において、同じ内容の演題を複数人が発表することを禁止する条項(第4条第2項)を整理する改定も行った。

3) 次期学術大会

第 53 回大会(北海道大会)は、オリンピック 開催に伴う祝日(10 月 12 日・体育の日)の移動 の関係で、令和 2(2020)年 10 月 10 日(土)、 11 日(日)の両日、「その先へ。あなたに寄り添 う心とともに」をメインテーマに、札幌市民交 流プラザ等で開催する予定である。

(5)研究活動の促進と研究倫理に関する 研修の実施

我が国の臨床研究に関する倫理指針は、「人を 対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部 科学省・厚生労働省告示)が平成26年12月22 日に公布され、27年4月1日より施行された。

本会では、平成26年度に「臨床及び疫学研究に関する倫理審査に係わる検討委員会」を立ち上げ、各都道府県薬剤師会が運用する状況に応じて適宜準用できる手順書(以下の2種類)を平成27年度に作成した。

- ・人を対象とする医学・薬学系研究の実施に関する手順書
- ・人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査 業務手順書

平成28年度からは、委員会名を「臨床・疫学研究推進委員会」に変更し、本会における倫理審査委員会である「臨床・疫学研究倫理審査委員会」の事務局機能としても活動している。平成29年には上記手順書の見直しを行い、新しい手順書は平成29年12月1日より施行した。

また、研究に取り組む薬剤師や倫理審査に関わる者の教育・研修の支援のため、e-ラーニングコンテンツ「研究倫理入門編」を平成28年度に3本、「研究倫理更新講習」を平成29年度に2本、平成30年度に1本、本年度に1本制作し、

JPALSで配信している。来年度は2本配信を行う予定で準備を進めている。この e-ラーニングは受講後に理解度確認テストに合格すると研修修了証が発行(ダウンロード形式)される仕組みで、利用者の利便性の向上のため、平成29年12月より、JPALSの e-ラーニングコンテンツ中「研究倫理」に関するコンテンツを別立てとした。

また、日薬学術大会においては、第50回大会 (平成29年・東京大会)より一般演題(口頭発表、ポスター発表)投稿者に対し、投稿時の利益相反状態の確認及び発表時の開示を求めており、第52回大会(令和元年・山口大会)より、倫理審査が必要なものについては倫理審査を受けていることが投稿の要件とされている。こうしたことを受け、研究倫理や倫理審査に関する研修受講の啓発や、演題投稿時に倫理審査に関する研修受講の啓発や、演題投稿時に倫理審査に関する確認を行うことについての周知として、本会ホームページでの案内や、チラシ「研究倫理や倫理的配慮をご存知ですか?」、冊子「研究倫理審査申請準備ガイド〜研究計画書の記載方法〜」を作成し日薬誌へ封入した。本年度はチラシの内容を更新し、学術大会会場で配付した。

今後の大会においても、利益相反状態の演題 投稿時の確認及び発表時の開示、人を対象とす る医学系研究に関する倫理指針に該当するか否 か、該当する場合は倫理審査を受け承認された かを演題投稿時に確認することを継続する方針 である。

また本年度は、倫理審査を受けたかの確認を 行った初の大会であることから、一般演題投稿 者に対するアンケートを実施した。アンケート で得られた意見等を学術大会の運営に活用する とともに、今後、薬剤師の学術活動への支援方 策を検討・実施していく予定である。

(6) 都道府県薬剤師会、地域における 薬剤師の研究に係る倫理審査の体制整 備への対応

都道府県薬剤師会における倫理審査体制の整備状況の進捗確認のため、都道府県薬剤師会を対象に「臨床・疫学研究の倫理審査体制整備に関するアンケート調査」を平成26年より実施している。本年度の調査においては、各都道府県薬剤師会における倫理審査委員会の設置状況のほか、審査実績や倫理審査委員会の運営上の課題等を把握する目的で実施した。調査によると、令和元年2月21日現在、倫理審査委員会設置済みが44県、未設置が3県であり、審査実績は設置時期により県ごとに差があった。また調査により把握された課題については、令和2年2月21日に開催した「研究倫理に関する全国会議」において、日薬からの助言や解説を行ったほか、課題解決に向けて参加者との協議を行った。

本会でも、平成 26・27 年度の「臨床及び疫学研究に関する倫理審査に係わる検討委員会」での検討により倫理審査に向けた体制が整ったことを受け、平成 28 年 4 月より「臨床・疫学研究倫理審査委員会」を設置した。平成 30・31 年度の委員は、倫理審査手順書に従い、医学・医療の専門家等の自然科学の有識者 9 名、倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者 2 名、一般の立場を代表する者 2 名の合計 13 名で構成している。

平成28年8月からは、本会ホームページで倫理審査の申請受付を開始した。令和元年度には6件の申請があり、前年度から審査対応中であった1件と合わせて、7件の倫理審査が終了した。

令和2年2月28日には、令和元年度第1回「臨床・疫学研究倫理審査委員会」を開催し、前回の委員会以降に審査が行われた倫理審査に関する報告と、委員、役員及び事務局職員の研修を目的に、本会で作成しJPALSで来年度より公開予定の研究倫理 e-ラーニングコンテンツを聴講し、研修修了証を発行した。

(7)薬剤師生涯教育推進事業の実施

3-(1)-2)参照。

(8)日本薬剤師研修センター研修認定薬 剤師制度に係る研修受講シール交付に 関する対応

平成31年3月、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールについて、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されたことを受け、薬剤師に対して、当該シールの不適切な取扱いを行わないよう注意喚起かつ周知徹底を求めるよう、厚生労働省より通知があった。

これを受け本会は、薬剤師に対して研修受講シールの不適切な売買に関する注意喚起及び不適切な方法により研修認定を取得しないよう周知徹底を行うこと、また、薬局開設者においては認定薬剤師の研修受講状況の把握に努めるよう求められていることについて都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(平成31年3月8日付、日薬業発第442号ほか)。

本年度は、日本薬剤師研修センターより、研修実施機関宛、研修受講シールの取扱いに関して厳格化を求める通知が発出され、令和元年7月以降、薬剤師名簿登録番号を含むシール受領者の名簿を提出することが義務付けられた。このことを受け、本会主催の学術大会及び研修会においても、研修受講シールに印字してあるQRコードと参加者一人ひとりに設定したQRコードを読み込むこと等により一体化したデータを生成し、シール受領者の名簿を同センターに提出する対応を行っている。本件については、研修センターから本会宛てに通知があったことから、都道府県薬剤師会にも情報提供を行った(平成31年4月26日付、日薬業発第42号)。

3. 薬剤師・薬局機能の充実及び 医療安全対策の推進

平成30年度(平成30年3月~31年2月)の 処方箋受取率は全国平均で74.0%(対前年比1.2 ポイント増)、処方箋枚数は8億1228万枚(同100.6%)、調剤医療費は7兆2,908億円(同101.0%)となっており、処方箋枚数の伸び率は鈍化傾向が続いている。また、平成31年2月時点での保険薬局数は58,632施設、請求薬局数は57,835施設、請求率は98.6%であった。

一方、厚生労働省の平成30年社会医療診療行 為別統計(6月審査分)によれば、院外処方率 は病院79.2%、診療所74.8%、医療機関全体で 75.8%となっている。

病院一診療所別にみた医科の院外処方率

	平成30年	平成29年	対前年比
総数	75.8%	74.8%	+1.0ポイント
病院	79.2%	78.2%	+1.0ポイント
診療所	74.8%	73.8%	+1.0ポイント

注) 各年6月審查分

(1) かかりつけ薬剤師・薬局の推進を 図るための各種対策

1) 患者のための薬局ビジョン推進事業について

厚生労働省は令和元年度、薬局機能の強化・ 連携体制の構築として、「地域における薬剤師・ 薬局の機能強化及び調査検討事業」及び「薬局 の連携体制整備のための検討モデル事業」(予算 額:2億1千万円)を実施している。これらの 事業では、平成30年度に実施した薬局ビジョン 事業を踏まえ、先進・優良事例の収集、薬剤師・ 薬局が地域において果たすべき役割の検討、薬 局間・医療機関等との連携体制を構築するため のモデル事業を実施している。

具体的には、「地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査検討事業」では、地域における薬局機能強化や連携体制構築に向け、地域の現状や課題を把握するための調査を実施し、かつ、医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体等の場を作り、必要な方策の検討を行うこ

ととされており、43 道府県 43 事業が採択された。 「薬局の連携体制整備のための検討モデル事業」では、①薬剤師による情報提供及び薬学的知見に基づく指導の強化のための仕組みづくり、②地域における患者の療養生活を支えるための薬局機能の強化、③がん等の薬物療法を受けている患者に対する専門的な対応を実施するための薬局機能の強化、④地域の薬局間における連携体制の構築一について公募が行われ、5団体が採択されている。

また、令和2年度厚生労働省予算では「令和2年度認定薬局等整備事業(認定薬局整備支援事業)」(予算額:1億6,800万円)が予定されており、募集が令和2年3月より開始された。これを受け、本会から都道府県薬剤師会に対して、募集要項等を通知した(令和2年3月17日付、日薬業発第480号)。

2)薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかり つけ機能強化事業(令和元年度薬剤師生涯教 育推進事業)の実施

厚生労働省の令和元年度予算において、かかりつけ機能を強化するための分野又は高度薬学管理機能に資する薬剤師の機能強化・専門性向上を図ることを目的とした予算(令和元年度薬剤師生涯教育推進事業)が措置された。本会は前年度に引き続き、「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」を企画のうえ応募し、実施機関として採択され、同事業を実施した。

事業概要と本会の取組みは以下のとおりであ る。

I) 事業概要

【目的】

薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の 向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・ 向上

【事業実施期間】

令和元年9月30日(採択通知日)~令和2年3月31日

【事業内容】

薬局ビジョンの実現に向け、薬剤師が対人業務に関して専門性等を発揮しかかりつけ薬剤師としての役割を果たすために必要な研修機会を提供するため、都道府県薬剤師会と連携して以下を実施する。

- ① 研修プログラムの作成
- ② 指導者研修会の実施
- ③ 昨年度事業成果の活用状況の把握
- ④ 薬剤師に対する研修実施のための体制整備
- ⑤ 事業報告書の作成
- ⑥ 薬剤師に対する研修の実施(都道府県薬剤師 会等における事業成果の活用)

事業の実施にあたっては、医薬分業、地域医療・保健、調剤業務、生涯学習担当役員から成る事業実施委員会を設置し、その下に関係団体・学会から有識者を招聘して「指導者研修委員会」を設置し検討を行った。

Ⅱ)指導者研修プログラムの検討

指導者研修委員会で指導者研修会のプログラム全体の検討を行うとともに、同委員会の下に2つのWGを設置し、指導者研修会での実施を予定しているワークショップ形式での研修について内容を検討した。

Ⅲ)指導者研修会

「次世代薬剤師指導者研修会」の名称で、令和2年1月12日(日)・13日(月・祝)の2日間の開催で開催した。

指導者研修会では、地域における事業の企画 実行を担う指導的立場の者としての資質向上や 研修方略の習得等を図るとともに、地域におけ る研修において到達目標とする知識・技能レベ ルの共有等を目的として開催した。

1日目プログラム:

テーマ1 薬剤師が伝える性と避妊 (講義) テーマ2 薬機法改正を踏まえた患者情報の継 続的な把握と薬学的知見に基づく指導 (生活習 慣病における薬剤師のかかわり方) (講義、ワー クショップ)

2日目プログラム:

テーマ3 薬機法改正を踏まえた患者情報の継続的な把握と薬学的知見に基づく指導(がんの薬物療法における薬剤師のかかわり方)(講義、ワークショップ)

研修会の企画に際しては、指導者研修委員会でプログラム全体の検討を行い、プログラムの内容に応じて同委員会の下に設置した2つのWGにおいて具体的な研修内容を検討した。

Ⅳ)薬剤師に対する研修実施のための体制整備

昨年度事業を踏まえたプログラムの展開及び 同事業で作成した「薬剤師のかかりつけ機能強 化のための研修シラバス」の都道府県薬剤師会 での活用を目的として、令和元年9月1日に都 道府県薬剤師会の担当者を招集し、薬剤師のか かりつけ機能強化に向けた全国会議を実施した。

また、全国会議の後、薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバスの活用に関して、都道府県薬剤師会に依頼を行った(令和元年9月16日付、日薬業発第194号)。

V) 事業報告書の作成

事業の成果は指導者研修会資料とともに事業報告書に取りまとめ、今後都道府県薬剤師会や関係団体等に報告を行う。

3) 医薬分業対策に係る会員一斉行動の実施

本会は本年度の「薬と健康の週間」において、 前年度に引き続き、かかりつけ薬局・薬剤師が 薬剤の使用状況を継続的かつ的確に把握するこ となどを目指し、都道府県・地域薬剤師会に対 して地域の実情に応じた会員支援等を実施する よう要請した。

具体的には、本会ではポスター及びチラシを作成し、会員が所属する薬局に配付した。会員薬局においては、取組内容を明示したポスターの掲示並びに来局者に対する声かけのほか、本会が作成したチラシを配布した。また、本会は会員薬局に対し、来局者向け配布資材として用いることを目的とした「困りごとカード」制作

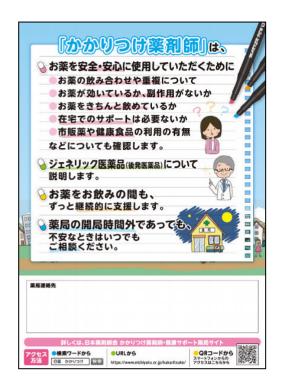
ツールを提供した。



ポスター (A3 サイズ)



チラシ (A5 サイズ) 表



チラシ(A5 サイズ)裏



困りごとカード (イメージ)

これらの資材配布に加え、本年度の「薬と健康の週間」では来局者アンケートの実施を行っており、会員が所属する薬局に対して都道府県薬剤師会を通じて協力を依頼した。薬局で回収したアンケートの結果については、本会ホームページ上で報告を受け付けており、今後分析を行う予定である。

また、本会は「薬と健康の週間」の取組内容 について各都道府県薬剤師会に報告を求めてお り、医薬分業対策委員会で取りまとめ、都道府 県薬剤師会に情報提供を行う予定である。

4) 指導者の育成・支援

本会では毎年、厚生労働省主催の医薬分業指導者協議会への協力を通じ、都道府県薬剤師会の指導者の育成を図っている。

平成29年度より、かかりつけ薬剤師・薬局を

推進する指導者の養成を目的とするものとして、 会議名称が「かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者 協議会」に改められ、本年度は令和2年2月3 日に開催され、本会は同協議会への講師派遣等 の協力を行った。

5) 訪日外国人に対する適切な医療等提供の確保に向けた対応

近年の訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人に対する医療の提供に関する多様な問題が発生していることから、平成30年4月に内閣官房健康・医療戦略推進本部健康・医療戦略推進会議の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置され、6月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられた。この取りまとめでは、「観光の振興に主体的に取り組む地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援」、「基本的対応について整理したマニュアルの整備・周知」、「一般用医薬品等に関する多言語での情報提供の充実」等が課題として挙げられた(平成30年8月21日付、日薬業発第188号)。

こうした課題を受け、平成30年11月には、 厚生労働省に「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」が設置され、平成31年3月には議論の整理が取りまとめられた。本会は都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(平成31年4月8日付、日薬業発第9号)。令和元年4月には「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」が作成され、同マニュアルでは薬局との連携や処方箋交付時の留意点が示されたことから、本会は都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(平成31年4月17日付、日薬業発第30号)。

また、令和2年1月には平成30年度厚生労働 行政推進調査事業補助金「外国人患者の受け入 れ環境整備に関する研究」において、訪日外国 人の診療価格算定方法マニュアルが取りまとめ られ、本会は都道府県薬剤師会を通じて会員に 周知した(令和2年1月21日付、日薬業発第395号)。

同ワーキンググル―プや同検討会には、本会からも担当役員を委員等として派遣し、必要な意見を述べている。

6) 医療・介護分野における職業紹介事業に関する懇談会

医療及び介護の職業紹介事業に関する実態把握のため、令和2年1月29日、「医療・介護分野における職業紹介事業に関する懇談会」に担当役員が出席した。本会は、資格保有者の把握状況、有料職業紹介事業者の利用状況、定着率向上のための取組み、及び有料職業紹介事業者や国に対する要望等について述べた。

これら懇談会やアンケート調査結果等を踏ま え、厚生労働省では、医療・介護・保育分野に おいて職業安定法及び職業安定法に基づく指針 の遵守を有料職業紹介事業者自らが宣言する 「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」 を開始した。当該宣言を行った有料職業紹介事 業者については、人材サービス総合サイトに掲 載されているほか、医療機関等に向けたリーフ レットが作成された(令和2年3月25日付、日 薬業発第490号)。

(2) 医薬分業の質的向上を図るための 各種対策

今後のかかりつけ薬剤師や薬局に関する施策に反映すべく、本年度の薬と健康の週間の統一事業において、来局者アンケート調査を実施した (3-(1)-3) **参照**)。

また、平成30年度「かかりつけ薬剤師・薬局機能調査・検討事業」(厚生労働省)において実施された、かかりつけ薬剤師・薬局に関する調査の報告書を都道府県薬剤師会に周知するとともに(令和元年5月27日付、日薬業発第66号)、日薬誌9月号「今月の情報」で同報告書の内容を解説した。

(3)「薬と健康の週間」への対応

「薬と健康の週間」は、医薬品及び薬剤師の 役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させ ることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄 与することを目的として、厚生労働省、都道府 県、本会及び都道府県薬剤師会の主催により、 毎年10月17~23日に実施されている。

本会は、前年度の「薬と健康の週間」において都道府県薬剤師会等が実施した取組事例を取りまとめ、報告書を作成し、都道府県薬剤師会に提供した(令和元年5月27日付、日薬業発第67号)。

本年度の同週間では、前年度に引き続き「かかりつけ薬剤師・薬局」をテーマとし、国民の視線に立った理解促進の取組みを行った。具体的には、各薬局がかかりつけ機能を発揮し、「かかりつけ薬局・薬剤師」の一層の定着を促進する支援するため、医薬品医療機器法等改正案を踏まえた内容となるよう努めた。また、厚生労働省との連名で、ポスター「薬は正しく使いましょう!」及び国民向けリーフレット「知っておきたい薬の知識」を作製・配布し、医薬品の適正使用や医薬分業のPRを行った(3ー(1)ー3)参照)。厚生労働省ホームページには、同週間の行事予定が掲載され、周知が図られた。

このほか、医薬品医療機器総合機構の活動への啓発協力として、都道府県薬剤師会及び地域 薬剤師会(全国 21 箇所)における週間行事等で パンフレットの配布等を行った。

さらには、一般紙を通じた「薬と健康の週間」 の啓発活動を行った (11-(2)-1) **参照**)。

(4) セルフメディケーションへの支援 1) 新たな医薬品販売制度の普及・啓発

医薬品販売制度については、平成26年6月12日に薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が施行されたが、本年9月に厚生労働省が公表した平成30年度医薬品販売制度実態把握調査結果では、医薬品販売制度への対応が徹底されて

いないことが伺われた。特に濫用等のおそれの ある医薬品に関する販売対応については、遵守 率が低下していることが確認された。

こうした状況を受け、本会では都道府県薬剤師会を通じ、会員に法令遵守の徹底を求めると共に一般用医薬品等委員会委員の所属する一部の都道府県薬剤師会で実施された取組み事例を参考として周知した(令和元年9月24日付、日薬業発第199号)。また、都道府県薬剤師会に対して自己点検の実施を依頼し(令和元年11月20日付、日薬業発第275号)自己点検結果を公表した(令和2年3月4日付、日薬業発第455号)。自己点検の表については、現場で活用できるよう改良し、濫用等のおそれのある医薬品に関する販売対応の徹底のために該当する項目数を増やし、重点化の上で実施した。

また、平成30年度医薬品販売制度実態把握調 査結果において、「濫用等のおそれのある医薬品 を複数購入したときの対応が不適切であった」 事例が年々悪化していることが明らかになった。 これを受け、一般用医薬品の適正使用のための 情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用 等報告の実施を都道府県薬剤師会に通知すると ともに、濫用等のおそれのある医薬品の取扱い について、日本チェーンドラッグストア協会、 日本保険薬局協会、日本 OTC 医薬品協会、厚生 労働省で協議し、会員に濫用等のおそれのある 医薬品に係る販売対応を求めた(令和元年9月 12日付、日薬情発第87号。11月20日付、日薬 業発第276号)。また、厚生労働省監修のもと日 本 OTC 医薬品協会と本会の2者連名で濫用等 のおそれのある医薬品に関する店頭掲示用ポス ターを作成し、各都道府県薬剤師会を通じて会 員に提供した(令和2年3月3日付、日薬業発 第 447 号)。

さらに、令和元年度厚生労働科学特別研究事業の交付を受け、「一般用医薬品の適正使用の一層の推進に向けた依存性の実態把握と適切な販売のための研究」の分担研究として、本会、日

本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会と協力して調査を実施した。調査結果は来 年度公表することとしている。

一般用医薬品等委員会では、薬局・店舗の来 局者を対象とした一般用医薬品等に関する普及 啓発のための動画を作成し各都道府県薬剤師会 に通知するとともに、日薬ホームページ及び YouTube「動画チャンネル日本薬剤師会」に公 開した(令和2年1月10日付、日薬業発第380 号)。

2) リスクの程度に応じた情報提供と相談応需 のための環境整備

平成26年6月の医薬品医療機器法の施行に伴い、一般用医薬品に加え要指導医薬品が新設された。要指導医薬品及び一般用医薬品(第一類医薬品)の販売においては、薬剤師による文書を用いた情報提供が必須とされた。

本会では会員への支援策として、前年度に引き続き、会員向けホームページにおいて「医薬品販売制度改正対応資料」、「情報提供文書素材」 (薬局店頭での情報提供の際に活用できる情報 提供文書の素材等)を公開し、随時更新している。

3) 一般用医薬品のリスク区分に関する議論への対応

一般用医薬品等のリスク区分に関しては、薬 事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会の下 に設置された安全対策調査会で事前審議が行わ れた後、医薬品等安全対策部会において審議さ れる。同部会には本会からも担当役員が参画し ている。

イコサペント酸エチルの要指導医薬品から一般用医薬品への移行について、医薬品等安全対策部会及び安全対策調査会において審議され、第一類医薬品に移行した。これに伴い本会では、販売時のチェックシートの活用など、薬局・店舗販売業での適切な情報提供等の徹底を求めた(令和元年4月18日付、日薬業発31号。6月19日付、日薬業発第96号。8月16日付、日薬

業発第 154 号)。

また、製造販売後調査の終了に伴いリスク区 分が評価され、第二類医薬品に移行したトリメ ブチンについて、パブコメに意見を提出した(令 和元年10月25日付、日薬業発241号)。

4) 一般用医薬品適正使用のための薬剤師研修

本会では、薬剤師が地域のチーム医療の一員として、薬学的ケアの観点から、セルフメディケーション支援やプライマリケア、在宅医療等における患者対応をより適切に実施する実践的な能力を身につける必要があると考え、前年度までに「薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修事業」を実施した。

本年度は、一般用医薬品等委員会で更なる一 般用医薬品等の研修のあり方や実施手法等を検 討し、11月7日には「令和元年度「成分から導 き出す、適切な OTC 医薬品の選択方法 | 研修会 | を開催した。同研修会は、OTC 医薬品等の取扱 いについて品揃えから考え、様々な相談者像に 対する様々なアプローチをディスカッションし、 OTC 医薬品を取り扱う「考え方」を身に付け、 その重要性を実感してもらうことを目的とした 研修会であり、都道府県薬剤師会の担当者等が 出席した。また、平成29年度に実施した研修会 を「臨床判断パート」、本年度に実施した研修会 を「OTC 医薬品の選択パート」として、一連の 流れをパートに分けて実施してきたが、これら の流れを鑑みて、平成29年度実施分と本年度実 施分の資料を組み合わせ、一部修正した上で各 都道府県薬剤師会に資料提供した。

5) 薬局等に勤務する登録販売者の研修の実施

薬局等の従事者に対する研修は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令等により求められている。登録販売者の研修については専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、開設者自らが行う研修に加えて外部研修を受講させることとされ、外部研修に関するガイドラインが定められ、平成24年4月1日より適用されている。同ガイドライン

は、外部研修は年間 12 時間以上の集合研修で、通信講座等を併用する場合は集合研修と組み合わせて行うこと、その時間数が集合研修の時間数を超えないこと、毎年計画的かつ継続的に行うこと等を主な内容としている。

本会では令和元年9月29日に東京都薬剤師会と共催で登録販売者研修を実施した。さらに、都道府県薬剤師会に対しても、外部研修の実施機関として、各都道府県の実情に応じて薬局等に勤務する登録販売者を対象とした研修会を開催するよう依頼しているところであり、そのための教材として、本研修の講義を DVD に収録し、都道府県薬剤師会に提供した(令和元年12月10日付、日薬業発第328号)。また、今年度も研修センターの協力を得て、通信講座(6時間分)を配信した。

来年度以降の登録販売者研修の実施については、本会のテキスト及び DVD に頼らず、各都道府県薬剤師会が独自で実施できていることが確認できたため、実施しないこととした(令和元年12月26日付、日薬業発第373号)。

また、登録販売者の店舗管理者の要件とされている「過去5年間のうち2年の実務経験」について、平成26年の制度改正に伴い、令和2年3月31日まで経過措置期間が設けられていたが、当該期間を一定期間延長する改正案についてパブコメが行われたことから、本会として意見を提出した(令和2年2月27日付、日薬業発430号)。なお、登録販売者の受験資格の改正については、3月27日付けで厚生労働省より都道府県等に通知された。

6)スイッチOTCに係る対応

医療用医薬品のスイッチ化に関しては、平成28年4月に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」が設置され、本会からも委員を派遣している。

令和元年 12 月 18 日の同会議では、モサプリドクエン酸塩水和物が「可」とされた。また、ポリカルボフィルカルシウムのセルフチェック

シートに記載が望まれる項目とセルフチェック シートの検討の流れ、中間まとめ方針案等について検討された。

本会では引き続き同会議に委員を派遣し、医療用医薬品のスイッチ化について所要の検討を 行うこととしている。

7) 一般用検査薬に係る対応

体外診断薬の一般用検査薬への転用については、平成26年12月に「一般用検査薬の導入に関する一般原則」が見直された。業界において一般原則への該当性や製品化の実現性等を踏まえ、一般用検査薬として取り扱う際の使用上の注意、使用方法、性能等を盛り込んだ評価の指針(ガイドライン)を策定し、薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会で審議されることとなっている。同部会には、本会からも担当役員が参画している。

平成28年1月の同部会では、「黄体形成ホルモンに係る一般用検査薬ガイドライン」が了承され、同年2月に通知された(平成28年2月26日付、日薬業発第335号)。同年3月には医薬品等安全対策部会安全対策調査会において黄体形成ホルモンに係る一般用検査薬についてリスク区分が検討され、本会からも担当役員が参考人として出席した。

これに伴い、平成28年12月~29年1月にかけて一般用黄体形成ホルモンキットが順次発売されており、本会では一般用黄体形成ホルモンキットの適正使用を求めるとともに、薬局・店舗販売業での適切な情報提供やチェックシートの配布の徹底を求めた(平成30年5月29日付、日薬業発第72号。6月15日付、日薬業発第95号)。本年度は、更なる徹底を求めて都道府県薬剤師会に通知した(令和元年5月10日付、日薬業発52号。9月30日付、日薬業発第205号)。

本会では、引き続き関係部会等に委員を派遣 するとともに、体外診断薬の一般用検査薬への 転用について所要の検討を行うこととしている。

8) セルフメディケーション推進のためのその

他方策(要指導医薬品・一般用医薬品の卸流 通について)

本会では、要指導医薬品・一般用医薬品の卸流通を把握できない、仕入れられずに困っているとの会員からの意見があることから、日本医薬品卸売業連合会、日本医薬品直販メーカー協議会、全国家庭薬協議会と協議を重ねている。 具体的には、薬局等で要指導医薬品や一般用医薬品の仕入れが円滑に行えるよう、地域ごとの相談窓口等の情報提供を依頼し、平成29年4月には各社の相談窓口に関する直近の情報の提供を受け、都道府県薬剤師会に通知した(平成29年4月4日付、日薬業発第5号)。

本会では引き続き関係団体と協力しながら今 後の対応について検討している。

9)薬局製造販売医薬品に関する普及・啓発

本会では、薬局製剤・漢方委員会において、 薬局製剤の普及・啓発に向けた方策を検討する とともに、新規処方等について厚生労働省と調 整を行ってきた。

同委員会では、薬局製剤の普及・啓発に向けた広報活動として、第52回日薬学術大会において、展示ブースを設け、パンフレット「薬局製剤を活用してみませんか!?」(改訂版)等の配布や「薬局製剤業務指針(第6版)」「改訂5版漢方業務指針」及び薬局製剤関連の容器・包装等の展示を行い、分科会「薬局製剤・漢方の普及への取り組み~かかりつけ薬剤師を目指して~」を企画・開催した。

また平成25年度より、薬局製剤を広く普及させることを目的として、都道府県薬剤師会が開催する研修会に薬局製剤・漢方委員会の委員を講師として派遣する事業を行っており、本年度も同事業を継続することとし、都道府県薬剤師会に案内方通知した。その結果、鹿児島・群馬両県薬剤師会より講師派遣の申込みがあり、同研修会に講師を派遣した。

さらに、国際標準化機構に設置された専門委

員会 ISO/TC249 (Traditional Chinese medicine) に関する国内委員会に、本会の代表として薬局製剤・漢方委員会委員を派遣し、漢方製剤及び生薬関連分野の動向に関する情報収集等を行っている。

(5)薬局等における医療安全管理体制の 整備・充実に関する事業

1)調剤事故事例の収集・提供等について

本会では、平成13年4月より調剤事故事例の 収集を行っている。収集する事例の範囲は事故 事例とし、ヒヤリ・ハット事例(インシデント 事例)は含んでいない。

報告された事故事例については毎年、発生地域や個人が特定されないよう配慮した上で都道府県薬剤師会へ情報提供し、同様な事例が発生しないよう注意喚起に活用している。

本年度は、前年度に報告された事故事例を取りまとめ、平成31年4月10日付けで都道府県薬剤師会に情報提供した。

2) 医療機関における医療事故及びヒヤリ・ ハット事例への対応

医療機関における医療事故及びヒヤリ・ハット事例は、日本医療機能評価機構が行う「医療事故情報収集等事業」において収集・分析・評価され、その改善方策など医療安全に資する情報が広く公表されている。

医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の集計 結果は、定期的に同財団より報告書として公表 されており(年報と報告書)、また、収集された 情報のうち特に周知すべき情報については「医 療安全情報」として事業参加医療機関等に広く 提供されている。

本会では、都道府県薬剤師会に対しこれらの情報を提供している。

3) 高度管理医療機器等の販売等に係る継続 研修について

医薬品医療機器法により、高度管理医療機器 の販売には都道府県への許可申請が必要であり、 販売業者には営業所管理者に毎年度継続研修を 受講させることが義務づけられている。本年度 も、本会は研修実施機関として「医療機器販売 業等の営業所責任者、医療機器修理業の責任技 術者 継続研修テキスト」の編集や実施要綱の作 成を行い、各都道府県薬剤師会が実施主体とな り(日本薬剤師会:実施機関、都道府県薬剤師 会:共催)、継続研修を実施している。

4) 厚生労働省や他団体の医療安全対策活動へ の協力等

①「医療安全推進週間」への協力

厚生労働省は平成13年より「医療安全推進週間」を定め、医療関係者の意識の向上や注意喚起を図るべく、行政・医療関係者によって種々の事業を展開している。本年度も11月24~30日に実施され、本会では都道府県薬剤師会に対し通知を発出した。

②医療事故調査制度への協力

平成27年10月1日に施行された医療事故調査制度において、本会は都道府県薬剤師会とともに医療事故調査等支援団体となった。今後、医療機関が院内事故調査を行うにあたり、必要な支援を行っていく。さらに、平成28年6月に公布・施行された医療法施行規則の一部を改正する省令において、医療事故調査等支援団体は支援を行うにあたり必要な対策を推進するため共同で協議会を組織することができるとされたことに伴い、平成28年12月に医療事故調査等支援団体中央協議会が発足し、本会も参画している。また、医療事故調査制度における平成30年1~12月の医療事故報告件数等の数値情報を取りまとめた2018年年報をおまとめ便に同梱し、会員へ配付した。

③高齢者における医薬品安全対策の推進に関 する事業への協力

厚生労働省は、高齢者における医薬品安全対策の推進・確保の観点から、平成29年4月より高齢者医薬品適正使用検討会を設置し、多剤服用(ポリファーマシー)対策について検討を進

めている。

同検討会では、高齢者の薬物療法の適正化(薬物有害事象の回避、服薬アドヒアランスの改善、過少医療の回避)を目指し、高齢者の特徴に配慮したより良い薬物療法を実践するための基本的留意事項をまとめたガイダンスとして「高齢者の医薬品適正使用の指針(終論編)」を平成30年3月に、「高齢者の医薬品適正使用の指針(各論編(療養環境別))」を令和元年6月に取りまとめた。その後、ポリファーマシーに対する取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況に係る実態調査及び好事例施設の取組状況調査が行われ、その結果をもとに令和2年度はスタートアップツールを作成する予定である。同検討会には、本会からも役員が委員として参画している。

④その他

医薬品医療機器総合機構の「医薬品・医療機器・再生医療等製品安全使用対策検討会」や、(一社) 医療安全全国共同行動等にも役員を派遣している。

また、医療安全に係る法令改正や医薬品の安全使用を取り巻く環境の変化を踏まえ、厚生労働科学特別研究「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の策定に関する研究」において、平成19年3月30日付け厚生労働省通知で示された「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアルが改訂された(平成31年1月10日付、日薬情発第141号)。本会においても、平成19年に作成した「薬局版マニュアル」の見直しを行っており、令和2年4月に公表の予定である。

(6)薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析 事業継続実施への支援・協力

薬局において発生したヒヤリ・ハット事例を 収集・分析し、広く提供する事業が、日本医療 機能評価機構において平成21年度より実施され ており、本会からは、「報告項目検討班会議」に 役員が参加している。 本事業の参加登録薬局数は、令和2年3月末 日現在で39,224施設となっている。

(7) 医療ICT化に対応した活動

1) 電子お薬手帳への取り組み

<電子お薬手帳アプリ・薬局向けシステム>

本会は平成27年7月に電子お薬手帳「日薬e お薬手帳」を公開し、同年、(株)STNetが それに対応する薬局向けサービスである「健康 の庫」を開始した。これらについてはサービス 開始以来、データの二次利用をしないなど、医 療団体として患者情報に最大限配慮した安全・ 安心な仕組みと運営に努めている。

平成30年度末時点で、日薬e お薬手帳の累計 ダウンロード数は約 63 万 (大阪 e-お薬手帳を 含む)、健康の庫の加入施設数は約4千と一定の 規模を有する一方、電子お薬手帳サービス自体 は乱立の兆しを見せており、選択する国民や薬 局の間での混乱が懸念されていた。また、今後 の各種医療情報化施策等により電子お薬手帳に 求められる機能・役割はますます大きくなるも のと考えられることから、本会として今後の機 能拡張・普及拡大・体制強化を見据え検討を行 った。その結果、本会の方向性と合致する有力 な電子お薬手帳サービスとの統合により、互い の長所・ノウハウを集結し、「日本における標準 的な電子お薬手帳サービス」として展開を図る ことが国民・薬局等にとっても最善であると考 え、平成31年3月、本会、(株)STNet並び に(株)NTTドコモの三者による電子お薬手帳 サービスの統合に係る基本合意書の締結に至っ た(平成31年3月26日付、日薬情発第169号)。

本年度は引き続き、三者で具体的な統合の方 向性等について検討を行い、電子お薬手帳アプ リ・薬局向けシステムについて以下のような方 法での統合を実施した。

・電子お薬手帳アプリについては、今後のメン テナンス性向上並びに費用軽減の観点より、 「大阪 e -お薬手帳」、「日薬 e お薬手帳」と「お くすり手帳 Link」(NTTドコモ)を機能 的に融合した新アプリとして提供開始(令和 元年12月23日公開)。利用者に対して旧アプ リから新アプリへの移行を促している。

・薬局向けシステムについては、健康の庫(STNet)とおくすり手帳Link(NTTドコモ)の両方の機能を併せ持った新サービスを開始。新サービスの運営はNTTドコモが担い、健康の庫の現契約者については契約の移行に係る案内と手続きを令和元年10月末より実施。令和2年3月末時点で、約3千軒程度について契約移行が終了している。

<電子お薬手帳相互閲覧サービス>

平成28年度診療報酬改定において認められた電子お薬手帳は、その算定要件に本会が設置した電子お薬手帳の相互閲覧サービスへの接続が必須とされていることを踏まえ、同年4月1日より「e薬Link(リンク付けサーバー)」の運用を開始し、各アプリの健全性を確認した上で、接続を行っている。令和2年3月末現在でe薬Linkに接続している運営会社は19社43アプリである。

平成29年1月には、e薬Linkに接続している運営会社等をメンバーとした本会主催の「電子お薬手帳協議会」を設置するとともに、e薬Linkの普及啓発を目的とした共通ロゴマーク(下記参照)を作成し、e薬Link対応システムを導入している薬局での掲示や電子お薬手帳アプリ内での表示を各接続事業者に依頼している。各社お薬手帳アプリ及び製品ホームページへの掲載については新規参入事業者を除き概ね完了した。

いろんな電子お薬手帳の情報を結びます



また、電子お薬手帳協議会では現状、各社に よって異なるワンタイムコード表示方法につい て、参照用の共通マニュアルを作成するなどの 取組みを行っている。

2)健康・医療・介護情報利活用検討会

本検討会は、これまでの「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」と「医療等分野情報連携基盤検討会」を改組し設置されたもので、上記2つの検討会で検討してきた課題等について、費用対効果や情報セキュリティの観点も踏まえて一体的に検討し、健康・医療・介護情報の利活用を推進することを目的としている。

また、本検討会の下に、「健診等情報利活用ワーキンググループ」(「国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会」メンバーが中心)と「医療等情報利活用ワーキンググループ」(「医療等分野情報連携基盤検討会」メンバーが中心)という2つのワーキンググループが設置されるとともに、ワーキンググループの下に、さらに作業班を設置するという多層構造になっている。

本検討会は、医療専門職、医療情報に関する 専門家等の18名の構成員及び3名のオブザーバーから成り、本会からは構成員として担当役員 が参画している。また、「医療等情報利活用ワーキンググループ」は20名の構成員及び11名の オブザーバーから成り、本ワーキンググループ にも担当役員が構成員として参画している。

検討事項は、(1)保健医療情報を全国の医療 機関等で確認できる仕組みや本人が電子的に把 握する仕組みの在り方に関する事項、(2)その 他健康・医療・介護情報の利活用に関する事項 であり、主な論点としては、①健診・検診情報 を本人が電子的に確認・利活用できる仕組みの 在り方、②医療等情報を本人や全国の医療機関 等において確認・利活用できる仕組みの在り方、 ③電子処方箋の実現に向けた環境整備(後述)、 の3つが挙げられている。 令和2年3月9日に、第1回検討会が開催され、本検討会に関連した閣議決定等を踏まえた、 工程表の策定等について議論された。

また、3月26日には、医療等情報利活用ワーキンググループの第1回会議が開催され、前記②、③の論点の他、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(以下、安全管理GL)改定素案について議論された。

なお、安全管理 GL と対をなす、総務省の「クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン (第1版)」と、経済産業省の「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」の統合に向けた改定作業も、前年度に引き続き行われており、改定案のパブリックコメントが令和2年3月6日から4月5日の日程で実施されている。

3)電子処方箋の実現に向けた環境整備について

政府が平成30年6月15日に閣議決定した規制改革実施計画では、電子処方箋実務の完全電子化について「平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置」とされており、「オンラインを活用した一気通貫の在宅医療の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方箋の運用ガイドライン」を改め、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する」と記載されている。

これを受け厚生労働省は、平成 31 年 4 月 10 日に開催された規制改革推進会議医療・介護ワーキング・グループに、「電子処方箋の普及促進のための工程表」を提出した。

工程表によれば、2019年度上期に現行の「電子処方箋の運用ガイドライン」の改定も含めた必要な方策について検討し、2019年度下期には同ガイドラインの改定を行うとされており、厚生労働省において「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」が9月2日と同26日の2回開催された。第2回検討会では、論点並びに改定案

が示された。改定案は、11月末日現在では座長 預かりとなっていたが、前述の健康・医療・介 護情報利活用検討会での概要の説明を経て、改 定案についてのパブリックコメントが3月23日 から4月5日まで実施されている。なお、改定 案では、電子処方箋の普及のための具体的な方 策を引き続き検討していく必要があるとされて いる。

4)薬剤師資格証の発行について

本会は平成28年4月5日に厚生労働省より認証局の設置承認を受け、薬剤師 HPKI 電子証明書と一体化した薬剤師資格証の発行を開始した。令和2年3月末日時点での、薬剤師資格証の累計発行枚数は約430枚である。

(参考)HPKI(保健医療福祉分野公開鍵基盤、Healthcare Public Key Infrastructure)とは、薬剤師という資格を ICT(情報通信技術、Information and Communications Technology)の世界で証明するために必要な機能であり、それを提供するのが HPKI 認証局である。例えば、現在の印鑑の代わりになる電子署名や ID やパスワードの代わりとしても使える電子認証といった機能を提供するものである。

HPKI 認証局は、電子署名法(平成 12 年法 律第 102 号 電子署名及び認証業務に関する法 律)に準拠するほか、厚生労働省が定めた各種 規程に則った上で、厚生労働省の準拠性審査を 経て構築される。

平成29年9月6日には、都道府県薬剤師会の 事務担当者を対象とした「薬剤師資格証発行に 係る実務説明会」を開催し、薬剤師資格証の内 容、申請手続き、書類審査等について説明を行った。

令和2年3月末現在、本会と都道府県薬剤師会間の申請受付等の事務委託に係る覚書については34道府県との取り交わしを完了しており、今後も都道府県薬剤師会の理解を得ながら取り交わしを進めることとしたい。また薬剤師個人

による申請手順や各都道府県薬剤師会での確認 手順等に関する説明資材 (DVD) を作成し、都 道府県薬剤師会に配付した (平成 30 年 5 月 11 日付、日薬情発第 35 号)。

なお、厚生労働省では本年度、「カード型免許 証発行に係る調査分析等事業」が実施されてお り、今後の認証局運営等への影響も考えられる ことから動向を注視しつつ、引き続き日本医師 会、日本歯科医師会と協調しながら事業を進め ることとしたい。

5) 次世代医療 I C T 基盤協議会 (内閣官房) への参画

標記協議会は、①医療 ICT 基盤の構築(アウ トカムを含む標準化されたデジタルデータの収 集と利活用を円滑に行う全国規模の仕組みの構 築)、②次世代医療 ICT 化促進 (臨床における ICT の徹底的な適用による高度で効率的な次世 代医療の実現と国際標準の獲得)を目的として、 政府の「健康・医療戦略推進本部」の下に設置 されたものある。さらに本協議会の下に、デジ タルデータ収集・交換標準化促進や医療情報取 扱制度調整、デジタルデータ収集・利活用事業 の組成促進等に関し、合計で20を超える作業班 が設置されている(設置予定を含む)。構成員は 三師会会長をはじめとする多くの医療関係者、 内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、 経済産業省、農林水産省の局長級となっている。 本会からは、協議会のほか、作業班A(デジ タルデータ収集・交換標準化促進)と作業班B (医療情報取扱制度調整:認定匿名加工医療情 報作成事業者(旧仮称:代理機関)への取組み) に委員を派遣している。

平成28年に作業班Bにおいて検討した結果は、協議会に諮られた後、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案」に反映され、同法案は平成29年4月28日に可決・成立し、同5月12日に公布、平成30年5月11日に施行された。

本年度は、昨年度に決議された「標準的医療 情報システムに関する検討会」が開催され、11 月 29 日には、報告書である「技術面からみた今後の標準的医療情報システムの在り方について」が公表された。本件は、今後、薬局等のシステムにも大きく影響すると考えられることから、本会としても注視している。

6) 国内の医療 I C T 関連事業への取組み

政府は平成19年より、重要インフラのサイバーセキュリティ対策の一環として、重要インフラ分野毎にセプターと呼ばれる「情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織」を設置している。医療分野においても「医療セプター」が設置され、本年より日本医師会がその事務局を担うこととなった。医療セプターには三師会や四病協等が参加しており、政府等から提供される情報の共有等の活動を実施している。

また、以前より議論されている医療保険のオンライン資格確認については、本年5月に成立した健康保険法改正において、オンライン資格確認の導入が記され、令和3年3月の本格運用が予定されている。また前述の改正により10月に医療情報化支援基金が創設され、保険医療機関・薬局でのシステム導入の支援にあてることとなった(令和2年3月19日付、日薬業発第483号)。なお、具体的なシステムの仕組みや実務等については継続して検討されており、本会では厚生労働省が開催するオンライン資格確認等検討会議等に委員を派遣し、必要な検討を行っている。

その他、総務省では平成30年度に引き続き、「医療等分野におけるネットワーク基盤利活用モデルに関する調査研究」事業を実施した。同事業では、山形県酒田地区を中心に、調剤された医薬品の重複チェックを迅速に実施するための仕組みを構築・検証する事業のほか、電子お薬手帳と他のPHR (Personal Health Record)との連携等が議論されている。

7) ISO/TC215 (国際標準化機構/ 保健医療情報)

国際標準化機構 (ISO) は種々の国際規格を

制定している機関で、具体的な検討は TC (Technical Committee) と呼ばれる委員会で行われる。 TC 215 は保健医療情報 (Health informatics) を専門に検討する委員会である。 平成 10 年に設置された TC 215 に、平成 15 年、

「Pharmacy and Medication Business」を検討する第6作業部会(WG6)が設置された。本会は WG6設置当時より、WG6の国内作業部会として対応している(主担当事務局は(一財)医療情報システム開発センター: MEDIS-DC)。また、MEDIS-DC が開催する ISO/TC 215/国内対策委員会にも本会役員が参画している。

8) マイナンバーカードの健康保険証利用に 関する協議会

令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を踏まえ、マイナンバーカードの健康保険証利用の円滑化を図るため、内閣官房副長官補(内政担当)を議長とした関係省庁・団体関係者による標記協議会が設置された。本会からは山本会長が構成員として参画している。また、協議会の下に置かれた幹事会には、担当役員が参画している。

4. 医薬品等情報活動の推進

(1)国民への医薬品等情報提供サービスの拡充・推進

中央薬事情報センターでは、患者・市民を対象とした医薬品等情報提供サービスとして、昭和 60 年頃より電話薬相談を行っていたが、専任職員の退職によりやむを得ず平成 31 年4月より受付を一時休止している。

(2)国・企業・学会等の情報の収集・ 評価・伝達

1) 都道府県薬剤師会薬事情報センターへの 情報伝達等

都道府県薬剤師会薬事情報センターにおける

会員への情報伝達を支援する目的で、厚生労働 省や製薬企業が発信する医薬品の適正使用に関 する情報や安全性情報、新薬や報告品目の薬価 収載情報、医薬品・医療機器等安全性情報、アン チ・ドーピングに関する情報等について、都道 府県薬剤師会宛通知や薬事情報センター間のメ ーリングリストを通じて伝達し、情報の共有を 図っている。

また、本会と都道府県薬剤師会薬事情報センター間の意思疎通を図るとともに、実務担当者のスキルアップを目的として、薬事情報センター実務担当者等研修会を毎年度開催している。

2) 医薬品情報の評価と提供

適切な時期に的確な医薬品の情報を現場の薬局・薬剤師に提供し、国民の健康と医療安全に資するために、医薬品情報評価検討会では DSU (Drug Safety Update:「医療用医薬品の使用上の注意改訂」の案内)解説を作成している。その内容は医薬品情報にとどまらず、医学的事項の解説等も盛り込んでいる。

DSU 解説は「日薬医薬品情報」(日薬誌に収載)として会員に提供し、また、本会ホームページでも公開している。令和元年度は22件の情報提供を行った。

その他、日薬医薬品情報には、新薬紹介、医薬品・医療機器等安全性情報等も掲載している。

3) データベース等の作成・更新

平成20年度から都道府県薬剤師会薬事情報センターを運営主体とした「文献書誌情報検索システム (Bunsaku)」を運用しており、前身のBUNBUN 時代から集積した総登録件数は令和2年3月末日現在、約462,500件となっている。本システムは平成23年4月より会員向けホームページで公開し、継続して更新を行っている。

4)調剤指針の作成

本会では、薬局、病院・診療所等での調剤業務における必携書として「調剤指針」を昭和30年より刊行している。

本書については、調剤業務委員会において検

討・執筆を行っており、平成 28・29 年度委員会では、第 13 改訂調剤指針増補版について、①「指針編」「解説編」の項目立ての妥当性の検討、②「指針編」「解説編」間での内容の整合性の検討、③全般的な内容の重複等の整理一等の観点から見直しを行い、最新の日本薬局方等に対応した「第 14 改訂調剤指針」を平成 30 年 8 月 30 日に発刊した。

平成30・31年度(令和元年度)委員会においては、引き続き調剤指針の次期改訂に向けた検討を行うとともに、令和元年12月に交付された改正医薬品医療機器法・薬剤師法にて新たに条文に規定された「服薬期間中の患者フォローアップ」について、現場で活用できる参考資料の作成を進めている。

5) 医薬分業の現状等に関する論文等の収集、 評価と共有

本会では、これまでも通常の情報収集業務の一環として、医薬分業の現状やそのメリット等に関する論文の収集・評価を実施していたが、これを拡充し、施策横断的な情報共有を念頭に置いた取組みを検討している。

(3) 医薬品リスク管理計画 (RMP) を念頭においた薬剤イベント モニタリング (DEM) 事業の 実施

本会は、薬局が医薬品の適正使用に一層貢献することを目的として、平成14年度からDEM事業を実施している。DEM(薬剤イベントモニタリング:Drug Event Monitoring)とは、薬剤を使用した患者に発現したイベントを薬剤師の視点で把握し、それを収集・解析することである。

本事業を毎年実施することにより、医薬品の 安全対策の観点からは、①医薬品医療機器法第 68条の10第2項において、薬剤師に副作用等報 告の義務が課せられていること等を踏まえ、薬 剤師会が地域の薬局から副作用等の情報を迅速 かつ的確に収集するための基盤を整備すること、②参加した薬局に有益な事業成果をもたらすこと、③市販直後調査や臨床試験等に薬局が参加するようになった場合に、薬局が十分に対応できるための能力を養成しておくことーの充実を図りたいと考えている。

令和元年度 DEM 事業は、日本大学薬学部との共同研究で、平成30年4月と5月に薬価収載された医薬品のうち5成分とその比較薬5成分について、令和2年2月を報告期間として実施し、現在集計中である。

また、薬局において RMP の活用を広げるため、「薬局薬剤師業務での医薬品リスク管理計画 (RMP) の活用について」を令和元年 11 月に作成し、本会ホームページに掲載した。

5. 公衆衛生・薬事衛生への対応 (1) 学校薬剤師活動の推進支援

学校薬剤師は、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校に至るまで、大学を除く国公私立の学校において、主に学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与し、環境衛生検査や学校環境衛生の維持及び改善に関わるとともに、必要な指導・助言を行っている。本会では学校薬剤師部会を設置し、こうした従来の学校薬剤師の活動に加え、社会環境の変化に対応した「くすりの正しい使い方」の広範な周知や薬物乱用防止の啓発活動など、学校薬剤師に今後期待される新たな業務等を支援することを目的に活動している。

1)関係行政・関係団体との連携強化 ①学校環境衛生活動の完全実施に向けた支援

学校薬剤師の所管官庁である文部科学省との 連携に関しては、所管部局である初等中等教育 局健康教育・食育課健康教育調査官を全国担当 者会議、学校薬剤師向けの研修会、学校薬剤師 のみならず学校関係者も対象とした、くすり教 育研修会に講師として招聘するほか、本会学校 薬剤師部会の活動に助言いただくなど、最新の情報等を共有し連携強化を図っている。平成30年の「学校環境衛生基準」の一部改正を受け、それに対応した解説書の発刊に向け、有識者の協力を得て現在執筆作業を進めている。

また10月には、学校環境衛生検査の全項目実施に向け、学校環境衛生基準に基づく(定期・臨時)検査の結果に関する記録の様式を作成し、都道府県薬剤師会を通じて学校薬剤師へ周知した。

②幼稚園、保育園(所)一元化への対応

政府は、教育水準の均等化とサービスの効率 化を目指し、幼稚園と保育園(所)の一元化政 策を推進している。「認定こども園法」の改正に より、学校及び児童福祉施設としての法的位置 づけを持つ単一の施設として、新たな「幼保連 携型認定こども園」が創設された。学校薬剤師 の職務や必置については学校保健安全法に規定 されているものの、認知度が低いことにより、 「幼稚園型」及び「幼保連携型」の当該施設に おける学校薬剤師の配置等の対応に全国的に差 が生じている。そこで、平成28年度より、学校 薬剤師部会担当役員が内閣府子ども・子育て本 部を訪問し、施設設置者への学校薬剤師の配置 等に係る対応について周知いただくよう要望を 継続してきた。その要望活動の中で、内閣府担 当官より、園の担当者や保護者向けに、学校薬 剤師が必置であることや、その職務内容に関し 一般の人でも理解できる資材の作成についての 提案を受け、学校薬剤師部会として「幼保連携 型 認定こども園には学校薬剤師が必置です」 というチラシを制作した。同チラシのデータを 本会ホームページに掲載するとともに、第52回 日薬学術大会の分科会「幼稚園・幼保連携認定 こども園における薬剤師の役割」で来場者に配 付し、施設設置者への働きかけに活用いただく よう呼びかけた。

③学校保健活動に資する事業への協力及び連携

本年度も日本学校保健会に役員を派遣し、学

校保健活動に資する事業の企画・立案や啓発資材の作成等への協力を継続した。同会が行う医薬品教育や学校環境衛生等の実践的課題への対応に関する事業には助成金を交付した。また、学校薬剤師部会の研修事業として「くすり教育研修会」を開催するにあたり、例年、日本学校保健会及びくすりの適正使用協議会に後援を依頼しているほか、同会や都道府県の教育委員会に養護教諭等の学校関係者への周知を要請するなど連携を図っている。

④新型コロナ感染症への対応

令和2年3月2日付で文部科学省と厚生労働省の連名により、「小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子供の居場所の確保について」が各都道府県及び各指定都市の教育委員会教育長宛に通知された。当該通知には、別紙「子どもの居場所の確保に係る衛生管理について」が添付されており、本会学校薬剤師部会として、その別紙の内容に関し特に注意をいただきたい点について解説した「新型コロナウイルス感染症への対応-子どもの居場所の確保に係る適切な環境の維持のために-」を取りまとめ、都道府県薬剤師会宛て発出した。

また、3月24日付で文部科学省より、「令和 2年度における小学校、中学校、高等学校及び 特別支援学校等における教育活動の再開等につ いて」(元文科初第1780号文部科学事務次官通 知)が、各都道府県及び各指定都市の教育委員 会教育長宛に通知された。当該通知には、「(中 略) 各学校におかれては、手洗いや咳エチケッ トなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校 薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、 万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始め る準備を行っていただくようお願いします」と の記載があり、「学校再開ガイドライン」、「臨時 休業の実施に関するガイドライン」が添付され ていた。さらに、教育活動の再開等に伴う検討 に資する目的で、同省が3月26日付でQ&Aを 作成、公表した。この Q&A の問8の換気の項

にも「必要に応じて学校薬剤師と相談してください」との記載があり、各担当校からの問い合わせ対応の際に活用するよう、都道府県薬剤師会を通じて、学校薬剤師会員にこれらの情報提供を行った。

2) 学校薬剤師向けの研修事業の実施

本会学校薬剤師部会が主催する学校薬剤師対象の研修事業は、「学校薬剤師学術フォーラム」、「学校環境衛生検査技術講習会(隔年開催)」、「くすり教育研修会」の3事業がある。本年度の開催実績及び予定は以下のとおりである。

①学校薬剤師学術フォーラム

「学校薬剤師研修会」と「学校環境衛生研究協議会」の統合後、第2回目となる「学校薬剤師学術フォーラム」を令和元年7月28日、東京・フクラシア品川クリスタルスクエアにおいて開催し、学校薬剤師180名が参加した。

当日は、小出彰宏文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官より、「学校環境衛生管理マニュアルで伝えたいこと」と題し、文科省発行の「学校環境衛生管理マニュアル」の内容を中心に解説が行われた。続いて、学校薬剤師の活動において参考となる研修として、弓倉整日本学校保健会専務理事より「がん教育について」、木全勝彦日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事より「学校環境衛生検査で用いる測定機器について」の2講演が行われた。その後、大坪尚子岩手県薬剤師会学校薬剤師部会幹事より「認定こども園での学校薬剤師活動を始めてみて」、井戸久夫東京都学校薬剤師会副会長より「衛生害虫からみる学校給食室の衛生管理」が発表された後、質疑応答が行われた。

②くすり教育研修会

くすり教育における学校薬剤師と学校関係者 の連携がさらに進むことを目的に例年開催して いる。本年度は令和2年2月9日、東京・全国 町村会館において開催した。

当日は、基調講演と事例報告、パネルディスカッションの3部で構成され、初めに嶋根卓也

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部心理社会研究室長より「ダメ、ゼッタイで終わらせない薬物乱用防止教育:薬剤師による気づき・関わり・つなぎ」と題して講演が行われた。次の事例報告では、北垣邦彦東京薬科大学薬学部社会薬学研究室教授より「薬剤師をもっと知ってもらおう!」、富永孝治熊本県薬剤師会会長より「アンチ・ドーピング啓発への取り組み」、富山市学校薬剤師会の勝島恭子氏より「「くすりの町富山市水橋の取組み〜富山市立水橋中学校での学校保健委員会を振り返って〜」の3講演が行われた。続くパネルディスカッションでは講師と参加者による質疑応答が行われた。

③学校環境衛生検査技術講習会(隔年開催)

隔年で開催している学校環境衛生検査技術講 習会を、令和元年8月24~25日の2日間にわた り、横浜薬科大学にて開催した。本講習会は、 学校薬剤師の資質向上と学校薬剤師活動の全国 的な標準化のため、学校環境衛生の検査技術と その法的根拠を学んだリーダー的存在の薬剤師 を 47 都道府県に育成し、地域薬剤師会の学校薬 剤師への伝達を推進することにより、その活動 を支援することを目的としたもので、平成25年 度より隔年で開催している。第4回目となる今 回は、主に空気検査に焦点を当て、初日には、 小出彰宏文部科学省初等中等教育局健康教育・ 食育課健康教育調査官より、学校環境衛生基準 の一部改正を受けて「空気検査の変更点につい て」、木全勝彦日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事 より、「学校の全面冷房化と空気環境」の講演が 実施された。続いてグループに分かれ、空気検 査実習や「学校薬剤師活動の問題点」について スモールグループディスカッションが行われた。 2日目は、齊藤るみ文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課学校給食調査官より、「学校給 食の衛生管理について」と題し、学校給食調理 施設における衛生管理の着眼点等について講演 が行われた。その後、給食の調理施設とは構造

が異なる部分はあるが、それを踏まえた上で、 会場である横浜薬科大学の学生食堂の調理施設 にて、グループ毎に見学、衛生管理のポイント 等を確認した。続いて、2日間の成果をグルー プごとにまとめ、発表・討論を行い、全日程を 終えた。

3)「学校薬剤師ブロック連絡会議」の開催

平成27年度より実施している「学校薬剤師ブロック連絡会議」については、学校薬剤師部会事業等の周知や、ブロック内の情報共有及び意見交換等を主な目的として、本年度も以下のとおり開催した。なお、令和2年3月8日に開催が予定されていた関東ブロックの連絡会議については、新型コロナウイルス感染症対策のため、同年4月12日に開催が延期されたが、昨今の情勢を鑑み、4月の開催も中止された。

学校薬剤師ブロック連絡会議

令和元年7月6日:中国ブロック

同 7月7日:四国ブロック

同 7月13~14日: 東北ブロック

同 9月8日: 近畿・大阪ブロック

同 9月28日: 東海ブロック

同 10月26日: 九州ブロック

同 11月28日:東京ブロック

同 11月30日:北海道ブロック

令和2年2月11日:北陸信越ブロック

※令和2年3月8日に予定されていた関東ブロックについては、同4月12日に延期後、同日の開催も中止。

4) 学校薬剤師部会全国担当者会議の開催

全国担当者会議は、各都道府県薬剤師会学校 薬剤師担当者との連絡調整や連携強化、学校薬 剤師活動に役立つ情報提供を目的として平成18 年度より開催しており、平成24年度からは本会 学校薬剤師部会の事業として行っている。

本年度は令和2年2月20日に開催し、都道府 県薬剤師会の担当者ら約80名が出席した。当日 は、初めに高橋秀俊高知大学医学部寄附講座児 童青年期精神医学特任教授より「発達障害と室 内音環境について」と題し、自閉スペクトラム 症の非定型的な感覚の特徴、感覚特性を社会が 正しく理解し、本人たちの不安を軽減する取組 について解説された。続いてパナソニック(㈱よ り「学校での普及が進む LED 照明について 安 全性と省エネ性」と題して講演が行われた。講 演に続いては、村松部会長より令和元年度にお ける本部会の活動概要とともに、令和2年度に おける学校薬剤師関係の大会並びに協議会の日 程等が報告され、清水副部会長からは、「2019 年度全国学校保健調査」の集計結果の速報値が 紹介された。

5) 各種調査の実施

①全国学校保健調査

全国学校保健調査は、全国の学校における環境衛生活動の実情を把握し、その充実や改善に役立てる目的で昭和47年から毎年調査項目を選定し実施されており、学校環境衛生に係る唯一の全国規模の調査である。平成30年度の全国学校保健調査では、平成29年度における各学校薬剤師の担当校におけるプールの水質検査、施設・設備、日常点検等について調査を実施し、最終調査結果について報告書冊子に取りまとめ、令和元年11月上旬に都道府県薬剤師会並びに都道府県の教育委員会等に、集計データ入りCDとともに送付した。また、本調査結果の概要については、日薬誌12月号にて公表した。

なお、令和元年度(2019年度)調査に関しては、平成30年度(2018年度)の学校給食衛生管理及び医薬品に関する教育について調査することとし、同WGで設問を取りまとめ、平成31年4月下旬、都道府県薬剤師会を通じて、調査票を学校薬剤師に配付した。本調査では、最終的に34,042校分の有効回答があり、令和2年3月末時点においては、集計結果を報告書冊子にまとめるべく準備を進めている。

また、令和2年度(2020年度)調査では、換

気に関する定期検査等について調査予定である。

②学校薬剤師会員数調査

本会の公益社団法人への移行に伴い、平成24年度より、日本学校薬剤師会と本会の学校薬剤師部会を統合し、学校部会として活動を進めている。統合に伴い、本会として予算措置を行うことにより、現在は都道府県薬剤師会より学校薬剤師の会員の会費(負担金)の徴収を賦課していないが、学校薬剤師である本会会員の員数把握のため、平成25年度より会員数調査を例年実施している。本年度も、令和元年12月末日現在の員数の報告を都道府県薬剤師会に依頼し、調査結果を取りまとめたところ、18,800人超となり、前年に比べ250人余り増加した。

③学校薬剤師に係る調査の実施

学校薬剤師が学校環境衛生活動を適切に実施し、その職能を十分に発揮できるよう、本会として更なる支援策を検討するにあたり、学校薬剤師の組織や活動に係る現状を把握することを目的として、本年度、下記の3調査を実施した(令和元年12月9日付、日薬業発第322号)。調査は12月から明年1月にかけて行い、1月末日を〆切として都道府県薬剤師会に回答を依頼した。今後、調査結果の取りまとめを行う予定である。なお、認定こども園の調査に関しては、学校薬剤師が必置となっている「幼稚園型」「幼保連携型」での学校薬剤師の服務状況が下記調査結果により把握できた後、来年度以降、対象の学校薬剤師会員個人への調査の実施も検討している。

【調査1:学校薬剤師の組織に係る状況調査】

各都道府県における学校薬剤師組織の状況や、 学校薬剤師に対する研修会等の実施状況等を把 握するための調査。

【調査2:認定こども園における学校薬剤師の 職務実態調査】

認定こども園は「幼保連携型」・「幼稚園型」・「保育園型」・「地域裁量型」の4つに区分されており、このうち「幼保連携型」と「幼稚園型」

には認定こども園法第 27 条に基づき、「学校薬剤師」が必置とされているため、学校環境衛生検査を実施しなければならないが、現状、それらの園における学校薬剤師の配置等に関する理解に全国的に差が生じているため、実態を把握するための調査。

【調査3:学校におけるフッ化物洗口の実態調 香】

フッ化物洗口(虫歯予防のための洗口液によるうがい)を一部の小学校等で、学校歯科医の 指導の下、実施している地域がある。洗口液に は、医薬品として許可・承認された「フッ化ナトリウム製剤」が使われるべきだが、「フッ化ナトリウム試薬」が使われるケースがある。このような状況に鑑み、平成29年度に日本薬剤師会 学校薬剤師部会として、関係機関(厚生労働省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会)に対し要望活動を行った結果、平成30年3月に日本学校歯科医会から「医薬品の使用が望ましい」との見解が公表された。その後の学校でのフッ化物洗口の状況を把握するための調査。

6) 学校薬剤師関連会議への対応

①学校環境衛生・薬事衛生研究協議会への参加 支援・協力

本会が主催団体として参画している令和元年 度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会が、令和 元年 10 月 17~18 日、佐賀県佐賀市で開催され た。本協議会は、国公私立の幼稚園、認定こど も園、小中高等学校、特別支援学校等の教員、 学校医、学校歯科医、都道府県、指定都市及び 市町村教育委員会の学校保健担当者、学校薬剤 師等を対象として毎年開催されている。本会は 主催者負担金を交付するとともに、担当役員及 び指導助言者の派遣を行うなどの支援・協力を 行っている。本年度の協議会では、「学校環境衛 生活動」、「学校保健委員会」など4つのテーマ を設定し、テーマ毎に学校薬剤師並びに学校教 論関係者から活動報告が行われた。

②全国学校薬剤師大会・全国学校保健研究大会

への参加支援・協力

本会及び埼玉県薬剤師会主催、文部科学省、 日本学校保健会、埼玉県教育委員会他の後援に よる第69回全国学校薬剤師大会を、11月21日、 埼玉県さいたま市で開催した。

本大会は毎年、全国学校保健・安全研究大会に合わせて開催され、大会においては、文部科学大臣表彰を受賞された本会会員に対する記念品の贈呈、並びに学校薬剤師として顕著な功績のあった方々に対する日本薬剤師会学校薬剤師活動に支援・協力いただいた関係者に対する日本薬剤師会学校薬剤師活動協力者感謝状の授与、特別講演等が行われている。なお、表彰等規程と内規については、5月21日の本会理事会にて、被表彰者を明確化する趣旨の改定を行った。

本年度大会は、「生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進~新時代!輝く未来の子供たちのために」をテーマとして開催し、開会式、表彰式に続いて、特別講演として「日本の鉄道の歴史~明治5年鉄道開業から新幹線開業に至るまで」と題し、公益財団法人東日本鉄道文化財団鉄道博物館館長宮城利久氏の講演が行われ、243名の参加者が聴講した。

(2)過量服薬・自殺予防等対策

我が国の自殺対策は、「自殺対策基本法」と同法に基づく「自殺総合対策大綱」等により推進されている。内閣府から厚生労働省に自殺対策業務が移管したことを受け、平成28年度より厚生労働省等が主体となり、提唱する「自殺予防週間」(9月10~16日)及び「自殺対策強化月間」(3月)の実施に際して本会も協力している。いずれも都道府県薬剤師会を通じて広報ポスターの薬局での掲示等を会員に依頼した。

また、平成28年の自殺対策基本法改正等を踏まえ、「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」が平

成29年7月25日閣議決定された(平成29年7月31日付、日薬業発第146号)。これまでと同様に、同大綱には自殺対策のゲートキーパーとして想定される職業のひとつに「調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師」と記載があり、さらに今般の見直しでは「医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進」等の記述が新たに盛り込まれた。

本年度、本会は都道府県薬剤師会を通じて会員に「自殺予防週間」と「自殺予防月間」広報ポスターの周知を図った(令和元年8月2日付、日薬業発第143号。令和2年1月28日付、日薬業発第403号)。

(3)危険ドラッグ等の薬物乱用防止啓発活動の推進

本会は、青少年の成長過程の早い段階からの 教育が、薬物乱用の根絶に最も有効な手段であ るとの考えに立ち、薬物乱用防止啓発活動を重 要な課題の一つに掲げ、厚生労働省、文部科学 省、日本学校保健会、麻薬・覚せい剤乱用防止 センター等関係機関との連携を図っている。

内閣府は、平成28年6月13日に「「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップ」を公表した。さらに、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議は「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を平成30年8月に公表した。強化した主な事項として、密輸対策の強化、巧妙化・潜在化する密売事犯への対策強化が挙げられている。また、今回新設した事項として、未規制物質への対応、向精神薬を悪用した凶悪事件発生防止のための監視や取締りが挙げられている。

本会では、危険ドラッグ及び大麻などの薬物 乱用防止の活動を推進するために、平成27年3 月25日付け日薬業発第392号にて周知した「危 険ドラッグ防止啓発資材」について、近年の動 きに合わせて公衆衛生委員会にて更新すること を検討している。

(4) アンチ・ドーピング活動の推進(スポーツファーマシストの活動支援等)

本会では、平成16年度より「アンチ・ドーピングに関する特別委員会」(現「アンチ・ドーピング委員会」)を設置し、「うっかりドーピングの防止」を目的として、薬剤師のアンチ・ドーピング活動への参画を進めている。令和元年度は、引き続き本活動の着実な浸透のため、「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック2019年版」を作成するとともに、本年度国民体育大会(以下、「国体」)開催地である茨城県において、茨城県薬剤師会が行うアンチ・ドーピング活動への協力を行った。

本年度作成した「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック 2019 年版」は、無償・有償頒布を含め、都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会へ約 38,000 部、日本スポーツ協会等へ約500 部配付・販売した。なお、同ガイドブックは本会ホームページ(一般向けページ)にも全文を掲載し、幅広く入手可能とした。

国体開催地であった茨城県薬剤師会に対しては、事業実施のための資料として同ガイドブックの無償提供(6,000部)を行った。茨城県薬剤師会では、①競技者等に向けた啓発活動の実施、②薬剤師等に向けた啓発活動の実施、③アンチ・ドーピング啓発資材の作成、④国体開会式・競技会場でのブース設置・運営等の活動を行った。本会は③に関連し、茨城県薬剤師会が全国体参加選手を対象に制作・配付した「国体用うっかりドーピング防止啓発用マスク型資材」等について、制作費を支援した。

また、本会では(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」)が設立したスポーツファーマシスト(以下、「SP」)認定制度についても協力を行っており、平成31年4月現在、約9,500名のSPが認定され、アンチ・ドーピ

ング活動に貢献している。各都道府県薬剤師会には「SP活動推進担当者」及び「ドーピング防止ホットライン担当者」の2種類の担当者が置かれ、これら担当者は各地域におけるアンチ・ドーピング活動の中心となり、SPの活動を支援している。11月29日には、両担当者を対象とした「都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者研修会」を本会主催、JADA協力の下で開催し、最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供のほか、毎年1月1日に発効する禁止表国際基準の変更点、令和元年度国体開催地であった茨城薬剤師会のアンチ・ドーピング活動の内容や本会アンチ・ドーピング委員会委員による「アスリートにおけるドーピング指導のポイント」等について研修を行った。

また、薬剤師に向けたアンチ・ドーピングの 資料、子供に向けたアンチ・ドーピングの資料、 アンチ・ドーピングガイドブックを適切に使用 するための資料の三点を作成している。完成版 は日本薬剤師会のホームページで公開する予定 である。

本年度、東京都及び京都府の各会場にて基礎 講習会を受講した SP 資格取得希望者は、JADA が実施する e-learning にて実務講習会を受講後、 SP ホームページ上で実施される「知識到達度確 認試験」を経て、認定申請を行うことになる。

一方、JADA では SP を対象とした情報提供の場として、大塚製薬株式会社の協力の下、Web 回線を利用したオンライン研修システム (Live On Seminar) を活用した研修が都道府県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動担当者等を対象に実施された。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会にて設置予定の選手村総合診療所における薬剤業務にあたる薬剤師の募集については、同大会組織委員会より選考結果のリストを受領し、日本病院薬剤師会及び各都道府県薬剤師会に選考終了の報告及び協力御礼の通知を日本病院薬剤師会及び各都道府県薬剤師会に発出し、

それぞれの選考結果を通知した(令和元年12月3日付、日薬情発第119号ほか)。

また、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局よりホストタウン事業に関する協力依頼を受け、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局に各都道府県薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン一覧等を提供するとともに、各都道府県薬剤師会に対し協力を依頼した(令和元年4月26日付、日薬情発第20号)。

本会としては、SPの活用等とともに薬剤師が アンチ・ドーピング活動を通じてより一層の社 会貢献ができるよう、アンチ・ドーピング活動 への協力・支援に関する方策を今後も引き続き 検討する方針である。

(5)感染症等対策

1) 新型インフルエンザ等対策

平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)施行令公布により、本会は特措法第2条第6条に規定する指定公共機関として国より指定され、薬剤師は医療等の実施の要請の対象となる医療関係者として定められた。

特措法を受けて、新型インフルエンザ等対策 政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイ ドラインが同年6月に決定された。

本会は指定公共機関として指定されたことを 踏まえ、平成26年5月7日に「日本薬剤師会新 型インフルエンザ等対策業務計画」を策定し、 国へ報告するとともに、都道府県薬剤師会が特 措法に規定する指定地方公共機関として都道府 県知事より指定されると考えられることから、 都道府県薬剤師会へ情報提供した(平成28年11 月29日一部改正)。さらに、平成30年度の役員 改選、平成28年12月以降の事務局人事異動を 踏まえ、平成30年9月11日に開催した理事会 において「日本薬剤師会新型インフルエンザ等 対策業務計画」を一部改正した。 本年度は、令和元年7月29日に、内閣官房主催の令和元年第1回新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会が開催され、担当役員が出席し、新型インフルエンザ等発生時における事業継続体制を確認するとともに、業務縮小を含む事業継続上の課題等について、他の指定公共機関と情報共有を進めた。11月8日には内閣官房主催の新型インフルエンザA(H7NX)政府対策本部訓練が実施され、本会も参加するとともに、都道府県薬剤師会に協力を依頼した。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、平成26年1月に都道府県薬剤師会等を通じて会員に提供した「新型インフルエンザ等発生時における事業継続計画」(薬局向け作成例)を一部改訂し、各都道府県薬剤師会及び本会ホームページを通じて会員に再周知した(令和2年2月28日付、日薬業発第438号)。

また、公衆衛生委員会において、感染症予防 対策として、「薬剤師が知っておくべき感染症予 防対策 (消毒編)」を取りまとめ、各都道府県薬 剤師会に通知した (令和2年2月19日付、日薬 業発第425号)。

2) 薬剤耐性(AMR)対策

抗菌薬の不適切な使用を背景とする薬剤耐性菌の増加は、国際社会で大きな課題となっている。そのため、2015年5月の世界保健総会では、薬剤耐性 (AMR) に関するグローバル・アクション・プランが採択され、本邦においても、厚生労働省での薬剤耐性対策に関する包括的な取組みについての議論に並行する形で、2016年4月5日、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランが決定された。

本会では、2019年4月から2022年2月を研究期間とし、京都薬科大学と共同研究で「保険薬局から収集した外来診療所における経口抗菌薬使用状況の把握及び収集体制の構築に関する研究」を行っている。また、本会は薬剤耐性(AMR)対策普及啓発活動への賛同団体となっている。

本年度は、AMR 臨床リファレンスセンターが 本会等と協力の下、感染症教育コンソーシアム 成果物として、3種類のガイドライン等を作成 したことを都道府県薬剤師会に通知した(令和 元年4月26日付、日薬情発第16号)。

また、厚生労働省が令和元年12月5日に公表した「抗微生物薬適正使用の手引き(第二版)」を都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したほか(令和元年12月18日付、日薬業発第343号)、薬剤耐性(AMR)対策普及啓発活動表彰の取組事例の厚生労働大臣表彰の募集について、各都道府県薬剤師会に情報提供した(令和元年7月5日付、日薬業発第122号)。

3) アレルギー疾患患者の医療提供体制の整備 について

「アレルギー疾患対策基本法」第11条第1項に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」においては、国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状況に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることとされている。

平成29年4月に厚生労働省に設置された「ア レルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検 討会」に、本会役員が構成員として参画し、報 告書を取りまとめた。報告書では、アレルギー 疾患医療に携わる医療機関やかかりつけ医等に 求められる役割、都道府県アレルギー疾患医療 拠点病院の選定、都道府県アレルギー疾患医療 連絡協議会の設置等が示されている。また、薬 剤師・薬局の役割としては、「アレルギー疾患に おいて、医師の処方に基づき、患者に対して有 効で安全な医薬品による治療を提供するため、 医療機関と連携を取りながら、最新の科学的知 見に基づいた適切な情報提供及び指導を行うこ と、また、薬学的観点から、服薬情報や副作用 (特にアレルギー歴)等の情報について、処方 を行った医師へのフィードバックを行うこと」 が求められている。これを受け本会では都道府 県薬剤師会に通知し、会員への周知を図った(平成29年8月7日付、日薬業発第158号)。

本会では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の医薬品等規制調和・評価研究事業における「医薬品等の原材料等に使用されるアレルギー物質の情報提供のあり方の研究」に本会役員が委員として参画している。

また、本会では公衆衛生委員会において、各都道府県のアレルギー疾患医療提供体制の整備状況及び各都道府県薬剤師会の参加状況等を取りまとめ、都道府県薬剤師会に情報提供した(令和元年3月26日付、日薬業発第491号)。

4) シックハウス症候群について

公衆衛生委員会において、シックハウス症候群について議論し、薬局において患者や来局者から質問や相談があった際の参考の一つとして活用することを目的として、シックハウス症候群に係る薬局における対応を Q&A 形式で取りまとめ、都道府県薬剤師会に通知した(平成30年6月1日付、日薬業発第81号)。

引き続き公衆衛生委員会において内容の充実 や国の動きに合わせて変更する等の検討を行う こととしている。

5) 新型コロナウイルス感染症対策

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症に際し、本会では令和2年2月6日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、厚生労働省と密接な連携の下、各都道府県薬剤師会や関係団体等と連絡を取り合い、対応を進めてきた。

①横浜港への薬剤師派遣

2月5日から19日の間、横浜港にて、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号に対し検疫が実施された。本会は厚生労働省の依頼を受けて、神奈川県薬剤師会、東京都薬剤師会に対し、薬剤師派遣の協力要請を行った。派遣された薬剤師は、午前・午後に分かれて1日数グループ(1グループ3名程度)で活動し、乗客・乗員から要請のあった服用薬、追加処方について、患者ごとの仕分け作業等を実施した。活動期間、主

な活動場所、派遣薬剤師数は以下のとおりであ (令和2年1月29日付、日薬業発第411号)。 る。なお、神奈川県病院薬剤師会及び日本病院 さらに2月20日にも、3団体共同ステートメン 薬剤師会も協力した。 トを発表するなど(令和2年2月20日付、日薬

○活動期間

令和2年2月8~23日

○活動場所

横浜検疫所及びターミナル施設

○派遣薬剤師数

延べ 186 人(神奈川県薬剤師会 102 人、東京都薬剤師会 84 人)。

②和光市宿舎での対応

ダイヤモンド・プリンセス号から下船した一部の乗客は、2月14日以降順次、埼玉県和光市にある宿舎へ移動された。同15日より当該乗客への新規処方等への対応のため、東京都練馬区薬剤師会が指定した施設近隣の薬局が調剤及び調剤薬の提供を行った。また、同27日より、和光市にある宿舎へ移動された一部の乗員についても同様の対応を行った。活動期間及び調剤の状況は以下のとおりである。

【乗客への調剤の状況】

○活動期間

令和2年2月15日~3月9日

○調剤した件数

89 件

【乗員への調剤の状況】

○活動期間

令和2年2月27日~3月16日

○調剤した件数

12件(船会社のクルー以外の職員4名含む)

③会員等への情報提供

本会では1月24日に、本会ホームページに新型コロナウイルス感染症特設サイトを開設し、本会の動きや厚生労働省から発出される諸通知等について迅速な情報提供に努めた(詳細は本会ホームページ参照)。

また1月29日に、日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会の3団体連名で、全国の薬局・ドラッグストアに対し、薬局やドラッグストアに来訪される方への手洗いや咳エチケット等の励行周知を要請した

(令和2年1月29日付、日薬業発第411号)。 さらに2月20日にも、3団体共同ステートメントを発表するなど(令和2年2月20日付、日薬 業発第427号)、関係団体とも連携して、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供に取り組んでいる。

感染拡大を続ける新型コロナウイルス感染症 に対し、本会は、緊急時にあっても安心して薬 局を活用できる体制の確保に努めていく。

(6)都道府県薬剤師会関係試験検査センターを活用した調査実施等

1) 都道府県薬剤師会試験検査センターの活動の推進及びその在り方の検討

本会では毎年度、都道府県薬剤師会関係試験 検査センターの運営等について協議を行うため 「試験検査センター連絡協議会」を開催してお り、本年度は5月30~31日に那覇市で開催した。 1日目には、蒲池稔厚生労働省医薬・生活衛生 局監視指導・麻薬対策課主査により「登録試験 検査機関について」と題して講演が行われた。 講演では、登録試験検査機関の制度の概要、実 施基準が説明され、また、外部精度管理試験事 業の実施状況について述べられた。次に、パネ ルディスカッションのプログラムとして、沖縄 県薬剤師会試験検査センター、佐賀県薬剤師会 検査センター、大阪府薬剤師会試験検査センタ 一、東京都薬剤師会衛生試験所、福島県薬剤師 会医薬品試験検査センターにより、事業紹介及 び試験検査業務の事例発表が行われ、続いて総 合討論を行った。2日目には、北海道薬剤師会 公衆衛生検査センターにより「平成30年北海道 胆振東部地震の発生とその対応について」、岐阜 県公衆衛生検査センターにより「災害時におけ る事業継続」の取組みの事例発表が行われた。

また、試験検査センター委員会では、平成30年度計画的試験検査の結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した(令和元年11月19日付、日薬業発第274号)。

平成30年度は24都道府県において、3,304品目を対象として総計5,723件(試験項目)の試験が実施された。主な試験項目の内訳は、溶出試験2,076件(36.3%)、定量試験1,140件(19.9%)、製剤の性状1,128件(19.7%)、確認試験569件(9.9%)、pH252件(4.4%)、細菌試験157件(2.7%)、崩壊試験74件(1.3%)、無菌試験21件(0.4%)、粘着力試験15件(0.3%)、その他291件(5.1%)などであった。

また、本年度は同委員会において計画的試験 検査の基本方針をまとめ、各都道府県薬剤師会 及び試験検査センターに通知した(平成31年4 月23日付、日薬業発第37号)。計画的試験検査 に関しては、「薬局等における医薬品の試験検査 実施要領について」(昭和62年6月1日 薬発第 463 号) において、「薬局等における医薬品の試 験検査実施要領例」として、「経時変化の著しい 医薬品、保管条件により品質の影響を受けやす い医薬品については、品目等を定めた計画的な 試験検査を実施すること」が示されている。さ らに、本会で策定した「薬局等における医薬品 の試験検査の実施要領」(昭和62年制定、平成 9年全面改定)では、試験検査センターが年間 計画を立案して計画的試験検査を実施すること と記載しており、同委員会では例年各都道府県 における計画的試験検査の実施状況の取りまと めを行っている。

2) 貼付剤の粘着力試験

貼付剤の粘着力試験法は、第17改正日本薬局方に新たに収載された試験法であり、試験成績が今後蓄積されていくことが見込まれる。また、貼付剤については、第18回ジェネリック医薬品品質情報検討会(平成29年3月3日)において、「医療関係者や患者から、製剤間での粘着力および剥がれやすさの違いに関する指摘が多い」との意見があり、「薬剤師会の協力も得て問題事例の情報についてまずは情報を収集すること」と議論された。このため、同委員会では貼付剤

の粘着力試験の検討を行っている。

平成30年度は、試験検査センター委員会の委員の協力の下に、粘着力試験装置の検討及びパイロットスタディによる試験法の検討を行った。本年度は、都道府県薬剤師会関係試験検査センターの協力の下、予備調査としてケトプロフェンテープ剤1品目を対象とした粘着力試験(ローリングボールタック試験法)を実施した。更に、予備調査の試験対象品目及び当該品目と同一規格の品目を対象として粘着力試験の本調査を実施した。今後、同委員会において結果の検討を行う予定である。

3) 医薬品形状の加工食品を対象とした崩壊 試験

錠剤・カプセル剤の形状の食品が広く販売さ れているが、これらの中で健康増進に関連する 広告または表示を伴う製品が多数存在する。一 方、医薬品の錠剤またはカプセル剤の製造・品 質管理における規格に関して、日本薬局方には 崩壊試験法が規定されている。食品に関しても、 摂取した食品中の成分がヒトの体内に吸収され るためには、崩壊性は重要な要素であると考え られる。そこで、試験検査センター委員会では、 国民のために品質確保された食品が流通される ように情報発信することにより公衆衛生向上に 貢献すること、食品の形状の影響並びに品質確 保に関する薬剤師の関心を高めること、さらに 試験検査センターの業務の場を拡大することを 目指して、錠剤・カプセル剤の形状の食品の崩 壊試験を実施することとした。平成27年度は、 同委員会委員の所属する試験検査機関の協力の 下、崩壊試験のパイロットスタディを実施し、 調査方法等の検討を行った。平成28年度、平成 29 年度及び30 年度は、都道府県薬剤師会関係試 験検査センターの協力の下、それぞれ 22 製品、 13 製品、22 製品を対象として、崩壊試験事業を 実施した。検体の崩壊試験は、第17改正日本薬 局方 一般試験法「6.09 崩壊試験法」の規定に 準じて実施した。同委員会において試験結果の

検討を行い、試験結果が不適合と判定された製品については消費者庁に情報提供を行った。同委員会では、平成28年度崩壊試験に関する調査報告を論文としてまとめ、日薬誌平成30年12月号に調査報告として掲載された。

本年度は、平成 29 年度及び 30 年度試験結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した(令和元年6月5日付、日薬業発第83号)。さらに、平成28~30年度の実施対象製品を恒温恒湿器にて保存後に、検体の崩壊試験を実施している。

4) 医薬品精度管理試験(全国統一試験)の 実施等による精度管理

「薬局等における医薬品の試験検査の実施要領」では、試験検査センターが実施する医薬品試験検査の種類として、「試験検査技術の習熟と精度の向上」を目的とした「医薬品全国統一試験」を記載している。医薬品の登録試験検査機関に対して精度管理の実施が求められている状況から、毎年実施している医薬品全国統一試験を平成24年度より「精度管理試験」と位置づけ、「試験検査技術の習熟と精度管理」を目的に実施している。

試験検査センター委員会では平成29年度に実施した精度管理試料に含有されるカフェイン水和物を試験対象とした定量試験結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに通知した(平成31年4月23日付、日薬業発第36号)。さらに、平成30年度に実施したベタメタゾン錠を対象とした溶出試験結果、定量試験結果を取りまとめ、各都道府県薬剤師会及び試験検査センターに送付した(令和2年3月16日付、日薬業発第476号)

本年度においても精度管理試料に含有される エテンザミドを対象とした定量試験を実施した。 今後、同委員会において結果の検討を行う予定 である。

5) 都道府県薬剤師会試験検査センター技術 職員の研修

本会では毎年度、都道府県薬剤師会関係試験 検査センターの技術職員を対象に、各種分析、 最新の試験検査に関する知識の習得、技術の向 上を目的とした研修を実施しており、本年度も 12月5~6日に本会会議室において開催した。

1日目には、宗林さおり独立行政法人国民生活センター理事より「錠剤・カプセル状の健康食品の品質等実態調査と健康被害について」と題して講演が行われた。講演では、国民生活センターが令和元年8月に公表した実態調査の報告書より、消費者を対象としたアンケート調査結果、崩壊試験結果が説明され、さらに、健康食品の広告と健康被害の事例、消費者安全法に基づく消費者事故等の公表等の制度が紹介された。続いて、試験検査センター委員会より委員会事業に関する報告等が行われた。さらに、試験室の地震対策に関する内容として、(株)ダルトンより地震対策設備について、(株)リンテック21より地震対策器具についてそれぞれ説明された。

2日目には、酒井美江医薬品医療機器総合機構審査マネジメント部医薬品基準課主任専門員(基準担当)より「第十七改正日本薬局方第二追補の概要について」、加藤くみ子北里大学薬学部教授より「日本薬局方理化学試験法の現況」、(株)JEOL RESONANCE 経営企画室商品企画グループの末松孝子氏より「定量 NMR-基礎と日本薬局方試薬への応用-」と題して講演が行われた。それぞれの講演では、第17改正日本薬局方第二追補の改正内容、試験法が解説された。

(7) 食品の安全性確保への対応

食品の安全性確保のために内閣府に設置されている食品安全委員会は、平成15年制定の食品安全基本法に基づき同年7月に発足した。同委員会には、企画等専門調査会に加え、添加物、農薬、微生物といった危害要因ごとに11の専門調査会があり、このうち企画等専門調査会に本会役員が専門委員として参画している。

本年度は、前年度からの企画等専門調査会における議論を踏まえ、リスク評価の対象案件を自ら選定して行う評価(自ら評価)の応募方法の見直しを行い、ホームページによる外部募集、専門委員への要請等の既存の取組に加え、地方公共団体の食品安全担当職員への要請等を行った。11月には応募された案件から案件候補を絞りこむための議論を行い、令和2年1月には絞り込んだ案件候補についてそれぞれ取扱いを決定し、食品安全委員会に報告した。

また、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品 衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価 調査会にも本会役員が委員として参画している。 さらに、日本医師会健康食品安全対策委員会に も本会役員が委員として出席し、薬剤師の視点 から健康食品の製品の品質・信頼性等について 意見を述べている。

また、平成27年4月に食品表示法が施行され、機能性表示食品制度が始まったことを受け、本会では薬局等での機能性表示食品の取扱いをまとめた「食品の新たな機能性表示制度への対応について」を作成し、都道府県薬剤師会に通知したほか、会員向けホームページで公表している。

6. 地域包括ケアシステムを踏まえた地域医療、介護、保健等の提供 体制への取り組みの推進

(1)医療計画等各種計画、地域医療提供 体制等への参加・連携促進

我が国における将来の医療・介護等の提供 体制については、団塊の世代が75歳以上となる 2025年を目途に、重度な要介護状態となっても 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最 後まで続けることができるよう、住まい・医療・ 介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕 組みとして「地域包括ケアシステム」の構築を 目指している。

本会では、地域包括ケアシステムを踏まえた

地域の医療、介護、予防、保健等の提供体制に おいて、薬剤師による医薬品供給、薬学的管理 指導等が過不足なく提供されるよう、各種の取 組みを進めている。

1)地域の医療・介護の提供体制に関する検討

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、 効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築により地域における医療・介護の総合的な確保を推進することを目的として、 医療介護総合確保推進法に基づき、医療法や介護保険法などさまざまな法律が改正された。

医療法、介護保険法の改正により、都道府県が定める医療計画、介護保険事業計画は医療介護総合確保方針に即したものとして相互に整合性を持って定められるものと規定され、また医療計画の期間が6年に改められたことから、平成30年からは医療計画と介護保険事業計画の事業年度が一致している。

また、医療計画の見直し等に関する検討会では、2021年度の第7次医療計画の中間見直しに向け議論がされており、同検討会には本会から担当役員が構成員として参画している。

平成29年3月31日に厚生労働省より都道府 県に発出された通知では、医療連携体制に関連 した薬局の役割として「入院から外来・在宅医 療への移行における円滑で質の高い医療提供体 制の構築すること、地域の薬局で医薬品等の供 給体制を確保すること、医療機関等と連携して 患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれ に基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院 時における医療機関等との連携や夜間・休日等 の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすこ と」が示されている。本件については、本会か ら都道府県薬剤師会に通知し、対応を要請した (平成29年4月11日付、日薬業発第17号)。

さらに平成29年7月31日には、医療計画作成指針等について一部改正が行われ、厚生労働省より都道府県に通知が発出された。薬局・薬剤師業務については、新たに「患者のための薬

局ビジョン」を踏まえた薬剤師の資質向上について追記されたほか、疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針では、薬剤師の認知症対応力向上や、在宅医療での多職種による取組を確保するための職種ごとの目標として「訪問薬剤管理指導」の事業所数等が追記された。これを受け、本会も都道府県薬剤師会へ通知した(平成29年8月17日付、日薬業発第163号)。

医療提供体制に関しては、平成 26 年 10 月から病床機能報告制度が開始され、都道府県がこれを基に医療計画において地域医療構想を策定することとされている。

また、地域包括ケアシステムの構築に関しては、介護保険法の改正により「在宅医療・介護の連携推進」が介護保険制度の地域支援事業(介護保険財源で市町村が取り組む事業)として位置づけられ、平成27年度以降、市町村が主体となり恒久的に実施されることとなった。

さらに、社会保障審議会介護保険部会は介護 保険制度の見直しにあたって、①介護予防・健 康づくりの推進、②保険者機能の強化、③地域 包括ケアシステムの推進、④認知症施策の総合 的な推進、⑤持続可能な制度の構築・介護現場 の革新について検討を行っている。

本会はこうした事項に関し、都道府県薬剤師会に情報提供するとともに、各地域での対応を要請した。

このほか、本会地域医療・保健委員会では在 宅業務の推進に資するため、これから在宅業務 に取り組む薬局・薬剤師向けに「在宅服薬支援 マニュアル」を作成し、本会ホームページ(会 員向けページ)等を通じて公表してきた。本年 10月には、令和元年度調剤報酬・介護報酬改定 を踏まえ、平成30年5月版の所要の修正を行い、ホームページに掲載している(令和元年10月1 日付、事務連絡)。

2) がん対策

平成28年12月にがん対策基本法が10年ぶり

に改正され、就労対策等が盛り込まれた。がん 対策推進協議会は、政府が策定する「がん対策 加速化プラン」への提言を平成27年12月にま とめており、同提言においては、がん検診の受 診率対策の一つとして「健康サポート薬局にお けるかかりつけ薬剤師を通じた受診勧奨を進め る」と記載されている。

また、厚生労働省の緩和ケア推進検討会が平成28年4月8日付けでまとめた報告書では、医療用麻薬の使用に際しての薬剤師の関与、薬学生や薬剤師への緩和ケア教育、地域での緩和ケアにおけるかかりつけ薬剤師の役割等についての記述が盛り込まれた。本検討会には本会担当役員が構成員として参画しており、平成30年4月には「循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方について」を取りまとめられた。本会では、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(平成30年6月15日付、日薬業発第94号)。

3) 循環器病対策

厚生労働省は令和2年1月、健康寿命の延伸 等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器 病に係る対策に関する基本法(循環器病対策基 本法)の成立を受け、医療計画及び介護保険事業 支援計画等と調和の保たれたものとする第1期 循環器病対策推進基本計画を策定することなど を目的に「循環器病対策推進協議会」が設置し た。本会は、第2回協議会(令和2年2月4日) の関係団体ヒアリングに参加し、薬剤師の介入 とアドヒアランスの関係、長野県薬剤師会での 予防健康づくり(血圧測定)事業、薬剤師によ る禁煙支援事業の事例を紹介した上で、「薬剤師 は予防、治療、再入院・重症化防止のいずれも 携わることができる。外来機能の強化により医 療費の抑制にも貢献ができるほか、病院薬剤師 との連携、処方医をはじめとした多職種連携も 重要である」と述べた。また、改正医薬品医療 機器法において義務付けられる服用期間中のフ オロー等についても説明し、循環器病対策推進 基本計画の策定にあたっては「薬剤師の機能を 改めて位置付けることが重要である」と強調し た。

4) 認知症対策

平成27年1月27日、厚生労働省から「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~(新オレンジプラン)」が公表された。

新オレンジプランにおいては、薬剤師に関して、「認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことができるような体制」の一つとして「歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じて、これらの専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進する」との記述がなされている。

これを受け、平成28年3月31日には厚生労働省老健局長より、薬剤師を対象とした認知症対応力向上研修の実施要綱を盛り込んだ認知症地域医療支援事業に関する改正通知が各都道府県等に発出され、平成28年度より関係団体の協力を得て都道府県薬剤師会を中心に研修が実施されている。

平成29年7月には新オレンジプランが一部改訂され、薬剤師が服薬指導等を通じて高齢者等と接する中で認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携した対応を推進するため、平成32年度末までに認知症対応力向上研修の受講者を4万人とするとの目標値が示され、平成29年度末時点で1万7千人が受講を完了している。本年度は、「歯科医師・薬剤師・看護職員向け認知症対応力向上研修の評価方法と受講後の実態に関する調査研究事業の報告書」を都道府県薬剤師会に通知した(令和元年6月4日付、日薬業発第79号)。

また、政府の認知症施策推進関係閣僚会議が

令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」を 取りまとめ、新たに薬剤師の認知症対応力向上 研修受講者数を6万人と目標設定されたことな どについて、都道府県薬剤師会を通じて会員に 周知するとともに(令和元年7月2日付、日薬 業発第113号)、日薬誌10月号の「今月の情報」 で解説を行った。

さらに、令和元年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修のあり方に関する調査研究事業」委員会および在宅分科会には本会担当役員等が出席し、認知症対応力向上研修(かかりつけ医、歯科医師、薬剤師)修了者の実践的な活動に資するよう、「連携編」の改訂及びワーク素材となる映像事例、修了者の役割をイメージしたトリガービデオを作成した。

5)地域保健・健康増進関連事業等の検討と 実施

①健康日本21 (第二次) への対応

平成25年度から始まった「健康日本21(第二次)」においては、「健康を支え、守るための社会環境の整備」の具体的目標である「地域住民が身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加」の具体例として、「地域住民の健康支援・相談対応等を行い、その旨を積極的に地域住民に周知している薬局」などが挙げられており、本会が平成27年10月に行った調査では、当該薬局は13,115箇所となっている。

平成26年7月から厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の下に健康日本21(第二次)推進専門委員会が設置され、本会からも担当役員が委員として参画している。平成28年度から、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する健康サポート機能を備えた「健康サポート薬局」の届出が開始された背景を踏まえ、地域住民からの健康相談対応等を行う資質を担保する健康サポート薬局研修を修了した薬剤師数について、同委員会において報告した。

また、「健康日本 21」の推進に関しては、①健康日本 21 推進本部、②健康日本 21 推進国民会議、③健康日本 21 推進全国連絡協議会の3つの組織を中核として運動が展開されており、本会も②及び③に参画している。

このほか、厚生労働省が実施する「禁煙週間(5月)」、「食生活改善普及運動(9月)」、「健康増進普及月間(9月)」「女性の健康週間(3月)」などの各種事業・行事についても、都道府県薬剤師会に対し積極的な対応を依頼している。

②母子保健、健やか親子21への対応

「健やか親子 21」(平成 13 年~26 年)の推進 にあたり、厚生労働省は関係団体等から成る「健 やか親子21推進協議会」を設置して取組みを進 めている。 平成 27 年からは、「健やか親子 21 (第 二次)」が10年間にわたり実施されており、3 つの基盤課題 (A:切れ目ない妊産婦・乳幼児 への保健対策、B:学童期・思春期から成人期 に向けた保健対策、C:子どもの健やかな成長 を見守り育む地域づくり)と、2つの重点課題 (①育てにくさを感じる親に寄り添う支援、② 妊娠期からの児童虐待防止対策) が定められて いる。基盤課題Bの取り組み例として、「セルフ メディケーションに関する教育の推進」や「学 校薬剤師の活動の充実」等の取組例が明示され ており、本会活動においても健やか親子21(第 二次)の視点も踏まえつつ推進していく。本年 度は健やか親子21(第2次)の中間年にあたる ことから、6月から8月にかけて検討会が開催 され、「健やか親子21(第2次)」の中間評価等 に関する検討会報告書が8月30日に公表された。

また、妊産婦の診療については、通常よりも 慎重な対応や胎児や乳児への配慮が必要である ことから、診療に積極的でない医療機関が存在 するとの指摘があり、妊産婦自身の負担にも配 慮しつつ医療提供体制をさらに充実していくこ とが求められている。近年は出産年齢が上昇傾 向にあり、一般に高齢出産の場合には特に健康 管理に留意が必要とされるなど、妊産婦のニー ズに応じた細やかな支援がより重要となっている。

以上のような現状から、妊産婦が安心できる 医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた 妊産婦に対する保健・医療体制の在り方につい て、医政局・子ども家庭局・保険局の連携の下、 平成31年2月に「妊産婦に対する保健・医療体 制の在り方に関する検討会」が設置され、本会 からは担当役員が出席し、同年3月には妊産婦 に対する薬剤師の関わり方についてプレゼンテ ーションを行った。令和元年6月には議論の取 りまとめがなされ、本会は議論の取りまとめ及 びこれを踏まえた取組みの推進について都道府 県薬剤師会を通じて会員に周知した(令和元年 7月8日付、日薬業発第124号)。

③成育医療への対応

平成30年に成立した「成育過程にある者及び その保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療 等を切れ目なく提供するための施策の総合的な 推進に関する法律(成育基本法)」においては、 都道府県において医療計画その他政令で定める 計画を作成するにあたり、成育医療等の提供が 確保されるよう配慮が求められている。このこ とから、厚生労働省は令和2年2月、基本的指 針を作成することなどを目的に「成育医療等協 議会」を設置した。本会は第2回協議会(令和 2年3月26日)の関係団体ヒアリングに参加し、 成育医療に関わる薬剤師の現状と課題として、 小児在宅医療と成人期移行や小児用製剤の充実、 妊娠期前後における地域での妊娠期前後への関 わりや健康サポート薬局の活用について説明し た。

④受動喫煙防止対策について

世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は「たばこのないオリンピック」を共同で推進することとしており、日本を除く近年の競技大会開催地及び開催予定地は、公共の施設や職場について、罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っている。厚生労働省は2020年の東

京オリンピック・パラリンピック、2019 年のラグビーワールドカップを健康増進に取り組む契機であるとし、早急に受動喫煙対策の強化を図り、その実効性を高めるため、施設の用途、主たる利用者、利用者による施設選択の可否等を勘案し、「建物内禁煙」(官公庁や社会福祉施設等)、「敷地内禁煙」(学校や医療機関等)、「原則建物内禁煙」(飲食店などのサービス業等)に分類することを提案した。また、施設の管理者には喫煙禁止場所の範囲等を掲示する義務、喫煙器具を設置しない義務等を設け、義務違反者に対しては勧告、命令等を行い、それでもなお違反する場合には罰則を適用することも併せて提案した。

本会が幹事団体として参画する「健康日本 21 推進全国連絡協議会」において、平成 29 年 12 月8日に「受動喫煙のない社会の実現を!」と 題する緊急意見表明を行い、厚生労働省に対し 必要な法整備を求める要望書を提出している。

これら受動喫煙の防止対策強化を盛り込んだ 健康増進法改正は平成30年7月25日に公布され、東京五輪開催に先立つ令和2年4月1日までに順次施行される。薬局においての施行期日は令和元年7月1日とされ、本会は施行に関する留意点やQ&A等を都道府県薬剤師会に通知した(令和元年7月8日付、日薬業発第125号ほか)。

⑤一般介護予防事業等の推進について

介護予防では、地域づくりなどの本人を取り 巻く環境へのアプローチも含めたバランスのと れた取組みが重要であることから、通いの場の 取組みを中心とした一般介護予防事業等が推進 されており、本年5月に厚生労働省に「一般介 護予防事業等の推進方策に関する検討会」が設 置された。

同検討会では、「地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方」、「専門職の効果的・効率的な関与の具体的方策」、「PDCAサイクルに沿った推進方策」について議論され

ており、本会からも担当役員を派遣した。

令和元年12月には同検討会の取りまとめを都 道府県薬剤師会に通知し、会員への周知を図っ た(令和元年12月23日付、日薬業発第358号)。

6) 医療保険者が実施する事業への連携・協力

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平 成27年6月30日閣議決定)の社会保障に関す る事項の中で、①民間事業者の参画も得つつ、 高齢者のフレイル対策を推進すること、②民間 事業者も活用した保険者によるデータヘルスの 取組について健康増進、重症化予防を含めた疾 病予防、重複・頻回受診対策、後発医薬品の使 用促進等に係る好事例を全国に展開することー が厚生労働省予算に盛り込まれた。この取組み は、医療保険者による予防健康管理の推進に関 する事項の一つであり、後期高齢者医療広域連 合が実施主体となり、平成26年度より実施され ている。重複・頻回受診者等に対する保健師等 による訪問指導に加え、平成27年度からは重 複・多量投薬者等に対する薬剤師等による訪問 指導についての拡充等が図られている。

本事業に関しては、「後期高齢者医療広域連合において、地域の実情に応じて、地域包括支援センター、保健センター、訪問看護ステーション、薬局等を活用し、課題に応じた専門職(管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等)が、対応の必要性が高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等を実施する」とされており、本会では都道府県薬剤師会に周知を図り、後期高齢者医療広域連合への積極的な協力を要請している(平成28年5月9日付、日薬業発第74号)。

また、高齢期のニーズに応じて介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防、重症化 予防等の予防・健康づくりを効果的に実施することが急務であることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会での検討に資するため、老健局・保険局の連携の下、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する 有識者会議」が開催された。本会担当役員は第 1回より参画しており、平成30年5月に「高齢 者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が 公表された。同ガイドラインでは「服薬に関す る相談・指導」として対象者の絞り込み、アセ スメント、具体的な支援内容が掲載され、関係 者の積極的な参画を求めている。本会では、都 道府県薬剤師会を通じて関係者への周知を図っ た(平成30年5月21日付、日薬業発第65号)。

同有識者会議は平成30年12月3日に報告書を取りまとめ、「かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師のいる薬局等からも、高齢者の状況に応じて通いの場等への参加勧奨を行う」ことが記載された。同報告書については、都道府県薬剤師会を通じて関係者への周知を図るとともに(令和元年6月10日付、日薬業発第87号)、会員に対しては日薬誌6月号「今月の情報」で、概要を解説した。

報告書の取りまとめを受け、令和元年5月22日には「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布された。これにより、令和2年4月1日から一体的実施が展開されることとなる。

7) その他

①日本健康会議

平成27年7月10日、国民の健康寿命の延伸と医療費適正化について、厚生労働省・経済産業省の協力の下、経済団体・保険者・自治体・医療関係団体等の民間組織が連携し実効的な活動を行うために「日本健康会議」が組織された。同会議の実行委員として、本会会長が参画している。

同会議では、「健康なまち・職場づくり宣言 2020」として8つの宣言が出され、当該宣言の 実現のため7つのワーキンググループ (WG) が 設置され、検討が進められている。

- 1. ヘルスケアポイント等情報提供 WG
- 2. 重症化予防(国保·後期広域)WG

- 3. 健康経営 500 社 WG
- 4. 中小1万社健康宣言 WG
- 5. 民間事業者活用 WG
- 6. 保険者における後発医薬品推進 WG
- 7. ソーシャルキャピタル・生涯就労 WG

このうち1、2、5、6のWGに、本会役員が 構成員として参画している。

②オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について

平成30年3月に取りまとめられた「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が令和元年7月に改訂され、緊急避妊に係る診療については、産婦人科医または厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことが許容され得ると示された。また、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することなどが示された(令和元年6月19日付、日薬業発第94号)。

同指針の改訂を受け、オンライン診療に伴う 緊急避妊薬については、その薬剤の特性や患者 の状況等に鑑み、患者は研修を修了した薬剤師 による調剤を受けることが求められている。本 会は薬局関係団体等と連携し、都道府県薬剤師 会担当者を招聘した全国会議を令和元年 12 月 15 日に開催した。都道府県薬剤師会単位で産婦 人科医会と連携した薬剤師向け研修会を開催す るため、本会担当役員らは令和元年度厚生労働 科学研究費において資料を作成した。令和2年 3月現在、14 府県薬剤師会で研修会が開催され た。

③医師の働き方改革を進めるためのタスク・シ フティングに関するヒアリング

これまで医師の働き方改革に関する検討会において、医師の時間外労働の上限規制適用について議論がなされ、平成31年3月、同検討会で2024年までに上限規制が適用される旨、報告書が取りまとめられた。同報告書に盛り込まれた

労働時間短縮を強力に進めていくための具体的な方向性の一つとして、タスク・シフティングが課題になっている。

本年6月及び7月、厚生労働省医政局は関係 する30団体へのヒアリングを実施した。本会か らは令和元年7月17日、担当役員が日本病院薬 剤師会担当役員とともにヒアリングに出席し、 医師の処方関連業務の支援及び簡素化、医師と 薬剤師間の処方内容に関する問い合わせ等の簡 素化(処方箋の記載工夫や様式活用)、薬物療法 のモニタリングの実施とその結果に伴う処方内 容の見直しの提案等(7項目)について説明を 行った。その上で、「平成22年の医政局長通知 に示された業務をさらに実施・推進するととも に、タスク・シフティングを実現する上で知識・ 技術に関する適切な研修の実施や法整備が必要 と考える。医療機関での課題検証が必要ではあ るが、チーム医療を的確に推進する観点からも 積極的に関わっていきたい」と述べた。さらに、 同局は令和元年10月より「医師の働き方改革を 進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に 関する検討会」を設置しており、本会関係者が 参考人として出席している。

4)薬局におけるレジ袋の有料化について

令和元年5月、環境省において策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置付けられ、その取組みの一環としてレジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指す旨が記載された。

これを受け令和元年、経済産業省における合同会議において審議され、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことなどを目的とし、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める

省令」について改正をすることとなった。

薬局は産業分類上「小売業」に位置付けられており、その対象となることから、意見募集に対し、「我が国のみならず世界的な環境を守ろうとする活動であると理解しており、今回の方針については賛同する。しかし、薬局は医療法上、医療提供施設と規定されており、調剤に係るものについては、金銭のみならず、付与されたポイント等で決済される場合も含めて、有料化の対象外とするべき。また、有料化(導入)にあたっては、消費者並びに患者が医薬品等を購入した際に混乱が起きないよう十分な配慮を求める」との意見を提出した(令和元年12月6付、日薬業発315号)。

その後、「小売業に属する事業を行う者の容器 包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排 出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき 事項を定める省令」が改正され、小売業に属す る事業を行う事業者は、商品の販売に際して、 消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプ ラスチック製買物袋を有料で提供すること、薬 袋はその対象外となること等が示された(令和 2月28日付、日薬業発第434号)。レジ袋有料 化は令和2年7月1日より義務化される。

(2) 多職種連携(薬薬連携を含む)の 推進

本会では平成25年度から、在宅医療や地域医療、病棟業務におけるチーム医療の一層の進展、充実に向けた取組みとして、薬剤師に必要なフィジカルアセスメントの理念の理解と臨床手技の修得を目的とした研修プログラムの検討を行っている。薬剤師が行うフィジカルアセスメントの理念については、「地域医療・在宅医療の現場で、薬剤師が患者の薬物治療の効果と副作用の発現をより客観的に評価するために行うもの」とし、理念の理解とその際に必要な臨床手技の修得を目的としたプログラムを策定した。

平成27年度は、この成果を基に都道府県薬剤

師会等において当該プログラムを用いた研修会 が開催できるよう、「薬剤師が身につけておきた いフィジカルアセスメント〜研修プログラム解 説と研修会運営マニュアル〜」を作成し、都道 府県薬剤師会に周知を図った。

また、平成26年度から都道府県薬剤師会を対象に貸出を実施しているフィジカルアセスメントトレーニングモデル機器(フィジコ)に関する機材等について、本年度は11月までに2都道府県薬剤師会に貸出を実施した。

また、平成30年度介護報酬改定では、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、統計的にみて通常よりかけ離れた回数をケアプランに位置づける場合には、介護支援専門員から市町村へ届け出ることとし、市町村が地域ケア会議で検討を行うとされた。こうした市町村が地域ケア会議で検討を行う際の手引きとして、厚生労働省は「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」を作成した。この手引きの中では、訪問回数の多いケアプランに係る議論の際の視点や地域ケア会議での薬剤師の役割等が示されていることから、都道府県薬剤師会に周知を図った(平成30年10月15日付、日薬業発第254号)。

(3) 在宅医療の推進のための各種事業 及び調査・研究

平成28年7月6日、在宅医療の推進という政策の達成に向け、在宅医療提供者、学術関係者、行政がそれぞれの知見を相互に共有し、連携して実効的な活動をしていくための考え方を共有することを目的とし、「全国在宅医療会議」が設置された。同会議の関係者が実効的に活動していくため、重点的に対応すべき分野(重点分野)を①在宅医療に関する医療連携、普及啓発モデルの蓄積、②在宅医療に関するエビデンスの蓄積ーと設定し、ワーキンググループにおいて検討が行われた。本会議及びワーキンググループには本会から担当役員が参画している。

平成29年3月28日に厚生労働省より公表された同会議の報告書では、「関係団体には特に積極的な役割が求められており、行政と車の両輪として、在宅医療提供体制の構築に取り組んでいく必要がある」と記載されている。これを基に、重点分野に対応していくための課題整理として各団体が活動方針や活動内容等を定めるにあたっては、「7つの柱」を踏まえた検討を行うことで、各団体が共通認識をもって取り組んでいけるようにすること、その際には各団体はその規模や特性に応じた取組を行っていくことが求められており、本会はこれまでの会員向け資材の提供等について報告している。

なお、在宅患者に対する訪問薬剤管理を行う 薬局数は平成29年3月現在、在宅患者訪問薬剤 管理指導料算定薬局数(医療保険)5,863、居宅 療養管理指導費算定薬局数(介護保険)19,437 となっている。

(4)健康サポート薬局の推進

1)健康サポート薬局の周知

平成28年2月12日、医薬品医療機器法施行規則が一部改正され、健康サポート薬局が法令上に位置づけられるとともに、同4月より施行され、同10月から届出手続きが開始された。これを受けて本会では、定められた基準や役割、業務内容等に関して正しく理解してもらうよう、健康サポート薬局の適正な運用に向けた対応等に関連するQ&Aを取りまとめ、届出に係る具体的な添付書類の一覧や、業務手順書への記載事項等を示し、都道府県薬剤師会及び本会ホームページを通じて会員に周知した。健康サポート薬局の届出数は、令和元年12月末日時点で1,797件となり、全都道府県に存在している。

2)健康サポート薬局に係るロゴマークの作成

健康サポート薬局を患者や住民に広く認知してもらうために、健康サポート薬局に係る届出を行った全ての薬局が健康サポート薬局である旨を広く表示する際の統一的なマークとして、

ロゴマークを作製し、都道府県薬剤師会に周知 した。同マークは平成29年8月に商標登録の手 続きが完了した。

同マークの使用にあたっては、本会ホームページを通じて配信しており、使用規定のほか、ビジュアルアイデンティティとして具体的な使用マニュアルの提供も行っており、規定範囲であれば会員・非会員を問わず無償で使用することを認めている。このほか平成29年1月からは、地域住民への周知啓発を行うとともに、本会会員向けサービスの一環として、薬局の店頭等で掲示することを想定した資材としてステッカーを作成し、都道府県薬剤師会への提供も実施している。

健康サポート薬局ロゴマーク(基本形)



厚生労働省基準適合 健康サポート薬局

3)健康サポート薬局に係る研修の実施

平成28年4月より施行された「健康サポート薬局」に係る研修を実施するには、厚生労働省 医薬・生活衛生局長が定める研修実施要綱に基づき、研修内容等について厚生労働省が指定する第三者機関(以下、「指定確認機関」)に届け出て確認を受けることが必要とされ、指定確認機関として(公社)日本薬学会が指定されている。

本会は、(公財) 日本薬剤師研修センターと合同研修実施機関として、平成28年9月8日付けで指定確認機関より研修実施機関として「適合」との判定通知を受けて研修を行っており、令和

元年9月8日付けで「適合(更新)」の判定通知 を受けた。なお、令和2年7月末日までに次回 更新の手続きを行う予定である。

研修実施機関としての取組みは以下のとおり である。

①実施体制及び研修の概略

厚生労働省の研修実施要綱に基づき研修計画 を検討し、本会と研修センターが合同で研修実 施機関となり、研修の企画運営は本会が担い、 研修センターは研修修了証の発行と修了者名簿 の管理を担っている。

健康サポート薬局研修を行うにあたって本会に「健康サポート薬局研修委員会」(以下、「研修委員会」)を設置し、研修センターから研修委員会に委員を派遣することで、両団体の合同実施体制を担保している。研修委員会の構成員は、研修センターのほか、教育・学術等関係者、都道府県薬剤師会の研修実施責任者、本会地域医療・保健委員会、一般用医薬品等委員会からの選出委員により構成されている。

また、技能習得型研修に関しては、都道府県 薬剤師会を研修実施に係る協力機関(以下、「実 施協力機関」)と位置づけ、研修実施責任者を配 置した。研修委員会が定める標準プログラムに 基づき、各都道府県薬剤師会が「健康サポート のための他職種連携研修【研修会A】」と、「健 康サポートのための薬剤師の対応研修【研修会 B】」の2つの研修会を開催している。

技能習得型研修の内容・手法の検討は、研修 委員会と他の委員会 (研修会Aは地域医療・保 健委員会、研修会Bは一般用医薬品等委員会) が連携して実施している。

知識習得型研修は、日本薬剤師会を配信元と して e-ラーニングにより行っている。

②研修会(技能習得型研修)

技能習得型研修は、研修委員会が定めた標準 プログラムに基づき、各都道府県薬剤師会にお いて研修会を企画・開催している。 研修会の開催にあたっては、都道府県薬剤師会が研修会案を企画し研修委員会に報告(事前報告)、研修委員会担当役員にて企画内容が標準プログラムに沿っていることを確認し、必要に応じて内容の照会や変更要請を行うなどにより、標準プログラムに沿った研修会となるよう努めている。

また本年度、実施要領及び研修会開催要領の一部改訂を行い、①研修会の達成目標に対する研修会受講者の伸長度確認方法として、研修会前後の自己評価の導入(レポート様式の変更を伴う)、②受講者の伸長度の確認結果や研修会運営の振り返りを踏まえた、都道府県薬剤師会における研修会運営の事後評価・改善活動の充実(終了報告様式の変更を伴う)一の2点を新たに組み入れた。

③e-ラーニング(知識習得型研修)

知識習得型研修(11項目、22時間分)は、平成28年9月12日よりe-ラーニング専用サイトにて提供している。e-ラーニング教材は、厚生労働省の実施要綱に定められた研修項目・学ぶべき事項に基づき、研修委員会にて構成決定と講師の選定を行い、講師により作成された教材とテスト問題を研修委員会にて確認し、必要に応じて修正依頼等を行った上で配信している。

なお、e-ラーニングシステムの運用に関しては、大幅な機能変更は行っていないものの、情報通信環境の変化に応じて必要なメンテナンスを実施している。

また、利用者からの問い合わせ(主に登録・利用方法や操作方法に関するもの)については、 事務局にて対応している。

4研修修了証の交付

研修修了証の交付申請受付、交付等の業務は 研修センターで行っている。研修修了証の交付 人数は、令和元年 12 月末日時点で 10,492 名で ある。なお、全ての研修を受講したにも関わら ず、研修修了証の交付申請を行っていない者が あることから、日薬誌や本会ホームページ等を 通じて注意喚起を行うとともに、都道府県薬剤師会に対しても研修修了証未発行に係る注意喚起を依頼した(令和元年8月8日付、日薬業発第149号)。

また 11 月には、受講申込から修了証交付までの手続きを説明したチラシ「健康サポート薬局研修受講ガイド」を作成し、本会ホームページに掲載するとともに、都道府県薬剤師会に活用を呼び掛けた。

⑤評価·改善

研修委員会において定期的に会議を開催し、研修事業の実施状況を踏まえて改善すべき点及び改善方法の検討を行っている。研修委員会における検討の結果、研修実施機関としての認定更新時期に合わせて研修実施要領及び研修会開催要領を一部変更することとし、変更版にて指定確認機関の更新を受けた。現在は「2019年9月版」を運用している。主な変更点は「②研修会(技能習得型研修)」の項で記載したとおり、受講者の自己評価の導入、都道府県薬剤師会における研修会運営の事後評価・改善活動の充実である。

これら変更点の周知並びに研修会の質的向上 や企画運営に関する課題解決に向けて、令和元 年9月20日に都道府県薬剤師会担当者による 「健康サポート薬局研修担当者全国会議」を開 催した。

来年度途中には研修開始から丸4年が経過し、研修修了から5年目を迎える者が更新時期を迎えること、また健康サポート薬局の届出開始後の状況を踏まえて、技能習得型研修、知識習得型研修ともに、研修内容の見直しを進めている。また、研修修了証の更新を念頭に置いた研修計画や会員への周知方策等について、来年度に入ってすぐの文書発出の準備をしている。

(5) 医療用麻薬、無菌製剤の適正な供給、管理のための環境整備

1) 医療用麻薬

在宅医療の推進等に伴い、薬局においては医療用麻薬の適正な取扱いが欠かせない。「麻薬・ 覚醒剤行政の概況」(厚生労働省医薬・生活衛生 局監視指導・麻薬対策課)によると、平成30年 12月末日現在、麻薬小売業者の免許を取得している薬局は48,943で、薬局数(平成29年度末 59,138)に占める割合は83%となっている。

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、①麻薬小売業者の役員の変更届書等の標準様式の提示、②「麻薬取扱者の免許申請について(通知)」の一部改正(診断書の添付が不要となる役員の範囲の明確化)等が厚生労働省より通知されたことから、本会では都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(平成31年4月10日付、日薬業発第20・21号)。

また、令和元年12月の改正医薬品医療機器法の公布に伴い、厚生労働省は「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」を公表し、医薬品である覚醒剤原料の取扱いが麻薬と同様になった点等について示した。本会からは都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(令和元年3月17日付、日薬業発第478号)。

2)無菌製剤

薬局における無菌調剤を行う体制整備が進んでいる。平成24年度診療報酬改定において、無菌製剤処理加算の算定要件について「専用の部屋」の施設要件が削除され、平成24年8月には、薬事法施行規則の一部改正により無菌調剤室の共同利用が可能となった。また、平成26年度調剤報酬改定では無菌製剤処理加算の対象範囲が拡充され、無菌調剤室を借りて無菌調剤した場合においても評価の対象となるとともに、医療用麻薬も無菌製剤処理加算の対象に含められたほか、技術と時間を要する乳幼児用に対する評価が新設された。

平成30年7月1日時点の無菌製剤処理加算の届出薬局数は2,193薬局である。

7. 医療保険制度・介護保険制度 への対応

1) 地域医療介護総合確保促進会議

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下、「医療介護総合確保法」)に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(以下、「総合確保方針」)の作成等にあたって、これら関係者の意見を反映させるための会議として医療介護総合確保促進会議が平成26年7月25日に設置された。同会議には、同日の第1回会議より本会役員が構成員として参画している。

2) 地域医療介護総合確保基金

医療法等の改正による制度面での対応に併せ、 医療介護総合確保法に基づき地域医療介護総合 確保基金が都道府県に設置された。その財源に 充てる資金として、国は消費税財源を活用して 3分の2を、都道府県は3分の1を負担する。 各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施 するものであり、平成26年度は医療に関する事 業のみを、平成27年度からは医療及び介護に関 する事業を対象としている。

具体的には、病床の機能分化・連携、在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進、医療従事者の確保・養成に関する事業等を対象とし、平成26年度より予算が組まれており、令和元年度予算では公費約1,858億円が計上されている。

また、同基金の交付条件として、官民への公平な配分をはじめ、都道府県計画の公平性・中立性を確保するために薬剤師会を含む関係団体から意見を聴収した上で都道府県計画を策定すること等が盛り込まれている。都道府県から提出された計画案に基づき令和元年11月には同基金医療分の内示が行われた(819 億円)。

3) 医療計画、介護保険事業(支援)計画との 整合性の確保(医療・介護連携)

総合確保方針に基づいて、都道府県と市町村 は、医療介護総合確保区域ごとの医療及び介護 の総合的な確保に関する目標及び計画期間を定めることとなっている。目標達成のために必要な事業としては、都道府県計画及び市町村計画において、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備に関する事業、所護施設等の整備に関する事業、医療従事者の確保に関する事業、介護従事者の確保に関する事業が挙げられている。

当該計画の作成にあたっては、都道府県計画 については医療計画及び都道府県介護保険事業 支援計画との整合性の確保、市町村計画につい ては介護保険事業計画との整合性の確保を図る 必要がある旨、総合確保方針に示されている。

また、地域医療構想には、市町村等ごとの将来の医療需要、目指すべき医療提供体制やこれを実現するための施策が示され、平成27年度に医療計画に盛り込まれた。両計画の策定サイクルが一致する平成30年度においては、区域の一致、人口推計等の基礎データ及びサービス推計などについて、整合性の確保が求められるほか、一体性・整合性が図られるまでの間においても、それぞれの計画において、医療・介護の連携に配慮した項目を盛り込むことが求められている。

4) 医療費適正化計画について

平成28年11月4日に医療費適正化計画の基本方針が一部改正されたことを受け、都道府県において本方針に即して医療費適正化計画を策定するにあたっての留意事項が示された。

同留意事項では、①後発医薬品の使用促進、②特定健康診査等の実施率向上、③糖尿病の重症化予防、④医薬品の適正使用の推進について示されており、このうち③では、糖尿病の重症化予防の取組みを進めるためにはかかりつけ医のみならずかかりつけ薬剤師・薬局などとの連携体制の構築が必要であることや、都道府県薬剤師会等の関係団体と連携し、都道府県単位での連携協定締結やプログラム策定など、重症化予防の取組が円滑に進められるよう支援するこ

とが重要であると明記されている。本会では都 道府県薬剤師会に周知を図った(平成29年1月 23日付、日薬業発第363号)。

5) 全世代型社会保障検討会議への対応

全世代型社会保障検討会議が令和元年 12 月 19 日に公表した中間報告において、後期高齢者の自己負担割合の在り方や、大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大について、「令和2年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる」と記載された。これを踏まえ、社会保障審議会医療保険部会では、これらの項目について令和2年夏までの取りまとめを目指し、月に1~2度議論することとされた。

本会担当役員からは、薬剤自己負担の引き上げについて慎重な検討を求めている。

(1)調剤報酬体系における課題、在り方等に関する調査・研究及び検討

1)調剤報酬(診療報酬)等

2020 年度調剤報酬改定に向け、9月に前回調査(平成30年度調剤報酬改定に伴う影響調査(平成30年度調査))で回答が得られた薬局(約1,000施設)及び全国の保険薬局(約1,000施設をランダム抽出)を対象に薬局調査を実施した。同調査結果から、保険調剤に関する現状と課題、薬局経営上の問題点、次期調剤報酬改定に向けた意見・要望等を収集し、調剤報酬改定に向けた基礎資料の作成を行った(7-(1)-3)参照)。

5月には中医協・調査実施小委員会による第 22回医療経済実態調査が行われたことを受け、 調査への協力依頼を都道府県薬剤師会に行った ほか、中医協・診療報酬改定結果検証部会によ る平成30年度改定の結果検証調査として、7月 に実施された「かかりつけ薬剤師・薬局の評価 を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査」 及び「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施 状況調査」に関して、協力依頼を都道府県薬剤 師会に行った(令和元年7月25日付、日薬業発 第140号ほか)。

また、令和元年9月25日には、中医協において「調剤報酬(その1)」として「総論」「調剤料」について、10月30日には「調剤報酬(その2)」として「調剤料」「調剤基本料」「地域支援体制加算」について議論された。また、12月4日と18日には、「調剤報酬(その3・その4)」として「調剤基本料」「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む対人業務」等について議論された。本会ではその都度、常務理事会等で対応を協議した。

その後、令和元年12月17日に厚生労働大臣 と財務大臣による折衝が行われ、令和2年度診 療報酬(調剤報酬)改定の改定率等が合意され た。診療報酬改定率は+0.55%で、内訳は医科 +0.53%、歯科+0.59%、調剤+0.16%であっ た。各科改定分のほか、消費税財源を活用した 救急病院における勤務医の働き方改革への特例 的な対応に+0.08%が充てられた。薬価は▲ 0.99%で、うち実勢価等改正は▲0.43%、市場 拡大再算定の見直し等が▲0.01%であった。材 料価格は▲0.02%で、うち実勢価等改正は▲ 0.01%であった。さらに、勤務医への働き方改 革への対応については、地域医療介護総合確保 基金として公費 143 億円程度も手当てされた。 本会は同日、見解を公表するとともに、都道府 県薬剤師会を通じて会員に周知した(令和元年 12月17日付、日薬発第242号)。

さらに、令和2年2月7日の中医協総会では 令和2年度診療報酬(調剤報酬)改定が答申さ れ、薬局における対人業務の評価の充実や外来 患者への重複投薬解消に対する取組みの評価と して「吸入薬指導加算」、「調剤後薬剤管理指導 加算」、「服用薬剤調整支援料2」の新設等が示 された。

その後、3月5日には令和2年度診療報酬(調 剤報酬)改定に関した告示や施行通知、同23日 には診療報酬明細書等の記載要領通知、同31日 には疑義解釈通知が発出され、本会では都道府 県薬剤師会に通知し会員への周知を求めた(令 和2年3月5日付、日薬業発第456号ほか)。

このほか、昨年8月には消費税率の引き上げに伴う診療報酬(調剤報酬)改定等に係る関連告示・通知が発出されたことを受け、本会では都道府県薬剤師会を通じて会員へ周知を行った(令和元年8月19日付、日薬業発第157号ほか)。

2) 介護報酬

本年10月に消費税率の引き上げに伴い、介護報酬改定が行われたことを受け、本会では関連通知等について都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(令和元年8月27日付、日薬業発第166号ほか)。

また、8月に令和元年度老人保健健康増進事業として「地域包括ケアシステムにおける薬剤師の在宅業務のあり方に関するアンケート」が実施されたことを受け、本会では都道府県薬剤師会に対し、同アンケートへの協力依頼を行った(令和元年8月14日付、日薬業発第152号)。

3) 薬剤師業務・薬局経営等に関する調査・研究

2020 年度調剤報酬改定に向け、平成 30 年度調剤報酬改定及び平成 30 年度介護報酬改定による影響等を把握することを目的として、薬局調査を実施した。同調査は、本年9月に前回調査(平成 30 年度調剤報酬改定に伴う影響調査(平成 30 年度調査))で回答が得られた薬局(約1,000 施設)及び全国の保険薬局(約1,000 施設をランダム抽出)を対象に、アンケート形式により行った。

同調査の調査票発送、回収及び集計は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングに委託した。調査 結果の取りまとめを行い、2020 年度調剤報酬改定及び2021年度介護報酬改定に関する議論の基礎資料とした。

(2)調剤報酬請求事務の適正化

1)特定共同指導、共同指導

健康保険法第 73 条等の規定に基づく厚生労働大臣の指導の実施にあたっては、診療又は調剤に関する学識経験者を立ち会わせることとなっており、本会も厚生労働省から立ち会いが求められている。

本年度の保険薬局の特定共同指導及び共同指導は、16 府県(特定共同指導6 府県、共同指導10 県)で実施され、各県での実施にあたっては、本会からも担当役員を派遣した。

また、特定共同指導及び共同指導における主な指摘事項については、例年、都道府県薬剤師会の社会保険指導者を対象とした社会保険指導者研修会において、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から直接説明を受けている。

2) レセプト情報等の提供に関する有識者会議等

厚生労働省はレセプト情報等の提供に関する 有識者会議を設置しており、本年度は4回開催 された。

同会議は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき国が収集したレセプト情報や特定 健診情報に関して、本来目的以外の用途として 利用申請があった際に、データ利用の公益性等 について検討・意見交換を行い、厚生労働大臣 が申請者に対するデータ提供の可否を決定する にあたり助言することを目的としている。

会議のメンバーは、医療経済、生活習慣病対策、統計分析、臨床研究倫理、医薬安全対策、個人情報保護等の分野の有識者、関係団体の代表者から構成されており、本会からも担当役員が委員として参画している。

また、データ提供審査の効率化等を図ることを目的に、下部組織として審査分科会が設置されており、本年度は4回の審査が行われた。本分科会にも、本会から担当役員が委員として参画している。

3) 労災レセプトのオンライン化に向けた普及 促進事業

労災レセプト電算処理システムオンライン請

求の普及推進のため、平成29年4月1日以降に 新たに電算処理システムを導入した労災指定薬 局を対象に導入支援金を支払う普及促進事業を 行っている。その普及促進活動についての検証 委員会が設置され、本会からは委員を派遣して いる。

本年度は、日薬ニュースで会員に周知するとともに、厚生労働省が行う薬局向けの説明会への協力依頼を都道府県薬剤師会に通知した(令和元年7月9付、日薬業発第128号)。

4) その他

①保険薬局における調剤報酬請求に係る不適切 行為の再発防止について

令和元年6月、薬局において薬剤服用歴が未 記載の状態で薬剤服用歴管理指導料を保険請求 し、また、当該不適切請求に関する厚生労働省 からの指摘に対して、薬剤服用歴を改ざんして 未記載の薬剤服用歴を減らすという二重の不適 切行為が行われていたことが判明した(令和元 年6月20日付、日薬業発第100号)。

本件を受け、厚生労働省保険局医療指導監査室より、不適切行為(再発及び虚偽報告)に対する再発防止のための取組みの要請があり、本会は都道府県薬剤師会に対して、①薬歴未記載及び改ざんに関する会員薬局における自己点検の実施並びに不適切行為が認められた場合には当該薬局に対する指導、②会員薬局を対象とした適正な保険調剤の算定及び保険請求に係る緊急の研修会の実施ーを依頼した。

②保険薬局におけるプレミアム商品券の利用に ついて

令和元年10月の消費税・地方消費税率引上げ が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を 緩和するとともに、地域における消費を喚起・ 下支えするため、低所得者・子育て世帯主向け のプレミアム付商品券が令和元年10月1日から 令和2年3月31日までの間で市町村等の定める 期間において使用可能となった。当該商品券は、 現金と同様の機能を果たす金券として市町村等 が販売するものであり、原則、医療や介護の自 己負担の支払いに充てることが可能である。

本会は、本件について都道府県薬剤師会を通じ会員に周知を行った(令和元年6月21日付、 日薬業発第101号ほか)。

(3) 社会保険指導者の研修・育成

本会では毎年、都道府県薬剤師会の社会保険 担当者を対象として、社会保険指導者研修会を 開催している。

本年度は、令和2年3月7日に航空会館(東京都港区)において令和2年度調剤報酬改定等説明会を開催し、厚生労働省保険局医療課より主な変更点等について説明を受けたほか、諸課題について協議を行った。

(4)薬価基準収載品目の検討

平成31年4月16日、令和元年7月26日、10月8日、令和2年2月25日に薬価基準検討会を開催し、厚生労働省から諮問を受けた新医薬品の薬価基準収載可否について検討を行った。検討会では、新医薬品の承認のあり方や医薬品の適正使用等についても意見を述べている。

また、同検討会で作成した新薬紹介情報を、 日薬誌を通じて会員に提供した。

(5)後発医薬品の使用促進への対応

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進について、厚生労働省は平成25年に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の数量シェアの新たな目標として「平成30年3月末までに60%以上とする」としていたが、平成26年度の後発医薬品の使用状況等を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2015では、後発医薬品の数量シェアの見直しが示され、「2017年央に70%以上、2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%とする」ことに見直された。さらに、経済財政運営と改革の基本方針2017において、

また、生活保護法の一部改正に伴い、被保護者である患者について、医師又は歯科医師が医学的知見に基づいて後発医薬品を使用できると

2020年9月までに80%を達成することとされた。

認めた場合は、平成30年10月1日より、原則として後発医薬品が給付されることとなった。本会では、指定医療機関(病院、診療所、薬局)宛てリーフレット等とともに、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(平成30年9月19日付、日薬業発第229号)。

本年度は、厚生労働省において平成30年度診療報酬改定の結果調査に係る特別調査(令和元年度調査)として、令和元年7月に「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」が実施された。本年度は全国1,500施設の保険薬局が対象となり、本会としても都道府県薬剤師会を通じて同調査への積極的な協力を呼びかけた(令和元年7月25日付、日薬業発第140号)。

また、令和元年度厚生労働省医政局経済課委 託事業「後発医薬品使用促進ロードマップ検証 検討事業」において、後発医薬品使用促進ロー ドマップの改定について議論が行われており、 本会からは担当役員が委員として出席している。

(6) 医薬品産業政策及び流通問題 への対応

1) 医療用医薬品の流通改善への対応

医療用医薬品の取引については、平成16年6月より、厚生労働省医政局長の意見聴取の場として「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」が設置されている。

同懇談会では、医療用医薬品の流通過程の現状分析をはじめ、公的医療保険制度の中での不適切な取引慣行の是正等など、医療用医薬品の流通改善の方策について意見交換を行っており、本会からも担当役員を委員として派遣している。平成27年6月には、平成19年に取りまとめた緊急提言で課題として挙げた点を総括した上で、医薬品の流通改善に関する取組み状況について

意見交換を行った。これを受け同懇談会は同年 9月1日付けで「医療用医薬品の流通改善の促 進について(提言)」を取りまとめた(平成 27 年9月11日付、日薬業発第192号)。

平成30年1月23日厚生労働省より「医療用 医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が通知され(平成30年1月29日付、日薬業発第323号)、これに関連し同省より「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」に関する質疑応答集が発出され、本会からは都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した(令和元年7月19日付、日薬業発第134号)。

このほか、本年6月28日に開催された同懇談会では医薬品の価格妥結状況調査結果(平成31年3月取引分)が報告され、チェーン(20店舗以上)薬局は89.6%、その他の薬局は96.4%であった。

2) 医療機器の流通改善への対応

医療機器の流通については、平成20年12月に厚生労働省医政局長の意見聴取の場として「医療機器の流通改善に関する懇談会」が設置され、医療機器の流通改善方策を検討している。同懇談会にも本会から担当役員が委員として参画している。

3) 医療用医薬品の安定確保策に関する関係者 会議

現在、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品については、中国等の数社に医薬品原料物質や原薬の製造が集中しており、現地の環境規制対策等により生産コストが上昇している一方で、数次の市場実勢価格に基づく薬価改定により採算性が悪化する、品質基準に対する対応の遅れや追加コストが発生するなど、安定供給上の構造的なリスクが存在している。令和元年、抗菌薬セファゾリンについて、中国等での製造上のトラブルに起因して長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生したこと、全世代型社会保障検討

会議の中間報告に「医療提供体制の改革」として「必要不可欠な医薬品の安定供給の確保」が 盛り込まれたことを受け、医薬品製造や流通の ステークホルダーや有識者を集め、医薬品の安 定確保策について議論することなどを目的に、 厚生労働省は令和元年3月「医療用医薬品の安 定確保策に関する関係者会」を設置した。本会 からは担当役員が出席している。

今後、①供給不安を予防するための取組み、 ②供給不安の兆候をいち早く捕捉し早期対応に 繋げるための取組み、③実際に供給不安に陥っ た際の対応について議論される予定である。

8. 災害時等の医薬品の確保・供給 への対応

(1)災害時等における医薬品等の確保・ 供給のあり方の検討

1) 災害対策BCPの作成等

災害対策委員会において、これまで災害対策BCP (Business Continuity Plan:業務継続計画)の作成について検討を行い、各都道府県薬剤師会に対しては「業務継続計画作成の手引き」を示し、災害対策BCPの作成方を依頼している。既に、本会において平成27年4月に「日本薬剤師会業務継続計画(震災対策編)」を策定し(平成28年12月、平成30年9月一部改定)、災害対策BCPを作成していない県薬剤師会に対し、本会の災害対策BCPを参考に作成するよう引き続き依頼している。本会では今後も、各県薬剤師会における災害対策BCPに係る体制作りに協力していくこととしている。

また、災害対策 BCP については、震災時の本会業務の継続対応のために作成したものであるが、近年、台風、豪雨等様々な災害に見舞われていることから、想定される大規模災害について再度検討を行い、追記して一つの災害対策BCP にまとめていく形とすることとし、成案作成に向け検討を行った。

合わせて、本会総会の場で、薬局版災害対策

BCP の項目案提示の要望があったことから、同項目案について、成案作成に向け検討を行った。

2) モバイルファーマシーの設置推進

本会では、各都道府県薬剤師会にモバイルファーマシー (MP: 災害対策医薬品供給車輌)を設置できるよう関係各方面に対し要望している。令和2年3月末日現在、17台のモバイルファーマーが薬剤師会を中心に保有されている。

また、第52回日薬学術大会において、災害対策委員会が企画し、分科会「災害時の薬剤師の活動」を開催し、座長を同委員会の越智副委員長と伊藤委員が務めた。同分科会には約300名の参加があった。また、プログラムの中では「災害時における自衛隊と民間薬剤師の連携の可能性一自衛隊医官が現場で感じたPharmacistのすごさー」を陸上自衛隊衛生学校の武純也医官が、「安定ヨウ素剤の服用等に係る薬剤師、薬局の役割について」を本会担当役員が、「薬局・薬剤師の災害対策」を串田委員がそれぞれ講演し報告した。その他、第52回日薬学術大会では会場において、モバイルファーマシーを保有する広島、大分、熊本各県薬剤師会の協力を得てモバイルファーマシー3台の屋外展示が行われた。

本会では、今後もモバイルファーマシーに関 し理解を得る活動を実施していくこととしてい る。

3) JMAT携行医薬品リスト等作成への協力

日本医師会は本年度、平成25年6月に公表した「日本医師会災害医療チーム(JMAT)携行 医薬品リスト」を見直すこととし、同会救急災 害医療災害対策委員会の下、資器材の携行リストと併せて検討を行っている。

同委員会の下に設置された JMAT 携行医薬品 リスト等検討ワーキングには、本会より担当役 員が参画し、薬剤管理の視点で意見を述べてい る。リストは日本医師会のホームページに公開 されており、今後も随時バージョンアップが行 われる予定である。

4) 安定ヨウ素剤の事前配布の見直しに係る 検討への協力

原子力災害発生時に配布する安定ョウ素剤については、原子力規制庁が作成したガイドライン「安定ョウ素剤の配布・服用にあたって」に基づいて実施されているが、関係する自治体より事前配布方法の簡便化の要望があることを踏まえ、原子力規制庁に安定ョウ素剤の服用等に関する検討チームが平成30年11月に設置された。当該検討チームには本会より担当役員が専門家構成員として参画し、安定ョウ素剤の配布方法等に係る課題等について意見を述べた。

平成31年3月29日に当該検討チームの報告 書が取りまとめられ、この中では、安定ヨウ素 剤の配布方法について、地域医師会及び薬剤師 会の協力による事前配布を、地域の実情に応じ て各自治体がオプションとして導入することが 提言された。

安定ョウ素剤の薬局での事前配布方式を認める「原子力災害対策指針」及びガイドライン「安定ョウ素剤の配布・服用に当たって」の改正案については、令和元年5月9日から6月7日にかけて意見公募が実施され、本会は都道府県薬剤師会宛に通知するとともに(令和元年5月10日付、日薬発第49号)、本会からも意見を提出した。同改正案は令和元年7月3日に正式決定され、施行された。

(2)災害時の救援活動等への準備・対応 1)内閣府(防災担当)との連携・協力

本会は政府(内閣府防災担当)の主催する防 災推進国民会議の構成団体であり、令和元年12 月12日に首相官邸で開催された第5回防災推進 国民会議(全体会議)には、山本会長及び担当 役員が出席した。

また、10月19~20日に名古屋市ささしまライブエリアで開催された第4回防災推進国民大会(ぼうさいこくたい2019)(テーマ:大規模災害に備える~まなぶ、つながる、つよくなる~)

では屋外展示が行われた。本会は静岡県薬剤師 会の協力を得て、同会のモバイルファーマシー を展示し、会場には多くの見学者が集まった。

その他、内閣府が作成した「津波防災の日」「世界津波の日」(11月5日)の啓発ポスターを都道府県薬剤師会に配付し、啓発・掲示を依頼した。

本会では、今後も防災推進国民会議の構成団 体として、内閣府と連携・協力していくことと している。

2) 安否確認訓練の実施

本会では日本薬剤師会業務継続計画(震災対 策編)に基づき、災害時における役職員の安否 を迅速に把握するため安否確認システムを導入 している。

本年度も前年度に引き続き、大規模地震への 対応力の向上及び連絡体制の確認を目的として、 同システムを用いた安否確認訓練を11月22日に 実施した。今後も訓練の結果を通して、災害時 における連絡体制の整備を継続的に実施する。

なお、全都道府県における災害の安否確認システムの利用拡充については、災害対策委員会で引き続き検討していく。

3) 令和元年台風19号への対応

令和元年10月12日から13日にかけて日本列島を横断した台風19号により、各地で水害、土砂災害が相次ぎ、広範囲に甚大な被害がもたらされた。

本会は10月13日に災害対策本部を立ち上げ、 被害が報告された14都道府県薬剤師会と連絡を 取り合い、被災状況の把握に努めた。

また、宮城、福島、長野の3県薬剤師会から、 多数の被災報告を受けたことに基づき、10月17日、本会は災害担当役員を先遣隊として現地に派遣し、視察を実施した。浸水した地域では大きな被害が確認されたものの、地域薬剤師会が中心となって支援活動を行い、行政と連携をとりながら地元で対応可能な状況であることを確認し、本会は全国からの薬剤師派遣を実施しな いことを決定した。

近年多発する豪雨災害に対応するため、本会は、現地の状況の迅速な把握や協力支援体制の 構築を引き続き検討していくこととしている。

4)義援金

本会は令和元年台風第 15 号及び台風第 19 号に伴い被災した会員向けに義援金を募集し(令和元年 10 月 23 日付、日薬発第 200 号)、薬剤師会、薬局、会員等から 19,022,136 円の義援金が寄せられた。

配分については、近年の災害に係る義援金の配分に倣い、薬局(自宅)全壊、半壊会員にそれぞれ120万円、60万円を贈呈するとともに、薬局(自宅)一部損壊で被害が甚大な会員(浸水1m超または損害額1,000万円超)に30万円を贈呈することとし、被災会員が所属する8都県薬剤師会に送金した。

義援金の残金については、会員の被災状況に 鑑み 11 都県薬剤師会に按分し、上記義援金とと もに送金した。

9. 都道府県薬剤師会等との連携 (1)日本薬剤師会学術大会(山口大会) の開催(再掲)

2-(4)参照。

(2) 都道府県薬剤師会の活動に対する 支援・協力

本会は、定款第44条の規定に基づき、諮問機 関として都道府県会長協議会を設置している。 都道府県会長協議会は、都道府県薬剤師会の会 長又は代表者によって構成され、事業の執行に 関し理事会から諮問された事項や、都道府県薬 剤師会との連絡、調整に関する事項等を審議し ている。本年度は、令和元年5月15日、6月21 日、10月12日、令和2年1月15日の4回開催 した。

また、本会では従来より、会務、事業等の周 知と11に分けたブロック内の情報及び意見交換 を目的とした「ブロック会議」を都道府県薬剤師会並びに各ブロック世話人の協力を得て開催している。本年度は、薬剤師会を巡る最近の課題、医薬品販売制度実態把握調査結果、改正薬機法、かかりつけ薬剤師・薬局や医療に係る ICTの動向等をテーマに、会議参加者を都道府県薬剤師会役員、ブロック世話人、本会役員として、令和元年9~11月に9ブロック(関東・東京ブロック、近畿・大阪ブロックは共同開催)で開催した。

各会場においては本会役員が資料に基づき説明、報告並びに必要事項について依頼した上で、 都道府県薬剤師会役員と質疑応答を行った。

その他、都道府県薬剤師会の活動を支援し、 薬剤師職能の向上を目指した本会の方針・施策 等を都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会に十分 浸透させていくため、各都道府県薬剤師会及び 地域薬剤師会における講習会・研修会等に本会 役員等を派遣している。

また、本年度は本会と都道府県薬剤師会が相互の連携協力の下、それぞれの法人の目的を達成する事業を行い、連携をより良く進めるために、希望する道府県薬剤師会と覚書を締結することとした(令和元年5月30日付、日薬発第76号)。令和2年3月末日現在、12都県薬剤師会と連携協力に関する覚書を締結している。

(3)日本薬学会等学術団体との 連携

本会は、関係学会が主催する年会、シンポジウム等の企画・運営に協力するとともに、本会主催の学術大会等に演者・関係者を招聘するなど、相互連携を図っている。本年度においても、日本薬学会をはじめとする各学会へ本会役員等を派遣し協力を行っている。また、各種大会、シンポジウムの開催において、その催事の重要性を告知するために本会後援名義、共催名義等の使用も許可している。

その他、国際薬剤師・薬学連合 (FIP) に日本

から団体として加盟している本会、日本薬学会、 日本薬剤学会及び日本病院薬剤師会の四者で、 日本 FIP 連絡会議を開催し、連携を取りながら 対応しているところである。

また、令和元年12月4日に公布された改正医 薬品医療機器法において、患者自身が自分に適 した薬局を選択できるよう、機能別の薬局(地 域連携薬局、専門医療機関連携薬局) の認定制 度が導入された。このうち専門医療機関連携薬 局については、その要件の一つとして、専門的 な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行 う体制、つまり学会等の専門性が高い薬剤師の 配置が求められている。これにあたる制度の一 つとして、日本医療薬学会がかねてより検討を 進めていた既存の認定制度の見直しにより発足 させることとなった「地域薬学ケア専門薬剤師 制度(がん)」が位置付けられている。薬局薬剤 師が取得できる専門薬剤師制度となるため、本 会としても同学会への協力体制を取っている。 同専門薬剤師制度では、研修施設(基幹施設: 病院)と研修施設(連携施設:薬局・病院)が 連携し、連携施設に在籍する薬剤師が基幹施設 の指導薬剤師の指導の下で研修を履修する枠組 みが示されており、都道府県薬剤師会による施 設と研修者のマッチング作業が必要となる。今 後の全国的な展開を見据え、都道府県薬剤師会 の担当者を対象に、令和2年4月26日に「新専 門薬剤師制度の発足に係る全国研修会」を日本 医療薬学会の主催、本会、日本病院薬剤師会の 共催で開催する予定である(令和2年3月31日 時点)。

10. 国際交流の推進

(1) F I Pへの協力・支援及び参加促進

令和元年9月22~26日にかけてアラブ首長国連邦のアブダビで第79回国際薬剤師・薬学連合 (FIP) 国際会議が開催され、本会より山本会長及び担当役員が参加した。

本会議では"New horizons for pharmacy -

Navigating winds of change"をメインテーマに、世界各国・地域から 2,600 名以上の参加の下、薬剤師業務と薬科学について活発な議論が交わされた。

FIP 評議会において、「女性と責任ある医薬品使用を支援する薬剤師」、「非感染性疾患における薬剤師の役割」に関する声明等が協議された。評議会(1日目)に続いて開催されたプライマリケアの方向性の再設計に関する会議・ワークショップでは、山本会長がパネルディスカッションに参加した。最終日には、日本のFIP 加盟団体である日本薬学会、日本薬剤学会、日本病院薬剤師会及び本会が共催でジャパニーズレセプション(ジャパン・ナイト)を開催した。レセプションにはFIP 関係者及び各国薬剤師会の会長をはじめとする多数の来賓を迎え、活発な交流が行われた。

次回の FIP 会議は、令和 2 年 9 月 13~17 日にスペインのセビリアで開催される予定である。

このほか、FIP による調査への協力等を通じて、幅広く FIP への協力・支援を行っている。

(2) FAPAへの協力・支援及び参加 促進

令和元年 10 月 18~19 日に、アジア薬剤師会連合 (FAPA) 評議会及びリーダーズ・フォーラムがタイのバンコクで開催された。リーダーズ・フォーラムでは、薬剤師の役割を通じた予防接種の促進方法に関する議論・共有を目的とし、予防接種に関わる問題及び解決法の提案を各部会座長から事前に集めた上で開催された。フォーラムのプログラムのうち薬剤師主導の予防接種サービス及び薬剤疫学のセッションでは西尾公秀 FAPA 開局部会座長(本会国際委員会委員)が共同座長を務めた。

なお、次回の第 28 回 FAPA 学術大会は、令和 2 年 10 月 20~24 日にマレーシアのクアラルンプールで開催される予定である。

このほか、FAPA の各部会が実施する調査へ

の協力等を通じて、幅広く FAPA への協力・支援を行っている。

(3) WHO等国際組織活動への協力と 交流促進

西太平洋地域薬学フォーラム(WPPF)の理事会が平成31年4月13~14日にフィリピンのマニラで開催され、山村重雄城西国際大学教授が出席した。さらに、令和元年8月13日にWeb会議で、9月24日にアラブ首長国連邦のアブダビで、11月7日及び令和2年1月23日にWeb会議で開催され、山本会長が出席した。なお、山本会長はWPPF役員を務めており、WPPFではWHO、FIPとの協力等について協議されている。

(4) 各国薬剤師会等との交流

1) 2019年度JICA課題別研修への協力

日本政府及び(独)国際協力機構(JICA)が 主催し、(公社)国際厚生事業団が実施機関として実施する課題別研修「適正な医薬品の供給・ 品質管理・使用に向けた薬事行政」において、 本会は研修実施に協力している。本研修は、薬 事行政分野における国際協力の一環として、開 発途上国の薬事関連業務に従事する行政官及び 基幹病院の薬剤師を対象に例年実施されている ものである。

本年度は、令和元年7月9日に担当役員より「日本における薬剤師の業務」の主題の下に、本会の概要、日本の薬学教育システム、日本の薬剤師・医薬分業の進展、薬剤師の災害時の医療救護活動、本会の当面の課題、アジア地域や世界レベルでの薬剤師会の動きに関して講義を行った。

2) シドニー大学薬学部との交流

令和2年2月7日に、シドニー大学薬学部教員、帝京大学薬学部教員が来会し、山本会長をはじめとする本会役員及び東京都薬剤師関係者と会談した。本会役員からの日本薬剤師会の活

動及び日本の薬剤師の現況を説明に続いて、か かりつけ薬局、学校薬剤師、薬剤師数等に関す る意見交換を行った。

11. その他

(1) 職域部会の活動推進

1) 薬局薬剤師部会

薬局薬剤師部会では、「患者のための薬局ビジョン」や平成28年4月から施行された「健康サポート薬局」等も踏まえ、平成30年6月の理事会に報告した、地域包括ケアシステムに対応した薬局機能や果たすべき役割、薬局・薬剤師の今後のあり方等の提言を基に、薬局を巡る動向を注視し、薬局薬剤師に係わる課題等について広く包括的な視点で協議を行った。具体的には、生活者目線での薬局における薬剤師業務をいかに顕在するか、かかりつけ薬剤師・薬局に関する理解をいかに促進するかなどで、引き続き協議を継続していくこととなった。

薬局勤務薬剤師分科会においても、薬局勤務 薬剤師の現状と課題等について検討を行い、同 じく平成30年6月に取りまとめた意見等を踏ま えて、薬局勤務薬剤師の職能発揮と業務環境の 向上につながる方策について検討を行った。具 体的には、勤務薬剤師の開局支援、権利の保護 のための相談窓口の設置、勤務薬剤師のコミュ ニティ創設などが、引き続いての検討課題となった。

また本年度においては、医薬品医療機器法等の改正が行われたが、改正の審議段階においては、上記部会及び分科会の担当役員が参集し、薬局・薬剤師に係る改正部分について検討を行った。

2)病院診療所薬剤師部会

①病院診療所薬剤師研修会の開催

本会では例年、本会主催、日本病院薬剤師会 及び研修センター共催による「病院診療所薬剤 師研修会」を全国7会場で開催している。本年 度は、病院薬剤師を巡る最近の話題及び平成30 年度研修会の参加者から寄せられたアンケート 結果等を踏まえ、病院診療所薬剤師部会におい て研修会の企画を行った。

本年度の研修会は、「真の薬剤師の職能と専門 性を拡げる」を主テーマに、本会担当役員によ る「病院・診療所薬剤師を巡る最近の話題」、 荒 木隆一市立敦賀病院薬剤部長、萱野勇一郎大阪 府済生会中津病院薬剤部長による「地域医療を 支える病院・診療所薬剤師の役割~PBPM、ト レーシングレポート、在宅支援など~」、高橋良 昭和大学病院リウマチ・膠原病内科助教による 「"Listen to the patient !"診断推論の舞台 裏」、石川洋一明治薬科大学薬学教育研究センタ 一臨床薬学部門小児医薬品評価学教授、山谷明 正国立成育医療研究センター薬剤部長、小村誠 国立成育医療研究センター薬剤部医薬品情報管 理室長、石井真理子国立成育医療研究センター 薬剤部調剤主任による「成育医療における薬剤 師の役割:小児と妊婦・授乳婦における薬物療 法」、平井みどり兵庫県赤十字血液センター所長、 溝神文博氏(国立研究開発法人国立長寿医療研 究センター薬剤部)、木村丈司神戸大学医学部附 属病院薬剤部主任による「高齢者の医薬品適正 使用~ポリファーマシー対応を中心に~」の講 演で実施し、下記7会場で合計1,549人の参加 があった。なお、本年度は、7会場のうち1会 場のみで試行的に研修会日程を1日間として開 催した。

また、本年度も研修会参加者を対象にアンケートを実施した。来年度の研修会企画の参考にするとともに、今後の病院診療所薬剤師業務の検討に役立てていく予定である。

病院診療所薬剤師研修会

「() 内は参加者数]

令和元年6月8、9日:福岡市:九州大学医学部 百年講堂(300)

6月22、23日:広島市:広島国際会議場国際会議 ホール・ヒマワリ (394)

- 8月24、25日:仙台市:中小企業活性化センター 多目的ホール (AER 5階) (236)
- 9月28、29日: 札幌市: 札幌市教育文化会館3階 研修室305 (110)
- 10月20日:名古屋市:名古屋市立大学病院病棟中央診療棟3階大ホール(188)
- 10月26、27日: 東京都:長井記念館地下2階ホール (149)

11月23、24日:大阪市:大阪府薬剤師会館(172)

②病院診療所薬剤師部会の諸課題の検討

病院診療所薬剤師部会活動の充実を図るため、 中小病院・診療所薬剤師の意見を本会会務に反 映させる方法等を、病院診療所薬剤師部会にお いて継続して検討している。

3) 製薬薬剤師部会

製薬薬剤師部会では、製薬企業に勤務する薬 剤師の学識向上や連携を深めることを目的とし た研修会を企画・運営している。

平成18年度からは、薬剤師が資格要件である 製薬企業の総括製造販売責任者を中心に、医薬 品製造販売3役(総括製造販売責任者、品質保 証責任者、安全管理責任者)等を対象とした研 修会を毎年度開催している。

本年度は、「3役がリードすべき話題」をテーマに、厚生労働省や製薬企業等からの講演を企画し、令和2年3月4日に都内で開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に鑑み、中止を決定した。本研修会は受講料を事前振込制としており、研修会受講料の半額(2,500円)を返金する対応を行った。加えて、講演を予定していた、厚生労働省大臣官房審議官(医薬担当) 山本史氏「最近の医薬行政の動向と3役に期待すること」、日本大学薬学部教授亀井美和子氏「「総括製造販売責任者の選任に関する例外規定を定めるための研究」について」、中外製薬株式会社上席執行役員・信頼性保証ユニット長兼医薬安全性本部長大箸義章氏「偽造医薬品~実態とその対策~」、日本製薬団体連合

会品質委員会委員長蛭田修氏「医療用医薬品の安定供給に関する課題と日薬連の取り組みについて」、第一三共ヘルスケア株式会社信頼性保証部安全管理グループ 山本圭一氏「適正使用のための情報提供について ~OTC医薬品の事例と対策~」の講師資料を申込者へ送付した。

4) 行政薬剤師部会

行政薬剤師部会では、都道府県における薬務 行政での課題等を踏まえ、都道府県薬務主管課 を対象としたアンケート調査と部会講演会の開 催を主たる事業としている。

本年度のアンケート調査は、「大規模災害時の保健医療活動等に係る調査」、「令和元年度 医薬品医療機器等法改正及び保健所設置市への 権限移譲に係る調査」の2項目について実施す ることとし、都道府県薬務主管課長宛に発出し た。最終の集計結果については、報告書冊子と してまとまり次第、都道府県薬務主管課等に通 知する予定である。

また、本年度の行政薬剤師部会講演会につい ては、令和2年3月2日(東京・スクワール麹 町)及び同19日(大阪・大阪府薬剤師会館)に 開催を予定していたが、新型コロナウイルスの 感染拡大の影響等に鑑み、中止することとした。 このため講演を予定していた、厚生労働省医 薬・生活衛生局総務課薬事企画官 安川孝志氏 (東京会場)、同課課長補佐 境啓満氏 (大阪会 場)の「法改正の最新の話題について」、酒田地 区薬剤師会会長 佐藤義朗氏 (東京会場)、同会 副会長 佐藤茂樹氏 (大阪会場) の「わが国で最 初の地域フォーミュラリ実施からの示唆し、新潟 大学医学部災害医療教育センター特任講師 和 泉邦彦氏の「災害時に求められる行政薬剤師及 び自治体職員の役割」のうち配付可能な講演資 料を都道府県及び政令指定都市の薬務主管課に 送付した。

また、毎年日薬学術大会に合わせて開催されている全国薬学技術公務員協会総会が令和元年10月11日、山口県山口市において開催され、同

総会終了後、例年通り本部会の活動報告を行った。本年度は、本部会から担当役員と早乙女副部会長が出席し、早乙女副部会長からは、本部会が前年度に実施したアンケート調査結果の概要報告を、担当役員からは「薬剤師を巡る諸課題」と題し、講演を行った。

5) 学校薬剤師部会

5-(1)参照。

6)農林水産薬事薬剤師部会

農林水産薬事薬剤師部会では、主に動物用医薬品を取り扱う製薬企業や流通業等に勤務する薬剤師を対象に、学識向上及び動物薬に関する最新の情報提供等を目的として、毎年東京と大阪の2会場で動物薬事研修会を開催している。本研修会には、動物薬に関わる薬剤師に加え、大学の研究者、行政関係者など幅広い関係者が参加している。

本年度の研修会については、同部会幹事会に おいて検討し、令和2年2月14日(東京・スク ワール麹町)及び同21日(大阪・大阪府薬剤師 会館)に開催した。講演については、本年度も 例年通り3題とし、「動物薬事を巡る最近の動き 及び動物薬事関連法規・制度について」と題し 関口秀人農林水産省消費・安全局畜水産安全管 理課課長補佐 (薬事監視指導班担当)より、「CSF の対応状況及び予防的ワクチンの接種につい て」と題し鈴木祐子農林水産省消費・安全局動 物衛生課係長 (保健衛生所係) [東京会場]、伴 光同課課長補佐(防疫企画班担当)[大阪会場] より、「世界の中の日本、動物用医薬品・獣医療 に関わる潮流」と題しアームズ株式会社の氏政 雄揮氏より講演が行われた。参加者は東京会場 114名、大阪会場 70名であった。

7) 卸薬剤師部会

卸薬剤師部会では、医薬品卸売販売業に従事 する薬剤師の学術向上や連携を深め、研鑚の場 を提供することなどを目的に、毎年研修会の企 画・運営を行っている。

本年度は、12月5日に東京都(スクワール麹

町)で開催し、医薬品卸企業勤務の薬剤師を中心に 147 名が参加した。本年度の講演は 3 題とし、「薬機法改正並びに最近の薬事行政をめぐる話題について」と題して安川孝志厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬事企画官より、「病院薬剤師を巡る最近の話題と日本病院薬剤師会の取組み」と題して桒原健日本病院薬剤師会専務理事より、「中医協での最近の議論を踏まえて」と題して村井泰介中央社会保険医療協議会専門委員(㈱バイタルケーエスケー・ホールディングス代表取締役社長)より、それぞれ講演された。

なお、第52回日薬学術大会では、卸業に関連した企画として、「医薬品の製造・流通・販売に関わる者のガバナンスの強化について」と題する分科会が開催された。当日は、卸薬剤師部会の担当役員がシンポジストを務めるとともに、卸企業に所属する薬剤師からも多くの参加があった。

(2)薬剤師職能、本会事業(各種公益 活動)の広報並びに周知

1) 一般紙・誌等を通じての広報活動

本会では、薬剤師職能や医薬分業に関する国 民向け PR の一環として、例年、一般紙誌等の マスコミを通じた広報活動を行っている。

本年度も「薬と健康の週間」の前後に、①毎日新聞(全国版)への記事連載(10月12日、同19日、同26日、11月2日)、②毎日新聞の「薬と健康の週間」企画紙面への協力(10月17日付全国版)を行った。

①の全体テーマは「知って欲しい、薬剤師の仕事」とし、各回のテーマは、第1回「かかりつけ薬剤師を上手に活用」、第2回「入院時もかかりつけ薬剤師が支援します」、第3回「学校で活躍する薬剤師」、第4回「うっかりドーピングからスポーツ選手を守る薬剤師」とした(掲載記事後出)。

②の企画紙面への協力は例年同様、セルフメ ディケーションにおける薬剤師(かかりつけ薬 剤師)の役割をテーマにしたもので、本年度は、 健康サポート薬局やアンチ・ドーピング活動に 関する内容を追加した。

また、今回より、WEBタイアップ広告として、前述の①及び②記事をニュースサイト「毎日新聞」の WEB上にて公開した(掲載記事画像後出)。①については、ユーザーが読みやすいように、8段 PR 記事の内容を WEB向けに圧縮して掲載した。また、②の4回分の記事については、当該WEBページ下部にリンクを設置した。WEBページでは、本紙で使用しなかった写真などを盛り込んだり、紙面ではモノクロで掲載した解説イラストをカラーリングするなど、WEBでの閲覧を意識して作成した。毎日新聞の掲載紙面等は、本会ホームページ(一般市民向け)の「メディア掲載情報」に掲載した。

また、東海道・山陽新幹線グリーン車搭載誌「Wedge (発行:ウェッジ) 4月号」に、「かかりつけ薬剤師の効き目~『2025 年問題』に挑む医薬分業の担い手~」をテーマとして、医薬分業やかかりつけ薬剤師の職能について PR する内容を掲載した(掲載記事画像後出)。当該掲載記事は二次利用の権利を得ており、「メディア掲載情報」に掲載した。

なお、次年度の一般誌での広報活動として、 ①「Wedge 4 月号」へのタイアップ広告及び純 広告、②「オレンジページ(発行:オレンジペ ージ)令和2年4月2日号」へのタイアップ広 告を予定しており、その掲載に向け準備を進め ている。

PRか。しかし、薬を安全かつ 多いのではないでしょう 頼できる薬局・薬剤師を選 効果的に使うためには、信 ラッグストア、という方も ろ、でも市販薬の購入はド お持ちですか。処方箋を持 うとどのようなイメージを って薬をもらいに行くとこ 知 みなさんは「薬局」とい 第1回:かかりつけ薬剤師を上手に活 っ て欲しい 薬がきちんと飲めている 仕事です。薬をお渡しする くことが、薬剤師の本来の さんの相談に応じるほか、 時、薬を飲んでいる間も皆 全に安心して使っていただ ことはありません。薬を安 くことをお勧めします。 ししたらおしまい、という 薬剤師 薬剤師の仕事は薬をお渡 の仕 事 といっ います わる問 全で安 情報を

んで活用、相談していただ

か、副作用が出ていないか

(令和元年10月19日 毎日新聞朝刊全国版掲載)

(令和元年10月12日 毎日新聞朝刊全国版掲載)

知って欲しい、 薬剤師の仕事

PR

第3回:学校で活躍する薬剤師

校までの児童、生徒や教職 います。幼稚園から高等学 師」という立場の薬剤師が 同じように、「学校薬剤 を送れるように、その学校 員が健康で安全に学校生活 いたことはありませんか。 業中に「水を検査している 人を見た」といった話を聞 学校には「校医さん」と

お子さんからプールの授 生基準」に基づいて、担当 机の上や黒板の明るさ、室 も達が勉強している教室の その他にも、例えば、子ど の環境を守っています。 行います。その一つの例が 校を訪問して様々な検査を 大臣が定める「学校環境衛 ている薬剤師が、文部科学 「プール水の検査」です。 普段は薬局や病院で働い

供たちの教育が ないことに直結 てなければ、将立 給食室の水質など 濃度、飲料水や 内の温度・湿度 に検査していま ですから、基 教室等の環境

知っ 第2回:入院時もかかりつけ薬剤師が支援 て欲しい 薬剤師の仕事

PR

り組みを行っています。薬 が連携して治療に必要な患 ポートするため、様々な取 ている」という調査結果が 者さんの情報を共有する取 局の薬剤師と病院の薬剤師 そうした皆さんの思いをサ あります。地域の薬剤師は、 て健康に過ごしたいと考え た町で、いつまでも安心し 多くの方々が「住み慣れ 市販薬、サプリメントの使 薬が処方されている場合や り組みもその一つです。 かし、複数の医療機関から 経過などを確認します。し 薬によるそれまでの治療の 状況、薬のアレルギー歴、 している薬の内容、服薬の に入る前に患者さんの服用 たとします。病院では治療 もし入院することになっ りません。 師から病院 を決めてお かかりつけ 把握するこ 用状況など

(令和元年11月2日 毎日新聞朝刊全国版掲載)

(令和元年10月26日 毎日新聞朝刊全国版掲載)

PR 検査を受けることが義務付 明するために、ドーピング がクリーンであることを証 す。スポーツ選手は、自分 物の使用が禁止されていま 技で、競技能力を高める薬 いでしょうか。あらゆる競 かれたことがあるのではな 剥奪、というニュースに驚 第4回: うっかりドーピングからスポーツ選手を守る薬剤 「ドーピング」でメダル え「うっかり」でも、検査 ーピング陽性と判定される サプリメントを摂取してド ら禁止物質が含まれる薬や グ」と呼んでいます。たと れを「うっかりドーピン 例が報告されています。こ が、ちょっとした不注意か 手が極めて少ない国です 正に禁止物質を使用する選

けられています。日本は不

の結果が陽性と判定される

そのような時に「うっ

が必要なこともありま

う事にもなりかねませ

しかし、ケガや病気

抹消や時には選手生命

と規則違反となり、



63 -

知って欲しい

薬剤師の仕

事

(毎日新聞 WEB サイト画像:第1回掲載記事) *第2回~第4回掲載記事の WEB サイト画像は略

(毎日新聞 WEB サイト画像:令和元年 10 月 17 日 毎日新聞朝刊全国版 渡邊大記常務理事インタビ ュー)

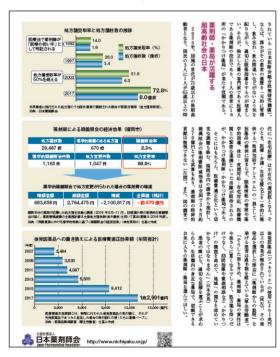


税制 Q&A コーナー」及び「知ってほしい、薬剤師の仕事」へのリンク画像)





(平成31年4月号 Wedge 掲載、誌面右側)



2) ホームページ

本会では、平成9年1月より一般市民向けのホームページを開設している。平成10年4月には会員向けのホームページを開設し、平成18年9月1日からは会員個人別に発行された ID とパスワードを利用しての閲覧を行っている。

一般市民向けのホームページについては、平成30年6月にリニューアルオープンした。スマートフォンやタブレット端末からの閲覧性向上、ユーザビリティを高めるための階層の整理、時代に沿ったセキュリティに対応することを目的としたものである。

また、以前のホームページでは、過去の全ての情報・ページが公開されていたが(約1000ページ)、情報の取捨選択を行い、約200~250ページにまでスリム化し、欲しい情報を取り出しやすくした。

会員向けのホームページについては、令和元年5月にリニューアルオープンした。一般市民向けのホームページと同様に、スマートフォン等からの閲覧性向上、ユーザビリティを高めるための階層の整理及び一般市民向けのホームページと統一感を持たせたデザインへの変更等を行った。





(会員向けホームページ トップページデザイン)

3) 日薬ニュース(FAXニュース)

本会会員に必要とされる情報のうち、速報性や重要性の高いニュースを会員に提供するため、月刊の日薬誌を補完すべく、平成10年11月より毎月1回の頻度でファクシミリによる「日薬ニュース」の送信を行っている。現在、原則として毎月1日を発行日(送信日)としており、平成31年4月1日~令和2年3月31日の間、約4万4千の登録会員に対し、日薬ニュース12回、同号外4回(製薬企業等によるもの)を送信した。

4)「かかりつけ薬剤師・薬局」特設サイト

患者・生活者に対して「かかりつけ薬剤師・薬局」に関する情報発信を強化する目的で、「かかりつけ薬剤師・薬局」特設サイトを平成29年5月に公開した。

これまで、リーフレットや新聞での記事広告 等による「かかりつけ薬剤師・薬局」の啓発活動を行ってきたが、「かかりつけ薬剤師・薬局」 に特化した情報を集約(データベース化)、蓄積 し、患者・生活者からの認知をさらに高める目 的で本サイトを制作した。

今後も随時、「薬と健康の週間」に関するイベント情報等を追加していく予定である。

5)「かかりつけ薬剤師・お薬手帳」の啓発のための都営3線、小田急線、東京モノレールのつり革広告掲出

かかりつけ薬剤師、お薬手帳について継続して広報する必要があるが、媒体を通した啓発活動は単発での限定された効果に留まることが想定される。そこで継続的な活動とするために、1年間を通して掲出される都営3線(大江戸線、三田線、浅草線)、小田急線のつり革広告を平成28年4月から実施している。

また、令和元年5月より東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて乗客数の増加が見込まれる東京モノレールでのつり革広告も開始した。掲出エリアで「かかりつけ薬剤師・薬局」等のWEB検索数が前年に比べて伸びるなど一定の成果を得ている。なお、次年度も、都営3線、小田急線、東京モノレールでの掲出を予定している。



(つり革広告デザイン)

6) 医学会総会市民展示へのブース出展

第30回日本医学会総会2019中部の学術集会 (平成31年4月27~29日、名古屋国際会議場他) に先立ち、同年3月30日~4月7日までの9日間、市民展示が行われた。日本薬剤師会では市 民展示について、愛知県薬剤師会の協力を得て 「薬剤師おしごと体験」を、また、三重県薬剤 師会等の協力を得て「モバイルファーマシー」 に関する展示を行った。

「薬剤師おしごと体験」への参加者数(調剤体験を完了した参加者数)は延べ902人であり、市民展示は盛会裏に終了した。



(薬剤師おしごと体験ブースデザイン)

7) 日薬記者会・プレスリリース等

本会では薬業関係業界誌紙により設置されている日薬記者会(加盟6社)に対し、広報担当役員が原則として隔週水曜日に定例記者会見を開催し、本会を巡る直近の動向を伝えている。

定例記者会見では、かかりつけ薬剤師の職能、 健康サポート薬局、診療報酬改定、医薬品医療 機器法改正、新型コロナウイルス感染症への対 応等について取り上げた。

また、広報活動の一環としてプレスリリースの発信を行っている。令和元年度は、日薬記者会等に対して、「改正薬機法の成立を受けて(令和元年11月)」、「新型コロナウイルス感染症対応のための薬剤師の派遣について(令和2年2月)」、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策について(その2)(令和2年2月)」のプレスリリースを行った。

さらに、一般紙等の論説委員等を対象とした マスコミ意見交換会については継続的に開催し、 薬剤師を取り巻く環境や診療報酬、薬局のあり 方、改正薬機法等について意見交換を行ってい る。今後も継続して実施する予定である。

(3) 日本薬剤師会雑誌の発行

日薬誌は最新の情報を提供し、読みやすく、 わかりやすく会員に伝えるべく編集委員会で努力を重ねている。日薬誌は発刊当初より冊子の みの発行としていたが、令和元年6月より電子 書籍版も本会ホームページ(会員向けページ) において公開している。電子書籍版については、 学生会員も閲覧が可能となっている。

また、編集委員会では、学術関係の掲載原稿 の企画選定、新シリーズの提案、投稿論文の審 査等を行っている。

投稿論文については、平成30年4月1日より 投稿規程及び執筆規程の改訂を行い、電子投稿 へ移行し、投稿数も微増している。なお、平成 31年4月号より令和2年3月号までの間で日薬 誌に掲載された数は、「原著」3本、「調査報告」 6本、「会員レター」1本である。

さらに、同委員会ではラジオ NIKKEI「薬学の時間」についての企画立案も行っている。同番組はインターネットラジオで視聴でき、過去の番組内容についても番組サイトから閲覧できる。



会員のページの電子書籍ログイン画面

(4)会員拡充対策の推進

本会はこれまで、魅力ある薬剤師会組織に改革するべく、組織・会員委員会を中心として会

員拡充方策を検討してきている。

その結果は平成27年12月22日に「入会促進等、更なる組織強化のための施策のあり方について」と題し、同委員会から本会会長宛に答申された。本会では同答申を踏まえ、都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会と連携し、必要な施策を実施していくこととしている。

組織・会員委員会では、①会員キット、②入会キットについても検討し、平成26年度より会員キットを全会員に、入会キットを新規入会会員に配付している。

1) 会員キット

本年度は前年度同様、簡易型の紙製の会員証を作製、無償で発行し、日薬誌平成31年4月号に同封、送付した。会員証は名刺サイズで、会員番号、氏名、所属都道府県、薬剤師免許証番号、裏面には薬剤師綱領を印刷し、同綱領を常に確認でき、本会会員であることを示す仕様としている。会員証については、毎年4月1日以降の新入会員に対しても、直近の日薬誌に同封して送付している。会員証については、今後も年度毎に発行していく予定である。

その他、本会では、平成24年8月に本会会員が従事する薬局にその証となるべく、登録された日薬マークの薬局掲示用シール(ステッカー)を作成し、都道府県薬剤師会等を通じ無償にて関係会員に配付している。

2)入会キット

本年度は前年度同様、入会キットの内容を、 〇会員襟章(会員バッジ)、〇日薬マーク入りネックストラップ(首掛け式)、〇送付用専用封筒とし、送付用専用封筒の裏面には薬剤師綱領を印刷し、会員証の仕様と同様に同綱領が確認できるものとした。前年度同様、新入会員に対して無償で送付している。

今後も、入会キットの内容を組織・会員委員 会において検討し、より相応しい内容に改めて いくこととしている。

なお、本会では、本会会員への有償斡旋物と

して、従来より会員襟章を頒布しており、平成 29年1月からはネックストラップの頒布も行っ ている。ネックストラップは会員証を入れて、 本会会員である身分証として活用できる仕様と なっている。

3)特別会員(学生会員)制度

特別会員(学生会員)制度は、会員拡充対策の一環として、薬学生のうちから薬剤師会を身近に感じてもらい、将来は薬剤師会に入会してほしいとの思いから発足し、平成25年10月1日より入会受付を開始している。令和2年3月末日現在の特別会員数は1,331名である。

同制度は平成28年度に一部改定を行った。主な変更点は、①都道府県薬剤師会や地域薬剤師会からの入会を可能とする、②特別会員に会員証を発行する、③会費の無料化である。②については、平成29年6月より全特別会員に対し日薬マーク入りネックストラップとともに無償で送付している。③については、平成28年度より無料化した。

また、特別会員(学生会員)の入会促進のための効果的な媒体として、薬科大学・薬学部に在籍する学生を対象に、平成29年5~9月にかけてオリジナリティー溢れる特別会員募集のポスターを公募した。平成30年1月に選考を行い、最優秀作品賞を採用作品として薬学生向け募集ポスターを作成し、本会ホームページに掲載している。引き続き、学生会員募集のための広報活動に利用し、合わせて特別会員の更なる特典の充実を図っていく予定である。

本年度は、都道府県薬剤師会に対し特別会員 (学生会員)募集の再周知を依頼した(平成31 年4月24日付、日薬発第41号)。

(5)薬剤師賠償責任保険制度等の普及

1) 薬剤師賠償責任保険

個々の薬剤師の業務上の過誤に対する補償を 中心とした制度として普及に努めている。

本保険の啓発・加入促進については、加入対

象の会員にパンフレットを送付したほか、日薬 誌、日薬ニュース、ホームページ等で制度の周 知を図っている。また、保険加入後の対応を充 実させるため、「事故発生初期・初動段階におい て身近に相談できる窓口」として「指定代理店 制度」を都道府県薬剤師会によっては配置する こととなった。これにより有事の際の不安解 消・早期解決につなげる方針である。

令和2年3月末の加入件数は40,550件(前年同期41,222件)、内訳は、薬剤師契約16,115件(同16,570件)、薬局契約24,435件(同24,652件)となっている。

2) 個人情報漏洩保険

改正個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日より全面施行されたことを受け、薬局での情報漏洩を補償する制度として普及に努めている。

個人情報漏洩に対する危機意識の高まりから、 令和2年3月末の加入件数は10,641件となり、 前年同期の10,614件より加入者増となった。

本保険の啓発・加入促進については、加入対象の会員にパンフレットを送付するほか、日薬誌、日薬ニュース、ホームページ等で制度の周知を図っている。

3) アンチ・ドーピング活動保険

薬剤師がアンチ・ドーピング活動に積極的に 参画できるよう、平成31年2月15日より取り 扱いを開始した。令和2年3月末の加入件数は 666件であった。

本保険は(公財) 日本アンチ・ドーピング機構(以下、JADA)が「アンチ・ドーピング規則違反」として公表したドーピングに係る、薬剤師への損害賠償請求に備える制度として、加入対象の会員に案内を送付したほか、「都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者研修会」等でも周知に努めている。また、令和2年2月15日より補償の範囲を拡大し、JADAの他、主要競技大会機関及び国際競技連盟等の「アンチ・ドーピング規則違反」も対象とすることで、更なる加入促進を図っている。

4) 休業補償保険・長期休業補償保険

平成27年度より、病気やけがによる就業不能 時の所得を補償する制度として普及に努めてい る。

令和2年3月末の加入件数は休業補償保険487件(前年同期472件)、長期休業補償保険187件(同179件)であり、微増しているが、他の保険に比べ加入者数が少ない。一因として認知度の低さ、商品内容の複雑さが考えられることから、保険内容を熟知し、地域に根づいた営業が可能な「指定代理店」を設置することで、保険加入促進を図ることとしている。

(6)薬剤師年金保険制度の継続的な運営

年金保険財政を取り巻く経済環境は、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症の影響で株価が大幅下落し、財政の健全化は未だ厳しい状況である。こうした状況を踏まえ、資産保全の観点から、一部の資産を令和2年3月末に現金化した。なお、未だ株価は安定していない。

年金資産運用については、今後も経済環境の 動向に対応した運用を行っていくことが必要で あり、専門知識を持つアドバイザーの助言・協 力を得ながら検討を進めている。この年金資産 運用状況については、四半期毎に理事会等に報 告を行っている。

また前年度は、年金保険制度改定(新制度の 発足)及び幹事銀行変更とそれに伴う年金資産 における各信託銀行のシェア・運用方法と管理 システムの変更を行った。幹事銀行変更の際に 旧幹事銀行より紙媒体データが提出されたが、 今後の年金制度運営のため、本年度に入り電子 データへの読替作業を行った。

また、本年度は11月5日に開催した理事会において、山本会長より年金委員会に対し、「年金加入者・受給者に及ぼす影響に配慮しつつ、薬剤師年金保険制度の健全化計画等を踏まえて、将来的な制度の運営方針について検討すること。なお、当諮問の答申にあたっては、2020年3月

期決算の確定した数字を考慮の上、報告すること」を求める諮問がなされた。これを受け、年 金委員会においてワーキンググループを設置し、 検討を進めている。令和元年度度決算の結果を 踏まえて、答申が行われる予定である。

また、令和2年1月29日には、年金事業に対し、厚生労働省による立入検査が実施された。

本会の薬剤師年金保険制度は認可特定保険業の許可を受けて運営しており、今回の検査は保険業法第272条の23第1項の規定に基づき、同省が本会の業務及び財産の状況や、認可特定保険業の管理体制等に関する調査を目的に実施したものである。当日は、1)本会の管理体制、2)加入者等関係、3)財務関係、4)会員との連絡関係について実地検査が行われた。同省からは、特段大きな指摘はなかった。

なお、令和2年3月末現在の加入者数は2,837 名、受給者数は6,324名である。

(7) 共済部等福利制度の運営

本制度の紹介及び加入募集については、都道 府県薬剤師会に協力をお願いしているほか、本 会ホームページに事業内容を掲載し、案内を行 っている。

目標の 5,000 名に対し、令和 2 年 3 月末の部 員数は 1,207 名(前年同期 1,290 名)で、徴収 部費は 2,459,200 円(前年同期 2,624,800 円) となっている。

(8)薬学生の活動に対する支援・協力 1)薬学生ニュースの発行

本会では平成22年度より「薬学生ニュース」 を発行し、全薬科大学・薬学部、薬学教育関係 団体等に無償で配付してきた。

しかし、平成26年12月11日に開催した組織・会員委員会において「現状一部の薬学生にしか届いておらず、記事内容や配信方法を検証した方がよい」との指摘があり、平成27年1月14日の理事会において、本ニュースの一旦休刊を

決定した。

組織・会員委員会において、学生会員の増強 策の一環として、薬学生向けの新たな広報媒体 について検討を行うこととしている。

2)特別会員(学生会員)制度

11-(4)-3)参照。

(9)日本薬剤師会館建設に向けた対応 1)これまでの経過

日本薬剤師会館(仮称)については、平成20年8月の第69回通常総会及び同決算委員会において、代議員より建設を求める意見が多数あったことから検討を開始した。

平成21年8月の第71回通常総会にて「日本 薬剤師会館(仮称)建設に向けた対応の件」が 可決され、同年10月の理事会において「日薬会 館建設特別委員会」を設置することとし、理事 者並びに同委員会において、会館建設に係る審 議及び候補地に関する情報収集・調査を開始し た。同委員会は平成22年1月5日に「日本薬剤 師会館建設に関する中間意見」をまとめた。同 中間意見では、(1) 今後の公益活動の強化、研 修施設の整備等が重要であるとして、各種研修 会、全国会議が開催可能な大ホール (研修室) を確保すること、(2)羽田空港、JR 東京駅か らのアクセス条件に留意し今後数十年間利用す る施設として相応しい場所であること、(3)優 良な土地、資産価値のある土地に建設すること を念頭におき、予算総額は、日薬の今後の業務 運営・財政状況を見通し、可能な範囲で増額す ること、(4)積立資産からの取崩し額について は借入金の返済金利負担を軽減するため、当初 想定していた5億円に拘泥せず、日薬の業務運 営に支障を来たさない範囲で取り崩し額を増額 することなどが提言された。同意見を受け、平 成22年5月26日に第74回臨時総会を開催し、 土地取得及び会館建設に係る費用は諸経費を含 め23億円以内とすること、医薬分業事業等積立 資産からの取崩し額は10億円とすることが承認 された。

同臨時総会後も、建設業者や不動産仲介業者 等からの情報提供を受けて、現地視察を含めさ まざまな候補物件に当たったが、上記の条件を 満たす物件は見当たらなかった。そうした中で、 平成23年3月11日に東日本大震災が起こり、 会館建設特別委員会は、平成24年1月11日に 第二次意見を取りまとめ日薬会長に提出した。 第二次意見では、(1) 東日本大震災を契機に、 今後、日薬会館に求めるべき機能として、会員・ 職員や来館者の生命の安全確保、ITシステムの 維持・保全及び災害時の対応拠点としての役割 を重視することが必要であり、当初想定した必 要諸室の確保には拘泥しないこと。(2)候補地 としては、長期にわたり安心できる堅牢な地盤 で、災害時に復旧が優先される地域、具体的に は、都心3区(千代田区、中央区、港区)等中 心地域が候補地として優れていること。(3)同 地域は地価も高く、当初想定した必要諸室を確 保することは予算上の制約から困難なため、利 便性や周囲の環境という評価基準を優先させれ ば、会館用地の面積は縮小せざるを得ないこと。 (4) 安全・安心と災害時への備えを重視し、 面積・容積は当初希望より縮小した物件であっ ても、長期にわたり利用する施設として相応し い場所で、かつ資産価値を有していると評価で きるものであれば、会員の理解を得られるもの との認識で一致した一と述べられている。

その後、本会が平成24年4月に公益社団法人に移行し、新執行部体制となったことに伴い、新たに委員会が組織され、120周年記念事業実行委員会の中に、各ブロックより推薦された委員による「日薬会館建設ワーキング(WG)」が組織された。

第二次意見において、会館建設候補地の選定にあたっては、職員等の生命の安全確保、ITシステムの維持・保全及び災害時の対応拠点としての役割を重要な評価基準とすべきとされており、担当役員を中心に、実際の災害時に復旧が

優先される都心3区を中心に会館建設用地取得に向けて情報収集・検討を行った。検討を進める中で、社団法人全国樺太連盟が所有する東京都港区麻布台3-1-2の物件が候補地の一つとして取り上げられ、弁護士等も交えて交渉した結果、平成25年3月21日付で、同物件を購入する売買契約を本会と同連盟の間で締結した。

前記物件の購入に目処がついた段階で、可能 であれば同物件に隣接する土地を購入し、より 広い敷地に会館を建設することが望ましいこと から、仲介業者を通じて隣地の所有者に売買の 意向を確認することとした。平成25年4月には 児玉会長(当時)が所有者と面会し、会館は薬 剤師の資質向上と災害時における支援活動の拠 点となる施設して建築する旨その意義を説明し、 会館をより有効に活用するために隣地の譲渡を 要請したところ、会館建設の意義について隣地 所有者の理解を得られたものの、当面は定期借 地契約により賃貸借する提案がなされた。本会 常務理事会等で検討するとともに、WG におい ても、(1) 既に取得した90坪の土地に会館を 建設する案、(2) 隣接地 100 坪について、期限 を区切って土地購入の交渉を行い、契約できれ ば90坪と合わせて190坪の土地に日薬会館を建 設する案、(3) 隣接地 100 坪について、数年後 に土地売却・購入を行うことを前提として、そ の間、追加建設資金に余裕を残して、90坪の土 地に日薬会館を建設する案-の3案について協 議願った。WG としては、購入済の 90 坪の土地 では現状と比較して、事務局機能を維持するこ とはできるものの、本部機能を一層充実させる ため、可能であれば、隣接地の取得も視野に入 れ、購入交渉を継続していくことが望ましいと の意見で一致した。隣地の購入交渉を行うこと については、平成25年6月の第81回定時総会 で報告したところである。

その後、隣地所有者に再度、売却の可否を確認したが、所有者側からは定期借地にしたいとの意向に変化がなかった。一部定期借地して会

館を建設することを検討対象とすることについて、理事会等で協議の上、総額23億円以内で行うこと、会務並びに事業の運営資金に影響を及ぼさないことを前提として、検討の選択肢とすることを了承し、9月19日のWGにおいて協議いただき、次回までに各ブロック内で協議、意見集約願うこととされた。

10月25日のWGでは、各ブロックの意見を 集約すると、90坪の用地に会館を建設した場合、 事務的な必要最小限の機能は保てるものの、共 用部分、会議室、収納スペース等の拡充、快適 性を確保するには限界もあることから、十分検 討に値するとの意見が過半を占めた。また、借 地条件等を明確にすることが指摘された。これ を受け理事者においては、理事会や総会で審議 するためにも隣接地の所有者と定期借地に係る 条件面を詰めておく必要があると判断し、仲介 業者に交渉を依頼するとともに、賃貸借料等借 地条件の妥当性について、第三者による評価を 得るため不動産鑑定士に調査を依頼した。

平成26年1月7日の常務理事会では、隣接借地条件に係る第三者の評価調査結果等を踏まえて、隣接地を定期借地して会館を建設する方向で、WG、理事会及び総会に諮る方針が確認された。さらに、1月8日のWGでは、前回のWGにて指摘のあった借地条件等の詳細が理事者より説明され、協議の結果、同方針は、反対意見もあったが概ね了承された。

その後、WG は2月6日に第三次意見を取りまとめ、日薬会長に提出した。第三次意見では、(1)平成24年度に取得した会館建設用地に加え、南側隣接地について事業用定期借地権設定契約を締結した上で、会館を建設するという理事者提案については、概ね妥当である。ただし、一部反対意見もあった。(2)第82回臨時総会に提出される議案において条件としている「費用は諸経費を含め23億円以内」には、将来的に隣接地を購入するとなった場合の費用は含まれていない点に留意する必要がある。隣接地の所

有者は現時点において「将来的には売却したい」 意思を示しており、提示された賃貸借条件に本 会への優先買取権付与が明記されている。隣接 地購入の諾否については、所有者等から譲渡の 意思が正式に示された際に、その時点の理事者 が改めて検討し、総会に諮り決定することとな るが、隣接地を購入する場合、相当の追加取得 費用が必要となることから、慎重な借入金返済 計画の作成が求められる。(3)中間意見におい ても指摘されているとおり、今後の建築業者の 選定等にあたっては、透明性を担保する必要が ある。(4)今後の建設資材や人件費等の高騰を 考慮し、日薬会館建設の早期着工に向け、会内 の意思決定の迅速化を図ることも重要である一 と述べられている。

平成 26 年 1 月 15 日の理事会では、これまでの総会(第 71 回、第 74 回)、特別委員会、WGの意見等を踏まえ、第 82 回臨時総会に(1)平成 24 年度に取得した会館建設用地に加え、南隣土地について事業用定期借地権設定契約を締結した上で、会館を建設する。(2)建設する会館については、公益活動の強化、研修施設の充実、耐震性を含めた大規模災害時の支援活動に必要な機能等を持ったものとする。(3)土地取得費及び会館建設に係る費用は諸経費を含め23億円以内とするという内容の議案を提出することが議決された。しかし、同年 2 月 22、23 日の同臨時総会で同議案は否決された。

会館建設用地にある旧樺太会館ビルについては、平成26年2月より解体工事を進めていたが、地下部分を残し、地上部分の解体工事が6月16日に終了した。その後の方針については、次期執行部にて検討するよう申し送りされた。

6月の第83回定時総会終了後新執行部が発足し、7月8日の理事会では、日薬会館建設について改めて検討するには相当の時間を要することが見込まれることから、当面時間貸し駐車場業者に賃貸するなど利活用を図ることが了承された。さらに、9月30日に開催された理事会で

は、時間貸し駐車場業者に賃貸する候補会社が 決定された。ただし、土地を賃貸する場合は、 内閣府公益認定等委員会への収益事業内容の変 更認定申請及び定款変更が必要となることから、 第84回臨時総会提出に向け対応することとされ た。

10月11日、山形市で開催された都道府県会長 協議会では、90坪の既取得用地に会館を建設す ることが総会等で決定されているのか否かの認 識が人によりまちまちであると指摘され、執行 部より「これまでの検討経緯を時系列にまとめ 次回総会(平成27年2月)等に示すとともに、 会館建設に向け早期に検討を開始したい」旨回 答された。10月21日の常務理事会及び11月11 日の理事会では、(1)会館を建設することは過 去の総会で決議しているが、90坪の土地に建て ることは明確に決定していないことから、現執 行部で90坪の土地に会館を建てることを決定し た場合は理事会及び総会に諮る、(2)その前段 階として、過去の総会で約束した機能を持った 建物が90坪の用地に建築可能かどうかを改めて 検討する、(3) その際には、90 坪の土地に会館 を建築した場合の総事業費と年間維持費、及び このまま借室を続けた場合の家屋借入費と年間 維持費を試算し参考とする、(4) 平成26年度 予算の建設仮勘定に計上されている会館建設費 については、本年度中に予算執行する見込みが ない場合は補正予算において修正するーとの方 針を確認し、翌11月12日には同方針を都道府 県薬剤師会に通知した。

その後、12月11日より組織・会員委員会を継続的に開催し、上記(2)及び(3)について検討した。同委員会は平成27年3月27日に開催した第4回会合において「現時点での論点整理(案)」をまとめたが、委員会の議論において参考としたレイアウト図は一例であるため、引き続き「90坪に建設できる可能性」を検討することとし、建築設計事務所に会館設計図面の作成を依頼した。さらに、会館建設については同

委員会にワーキングを設置し、あらゆる選択肢 (可能性)の検討を行った。

平成27年2月21~22日に開催された第84回 臨時総会では、(1)平成26年度補正予算、(2) 日薬会館建設用地の一時貸与に関する件、(3) 定款変更が議決され、これを受け本会では、最 もよい賃借契約条件を提示した時間貸し駐車場 業者と3月19日に契約を締結した。

2) 平成 27~30 年度の動き

組織・会員委員会では、建築設計事務所に対 し、取得した会館建設用地に本会が求める設 備・機能が十分盛り込めるかどうか可能性を確 認するための企画設計及び企画設計図面に基づ くレイアウト模型の作製を依頼するなどしなが ら平成27年度も引き続き検討を行い、5月21 日に第四次意見を取りまとめ、日薬会長に提出 した。第四次意見では、(1)取得用地(90坪) に必要な機能を有した日薬会館を建築すること はできない、(2)仮に取得用地に日薬会館を建 築するのであれば、「諸経費を含め総額 23 億円 以内」に収まる、(3) 今後の方向性としては 「A:取得用地に日薬会館を建設する」「B:将 来的な機能の充実を考慮し、隣接地の購入を検 討する」「C:将来的な機能の充実を考慮し、代 替地を検討する」ことが考えられる、(4)当面 の対応としては、平成32年(2020年)を目途に、 適切な時期が来るのを待つべきである、(5)必 要な敷地面積を確保した上で、将来的な機能の 充実を考慮した会館を建築することが最も重要 であるーと述べられている。執行部は、第四次 意見を尊重して検討を進め、平成28年1月13 日の理事会において、(1)取得用地(90坪のみ) には日薬会館は建築しない、(2)当該用地は、 平成32年頃まで時間貸し駐車場業者に賃貸する が、その間は引き続き、隣接地購入や代替地確 保など、あらゆる可能性を検討する、(3)将来 的な機能の充実を考慮した会館の建築が可能で

あると判断した場合には、総会の議決を経て速 やかに対応するーとの方針を決定した。この理 事会としての方針については、平成28年3月に 開催した第86回臨時総会で報告した。

平成28年度以降は、当該用地を時間貸し駐車 場業者に賃貸するとともに、代替地等について 引き続き情報収集に努めている。

3) 平成31年度(令和元年度)の動き

会館建設(既取得用地の取扱いを含む)については、第92回臨時総会(平成31年3月)において、執行部としての方針を改めて示すよう求める意見が多数述べられた。これを受け、第93回定時総会(令和元年6月)に向け、組織・会員委員会において検討が行われた。

具体的には、平成31年4月12日付けで、山本会長より組織・会員委員会に対し、(1)既取得用地の取扱い、(2)今後の方針の2点について諮問が行われ、同委員会は3回の開催を経て、5月20日に答申(第五次意見)を取りまとめ、山本会長に提出した。答申では、(1)について6項目、(2)について5項目の対応の考え方が示された。

令和元年5月21日の理事会では、令和元年6月22~23日に開催する第93回定時総会に「日本薬剤師会館(仮称)建設に向けた対応の件」を議案として提出することが議決された。議案の内容は、日本薬剤師会館(仮称)建設に向けては、組織・会員委員会の答申(第五次意見)を踏まえ、「①既取得用地を有効に活用するため、隣接地の確保に向け、当該所有者と改めて交渉する(総予算は概ね23億円以内)。②隣接地の所有者との交渉がまとまり、予算内で会館建設が可能となる見通しが立った場合は、直ちに会館建設の具体的な検討に着手する。③一方、そうならなかった場合は、隣接地の購入は今回の交渉を以って断念する。その場合には、既取得

用地(90坪)のみには会館は建築しない。④隣 接地の購入を断念した場合は、麻布台での会館 建設が不可能になることから、購入元である全 国樺太連盟に対して、理解が得られるよう丁寧 に説明する。⑤全国樺太連盟の理解が得られた 場合には、時機をみて、既取得用地は売却する。 既取得用地を売却した場合は、代替地の購入に 供え、その収入は「医薬分業事業等積立資産」 に戻す。⑥代替物件は、更地・新築にこだわら ず、広く探すこととする。物件の購入の時期や 価格、物件の決定、方法(売買の仲介業者等) については、理事会に一任願いたい。」との方針 で対応することとしたいというものである。同 議案を巡っては、第93回定時総会において一部 の代議員より修正動議が提出されたが、修正動 議は賛成60名、総数143名(過半数72)により 否決された。一方、執行部提出の議案について は、賛成 75、総数 148 (過半数 75) により可決 された。

なお、全国樺太連盟に対しては、5月30日に 山本会長他担当役員が北海道事務所を訪問し、 理解を求めた。また、6月28日に担当役員が東 京事務所を訪問し、第93回定時総会の報告を行 った。また、隣接地の所有者(南側・東側)に 対しては、不動産業者を介し、6月より交渉を 行っている。

(10) 各種法規・制度への対応

1) 医薬品医療機器法改正について

平成25年に安全対策の強化や医薬品の販売規則の見直し等に関して薬事法が改正され、附則の検討規定として「施行5年を目途として、改正後の規定に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じる」とされていることから、改正法の施行後の実施状況に加え、人口構造の変化と技術革新の影響などを含めた将来に向けた見通しの視点に基づき、平成29年3月に厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会が設置された。

医薬品・医療機器等の研究開発や実用化、国 民に対する製品・情報の提供、質的な保証の観 点から、医薬行政に影響を及ぼしつつあること を踏まえ、①革新的な医薬品・医療機器等への 迅速なアクセス確保・安全対策の充実、②医薬 品・医療機器等の適切な製造・流通・販売を確 保する仕組みの充実、③薬局・薬剤師のあり方・ 医薬品の安全な入手について一等を検討するこ ととされ、同部会には第1回より本会から担当 役員が出席した。

計 10 回にわたり医薬分業のあり方、オンライン服薬指導のあり方等について議論され、平成30 年 12 月 25 日に「医薬品医療機器法等制度改正に関する取りまとめ」が公表された。

この取りまとめを受け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案が平成31年3月19日、第198回通常国会に提出され、令和元年11月27日、附帯決議ともに第200回臨時国会において成立し、同12月4日に公布された。本会では見解を公表するとともに、都道府県薬剤師会に通知した(令和元年11月27日付、日薬発第228号。12月6日付、日薬業発第320号)。

2) 患者に対する服薬指導の配慮について

令和元年12月に公布された改正医薬品医療機器法により、今後は患者が自身に適した薬局を選択できるよう、都道府県知事の認定により「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」との名称表示が可能となる。

このうち「専門医療機関連携薬局」については、「がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局」とされており、これら特定の機能を有する薬局の認定要件としていずれもプライバシーに配慮した構造設備が求められることになる。さらに、その連携先となる高度な医療を提供する医療機関でも同様に患者に寄り添った対応が求められるほか、併せて令和2年度調剤報酬改定では、がん患者に対する質の高い医療の提供の評価が設けられることによ

り、薬剤師の一層の貢献が期待されている。

このような状況を踏まえ、患者と各領域の専門家で構成された団体 ISPACOS (発起人代表:齊藤光江順天堂大学医学部乳腺腫瘍学教授)より、本会及び日本病院薬剤師会に対し、薬剤師が適切に配慮しながら服薬指導を行うことについて周知を求める要望があり、本会は患者やその家族へ配慮した服薬指導の徹底を呼び掛けた(令和2年2月21日付、日薬業発第428号)。

3) 規制緩和問題等への対応

内閣は、規制改革が我が国の経済再生の阻害 要因を排除し民需主導の経済成長を実現してい くための重要課題であるとして、内閣総理大臣 の諮問機関として平成25年1月に規制改革推進 会議を発足させた。

本年度は、財政全般の基本設計を示す「経済 財政運営と改革の基本方針 2019「令和」新時代: 「Society 5.0」への挑戦〜」、経済再生に向け た具体的施策である「成長戦略実施計画」「成長 戦略フォローアップ」、規制改革の具体策である 「規制改革実施計画」が令和元年 6 月 21 日に閣 議決定された。これらは相互に関連して定めら れている。本会では当該閣議決定について、都 道府県薬剤師会に通知した(令和元年 6 月 21 日 付、日薬業発第 104 号)。

①オンライン服薬指導について

「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、「遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる」こととされた。

これを受け、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」(平成28年法律第55号)が平成28年6月3日に公布、同9月1日に施行され、その後、平成29年11月10日に関係通知が発出さ

れ、本会においても都道府県薬剤師会に通知した(同11月22日付、日薬業発第252号)。

本年度は、厚生労働省関係国家戦略特別区域 法施行規則の一部を改正する省令(案)に関す る意見募集に対し、本会は「社会的な要請があ るものと認識しているが、安易な範囲の拡大が なされないことが必要。医薬品の適正使用のた めには、服薬指導において薬剤師と患者がかか りつけの関係を構築できていること、患者の服 薬情報等を一元的・継続的に把握できているこ とのほか、医薬品の授受に関するルールの設定 も必要。適切な遠隔服薬指導の実施のためには、 かかりつけ薬剤師・薬局が確実に機能すること が不可欠」との意見を提出した(令和元年9月 11 日付、日薬業発第 186 号)。また、本会として のオンライン服薬指導に関するガイドライン等 の検討を行い、公表した(令和元年12月18日 付、日薬業発第345号)。

その後、令和元年 12 月 19 日に厚生労働省より改正薬機法の施行日を定める省令が公布され、オンライン服薬指導の施行については令和 2 年 9 月 1 日とされた(令和元年 3 月 19 日付、日薬業発第 482 号)。

また、「国家戦略特別区域法における医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律の特例の施行等について」の一部 改正(いわゆる都市部での遠隔服薬指導を解禁 する省令改正)は令和元年9月30日に施行され、 本会は都道府県薬剤師会を通じて会員に周知し た(令和元年10月4日付、日薬業発第216号)。

②保険薬局の指定に係る留意事項通知の一部改 正について

平成27年「規制改革実施計画」を踏まえ、「保 険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正 等に伴う実施上の留意事項について」(平成8年 3月8日保険発第22号)が一部改正され、平成 28年10月1日より適用されることとなった。

本会では平成28年9月27日、「当該留意事項 通知が厳格に適用され、医薬分業の本旨が損な われることのないよう強く要請する」旨見解を 公表した(平成28年9月27日付、日薬業発第 235号)。

なお、公的医療機関における敷地内薬局誘致 事業において、「敷地内薬局における受付処方箋 枚数に応じて賃料を変動させる」といった募集 要項が出された事例があった。これについて藤 井基之本会顧問が参議院厚生労働委員会におい て質問を行い、厚生労働省保険局長より「認め られない」旨の回答があり、後日厚生労働省保 険局医療課より疑義解釈資料が発出された(平 成29年5月8日付、日薬業発第52号)。

③調剤業務のあり方について

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関する取りまとめ」(平成30年12月25日)において、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から対物業務の効率化を図る必要があると示されたことを受け、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方が整理され、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長より「調剤業務のあり方について」の通知が平成31年4月2日付けで発出された。本会は、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知を図った(平成31年4月8日付、日薬業発第13号)。

④管理薬剤師の兼務許可について

平成31年3月20日、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長より「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について」の通知が発出された。

薬局の管理者については、原則として当該薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することは禁止されているが、当該薬局の所在地の都道県知事等の許可を受けた場合には、例外的に他の薬事に関する実務に従事することが認められている(兼務許可)。

近年、薬局の薬剤師が行う業務が多岐にわたり、 その勤務体系が多様化していることなども踏ま え、兼務許可に関する考え方が整理された。具 体的には、これまで兼務許可の例示とされてい た非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合のほか、地 域における必要な医薬品提供体制の確保を目的 として、①薬局の営業時間外である夜間休日に、 当該薬局の管理者がその薬局以外の場所で地域 の輪番制の調剤業務に従事する場合、②へき地 における薬局の管理者の確保が困難であると認 められる場合において、当該地域に所在する薬 局の営業時間外に、当該薬局の管理者が他の薬 局に勤務する場合等が該当するとされた。 ただ し、兼務許可は例外的な取り扱いであり、例示 されたケースであっても、都道府県知事等が地 域の実情・個別の事案を勘案した上で、薬局の 管理者としての業務を遂行するにあたり支障を 生じないと判断した場合に限り認められ得るも のとされた。本会は都道府県薬剤師会を通じて 会員への周知を図った(平成31年3月28日付、 日薬業発第 456 号)。

⑤いわゆる薬局法人への対応について

かねてより本会総会等で質問のあったいわゆる薬局法人の創設については、平成25年度に本会法制委員会において論点と検討課題が整理され、本年度の法制委員会ではその内容について改めて検討を行った。

弁護士並びに行政書士(医療法人専門)に意見を求めたところ、「薬局法人は医療法人と同様に、解散時に持ち分(出資分及び内部留保・余剰金)の払い戻しができなくなると想定される。また、事業に関する制限や行政への報告等(業務報告、監査報告等)が多く、参入者があるか疑問であり、制度創設の大義があるとは言えない」との指摘を受けた。また、「保険調剤を非営利法人に制限すれば、憲法で保障された財産権や職業選択の自由の侵害になるため、非営利法人に制限することはできず、仮に薬局法人が認められたとしても、営利法人と併存することに

なる」との意見を受けた。したがって、「営利法 人であっても、医薬品の提供と適正使用の確保 に向け役割と機能を果たすことにより、実質的 に公益性の高い業務を提供して行くことが重要 である」と整理した。

4) 改正個人情報保護法等への対応について

平成27年9月に成立・公布された改正個人情報保護法については、平成28年10月5日に同法施行規則が改正され、平成29年4月には「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が作成された。さらに、5月には同ガイダンスのQ&Aが作成された。

本会では同ガイダンスや Q&A について、都 道府県薬剤師会を通じて会員に周知するととも に(平成29年5月11日付、日薬業発第55号他)、 「個人情報保護に関する薬局向け Q&A」を作成 し、会員向けホームページに掲載した(平成29年9月11日付、日薬業発第189号)。

(11) 税制改正・政府予算案等への対応 1) 令和2年度政府予算及び税制改正等への 要望

令和2年度政府予算及び税制改正等に関し、 例年同様、厚生労働省をはじめ関係方面に要望 を行った。

主な要望先は、以下のとおりである。

6月6日:厚生労働省医薬・生活衛生局長、 同13日:文部科学省高等教育局医学教育課、10 月29日:公明党政策要望懇談会、同30日:自 民党予算・税制等に関する政策懇談会、11月6 日:共同会派(立憲・国民・社保・社民合同) 厚生労働合同部会。

重点要望事項は、以下のとおり予算関係3項目、税制改正関係1項目である。

なお、令和元年10月9日には、自民党政務調査会「人生100年時代戦略本部」のヒアリングを受け、本会役員が全世代型社会保障改革についての意見を述べた。

このほか、令和元年11月8日には内閣府「全世代型社会保障検討会議」に日本医師会、日本歯科医師会と出席し、三師会合同の提言「全世代型社会保障改革への期待」を提出し、持続可能性のある社会保障制度改革についての意見を述べた。

さらに、11月27日に開催された自民党薬剤師問題議員懇談会でも、本会役員が同様の意見陳述と要望を行った。

「予算関係」

- 1. かかりつけ薬剤師・薬局機能の充実・強化
- 2. 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤 師の活用
- 3. 公平な診療報酬・調剤報酬の改定

(その他、○医薬品産業の創薬・開発力の強化、 ○高齢者の薬物療法の安全対策とフレイル対策 等への支援、○薬局(施設)認証システムの基 盤整備、○医療保険のオンライン資格確認の普 及に向けた基盤整備、○薬物乱用防止対策、危 険ドラッグ対策、アンチ・ドーピング活動の充 実強化と薬剤師の活用、○チーム医療推進にお ける病院・診療所薬剤師の活用、○薬学教育、 生涯学習への支援(薬剤師養成教育の充実、薬 学生に対する奨学金制度の拡充、生涯学習の推 進、認定薬剤師・専門薬剤師の養成)、○医療安 全管理体制等の整備、○学校環境衛生活動への 支援、○モバイルファーマシーの配備、○災害 薬事コーディネーターの設置と養成、○薬局の 設備・機器等の設置支援ーを要望した。)

[税制改正関係]

1. 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に係 る税制優遇制度の創設(地方税関係)

(その他、○健康サポート薬局に係る税制優遇措置の延長と拡充(地方税関係)、○要指導医薬品や一般用医薬品に関する取扱い(消費税関係)、○ 在庫医薬品の資産価値減少への対応(所得税・法人税関係)、○実務実習費に関する取扱い(消費税関係)、○事業税の取扱い(地方税関係)、○源泉徴収の取扱い(所得税・法人税関係)、○

「中小企業投資促進税制」について(所得税・法 人税関係)、○収益事業からの除外(所得税・法 人税関係) - を要望した。)

2) セルフメディケーション税制への対応

平成28年度税制改正法が平成28年3月29日に成立し、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例。平成29年1月から令和3年末までの4年間)が創設された。

本会では平成28年2月以降、厚生労働省、製薬団体、卸・小売流通関係団体と連携を図りつつ、同税制の円滑な実施に向け協議を行っており、同制度について都道府県薬剤師会に通知し、会員への周知を依頼した(平成28年6月20日付、日薬業発第132号ほか)。

また、平成 29 年 12 月には「要指導医薬品、 一般用医薬品販売の手引き」を改訂し、本税制 に関する解説を追記する等の対応を図った(平 成 29 年 12 月 7 日付、日薬業発 262 号)。

本年度はセルフメディケーション税制に関する説明資料(名刺タイプ)を「おまとめ便」8月号及び4月号に同封して周知したほか、都道府県薬剤師会に患者・来局者を対象とした資材として通知した(令和元年7月22日付、日薬業発第137号。令和2年3月24日付、日薬業発第486号)。

本会では引き続き、ホームページ等を通じて 啓発資材等の提供を行い、対応を図っていく。

3)令和2年度政府予算及び税制改正

令和2年度予算政府案は令和元年 12 月 20 日 に閣議決定され、令和2年3月27日に成立した。 厚生労働省予算には、薬局・薬剤師関係の主な 事業として、「認定薬局等の整備促進」(新規: 40,044千円)、「薬局の需給動向の把握」(新規: 40,716千円)、「災害時における薬剤師の対応体 制の整備」(新規:6,189千円)、「電子版お薬手 帳のフォーマットや機能追加に関する検討等」 (5,001千円。前年度比 0.4%増)、「一般用医薬 品等の販売状況の調査」(新規:3,968千円)、「一 般用医薬品適正使用推進のための研修」(5,048 千円。前年度と同額)、「薬局医療安全対策の推 進」(71,348 千円。前年度比 14.9%減)、「薬剤 師生涯教育の推進」(8,522 千円。同 0.0%増)、 「医薬分業推進支援センターの施設・設備整備 費」(74 億円の内数)、「地域医療介護総合確保基 金による医療・介護提供体制改革」(796 億円の 内数)、「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業」(0.2 億円)、「レセプトを活用 した医療扶助適正化事業」(80 億円の内数)、「認 知症のケアに関わる人材の育成と介護サービス 基盤の整備」(82 億円の内数)等が盛り込まれた。

また、令和2年度税制改正法も令和2年3月27日に成立した。令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱(厚生労働省分)では、保険調剤(社会保険診療報酬)に係る個人事業税の非課税措置(特別措置)の存続が本年度に引き続き認められた。また、2016年度の税制改正で創設された「健康サポート薬局に係る税制措置」の延長(令和2~3年度の2年間)も認められた。

(12) 薬剤師行動規範の普及・啓発

平成30年1月17日に開催した理事会において承認、制定された薬剤師行動規範については、本会ホームページに掲載している。また、本会封筒裏面に薬剤師綱領とともに印刷し、広報方努めている。合わせて、本会関連会議、研修会等の場で、本会役員が参加者に対して周知方に努めている。

なお、平成30年7月20日に開催された「2018 APEC ビジネス・エシックス・フォーラム(東京大会)」において、患者利益の最大化を目的とした団体間の倫理的な連携に合意する「日本における倫理的連携のためのコンセンサス・フレームワーク」(以下、「東京CF」)の調印式が行われた。本会からは山本会長が出席し、本会は日本難病・疾病団体協議会、全国がん患者団体連合会、日本看護協会、日本製薬団体連合

会、日本医療機器産業連合会、日本医師会、厚生労働省とともに署名した。日本の医療に関わるステークホルダーの間で、共通の倫理原則に合意するのは初めてとなる。本年度は、日本製薬団体連合会において「東京 CF」会議が7月31日に開催され、本会を含む関係団体は「東京 CF」の普及に努めている。また、本年9月9~10日にはサンティアゴ(チリ)で「2019 APEC ビジネス・エシックス・フォーラム」が開催され、日本製薬工業協会及び日本医療機器産業連合会が日本での取組みを発表した。

(13) その他本会の目的達成のために必要な事業

1)国民医療推進協議会

本会ほか医療関係40団体で組織する国民医療 推進協議会(会長:横倉義武・日本医師会会長) は令和2年10月8日に第14回総会を開催し、 人生100年時代を迎えるなか、国民が必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源の確保を政府に対し求めていくことを決議した。その上で、これらの達成に向け、同日より12月下旬にかけて「国民医療を守るための国民運動」を展開し、その一環として12月6日に「国民医療を守るための総決起大会」を東京都千代田区の憲政記念館講堂で開催することを決定した。

12月6日に開催された同大会には、薬剤師会 関係者約40名を含む約1,200名が参加し、国民 皆保険を堅持し、最善の医療を提供する制度の 実現等の決議を採択した。

2) キャッシュレス決済の普及・促進への対応 について

平成30年6月15日に閣議決定された「未来 投資戦略2018」では、2027年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることが掲げられた。現在、産官学の関係者によるキャッシュレス推進協議会が設立され、検討が進められている。同協議会には本会も参加し、 医療機関や薬局におけるキャッシュレス決済の 普及について検討を行った。

本年8月には、本会として医療機関や薬局に おけるキャッシュレス決済の現状と未導入の要 因を把握するため、本会ホームページ(会員向 けページ)上でアンケート調査を実施した(令 和元年8月29日付、日薬業発第173号)。

また、キャッシュレス決済の推進施策の一環 として、本年10月より実施されている「キャッ シュレス・消費者還元事業」等に関して、都道 府県薬剤師会に情報提供を行った(令和元年8 月27日付、日薬発第143号ほか)。

3) 医薬品医療機器総合機構への協力

医薬品医療機器総合機構との拠出金徴収業務 委託契約に基づき、薬局医薬品製造販売業者か らの副作用拠出金並びに安全対策等拠出金の徴 収、及び日薬誌等により制度の啓発に協力して いる。

令和元年度の製造販売業者4,089薬局のうち、 令和2年3月末日現在、副作用拠出金並びに安 全対策等拠出金ともに3,889薬局(納付率 95.1%)から拠出金が納付されている。全会員 薬局からの拠出金徴収が得られるよう努めている。

4)関係団体等との連携・協力に係る補助金、 助成金、負担金、寄付金等

本会の目的達成のために関係団体等との連携・協力を、令和元年度も継続した。

なお、令和元年度における関係団体等との連携・協力に係る補助金(会費)、助成金、負担金、 寄付金の実績は以下のとおりである。

【令和元年度関係団体等への連携・協力の実績】

	項	目		件 数
関係	系団体	本等会	34 件	
同	負	担	金	33 件
同	助	成	金	10 件
同	寄	付	金	7件

同	協	賛	金	3件
同	交	付	金	1件
同	補	助	金	1件
同	募	金		1件

5) 書籍斡旋・販売事業

本会会員等へのサービスの一環として、令和 元年度も書籍斡旋・販売事業を継続した。

日本薬剤師会斡旋図書とは、本会会員が各都 道府県薬剤師会を通じて申し込み、会員価格で 購入可能な書籍である。本会ホームページのサイト上で、本会会員以外の薬剤師も購入できる ようにしている。本会が全ての薬剤師にとって 必携となる重要な書籍を選定し、斡旋・販売を 行っている。

なお、令和2年3月末日現在、80冊を斡旋しており、そのうち本年度に斡旋を開始した図書数は31冊になる。また、本年度に斡旋販売した図書の総数は約36,000冊となっている。

6) 事務室賃貸事業

本会役員が日本薬剤師国民年金基金の運営に参画し、協力・支援を図っていた同基金は、 平成31年3月末日を以て地域型国民年金基金と 合併・統合し、全国国民年金基金となった。

これを受け、本会は同基金へ賃貸していた事 務室を同年3月末をもって閉鎖し、事務室賃貸 事業は終了した。

7)会員向け福利厚生事業

本会では、会員が日本国内において「業務」 を遂行することによって本人の死亡及び重度後 遺障害が起こった場合に、定額の見舞金(保険 金)を支払う見舞金制度(傷害総合保険)を設 けている。

本制度は掛け金を本会が負担することで、全会員を対象としている。本制度については日薬誌での案内のほか、速やかに見舞金を支払えるよう都道府県薬剤師会に協力をお願いしている。